

事務事業及び予算の執行実績

(令和6年度分)

静岡県富士健康福祉センター

静岡県富士保健所

静岡県富士児童相談所

静岡県富士知的障害者更生相談所

事務事業の概要	1
---------------	---

○ 概況

1 沿革	1
2 管内の概要	〃
3 管内図	3
4 業務分担	〃
5 組織図	4

○ 課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績(成果)及び評価・改善

1 総務課	5
(1) 管理業務	〃
職員の健康管理・交通安全対策・会計経理事務	〃
(2) 災害対策事務	6
(3) 災害弔慰金等補助金交付事務	〃
2 福祉課	7
(1) 地域福祉対策業務	〃
民生委員・児童委員調	〃
民生委員・児童委員の活動状況調	〃
社会福祉施設要入所者調	9
(2) 長寿社会対策業務	10
高齢者数等の調	10
(3) 母子保健、児童福祉対策業務	12
(4) 障害児(者)保健福祉対策業務	19
(5) 精神障害者保健福祉対策	20
3 医療健康課	29
(1) 医務関連業務	29
診療機関状況調	32
人口10万対病床数及び医師等の数調	33
立入検査の状況調	34
立入検査結果項目別不備数・率調	35
医療従事者不足状況調	〃
(2) 健康増進対策業務	36

(3) 感染症対策・疾病対策業務	48
エイズ相談等実施状況調	//
感染症患者発生状況調	53
特定医療費等受給者調	58
4 育成課・相談判定課(児童相談所)、相談判定課(知的障害者更生相談所)	60
(1) 児童相談の受付と処理	//
児童相談種類別対応状況調	//
児童相談処理状況	62
児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調	//
(2) 児童虐待相談への対応	64
(3) 知的障害者更生相談所業務	65
知的障害者調	66
5 衛生薬務課	67
(1) 食品衛生業務	//
(2) 生活衛生業務	68
(3) 温泉業務	69
(4) 動物愛護管理業務	//
(5) 薬務業務	70
(6) 環境衛生業務	73
動物取扱施設立入検査状況調	74
特定動物飼養又は保管許可件数調	75
犬・猫の愛護管理状況調	76
動物をめぐる苦情・相談件数調	77
動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調	78
咬傷犬事故発生状況調	79
生活・環境衛生監視指導状況調	80
食品関係営業施設の監視状況調	82
食品関係営業施設の監視状況調	84
食品等の収去検査状況調	86
食中毒発生状況調	87
薬事関係立入検査状況調	88
建築物監視指導状況調	90
6 薬事監視第1機動班	92
7 動物保護第2指導班	94

事業の根拠法令調	96
職員調	101
職員の年齢調	104
健康管理	105
職員配置調	106
歳入予算執行状況調	108
県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調	112
過年度分収入未済額調	116
現金出納調	117
保管現金有高調	〃
預金調	〃
郵券等受払調	118
歳出予算執行状況調	120
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	136
委託料等歳出予算執行状況節別集計表	137
委託料に関する調	138
補助金支出調	140
負担金支出調	142
建築工事調	144
公有財産調	145
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調	〃
備品・図書調	146
主要備品調	147

事務事業の概要

○ 概 況

1 沿 革

(富士保健所)

- 昭和18年6月 富士郡吉原町今泉木綿島67に吉原保健所として開設
富士宮市及び富士郡(3町16村)を管轄 職員数7名
- 19年10月 保健所法改正による富士宮保健所新設に伴い、管轄区域が富士町、吉原町、鷹岡村の2町1村となる。
- 22年9月 新保健所法制定により、取締許可行政事務が警察から移管される。
- 41年3月 富士市津田蓮台場217に新庁舎竣工
11月 2市1町合併、富士市となる。
これに伴い富士保健所と改称、富士市を管轄する。
- 61年12月 現在地の富士市本市場441-1富士総合庁舎に移転
- 平成10年4月 機構改革により、富士宮保健所、東部民生事務所の一部を統合して富士健康福祉センター(富士保健所)となる。
- 17年4月 機構改革により、支所を廃止し分庁舎となる。
- 18年4月 管轄区域に富士川町が加わる。
- 22年4月 機構改革により、相談課(富士児童相談所(富士知的障害者更生相談所))が新設される。

(富士宮保健所)

- 昭和19年10月 富士宮市連雀1135番地の通信省簡易保健相談所が静岡県に移管され、同所に富士宮保健所が設置される。
- 31年10月 富士宮市豊町18の5番地に移転する。
- 58年5月 新庁舎が竣工する。
- 平成10年4月 機構改革により、富士宮保健所が廃止され、富士健康福祉センター(富士保健所)富士宮支所となる。
- 17年4月 機構改革により、富士宮支所が廃止され、富士宮分庁舎となる。
- 27年4月 機構改革により、富士宮分庁舎業務が廃止となる。
- 29年12月 富士宮分庁舎を売却。

2 管内の概要

当所管内は県東部に位置し、富士宮市、富士市の2市で構成されている。

地勢的には、北に富士山が聳え、東に愛鷹山麓が連なる一方、西には富士川が流れ、南は駿河湾に面しており、海拔0mから標高3,776mの富士山頂までの日本最大の高低差を持つ地域である。

東西に27km、南北に37kmの広さを持ち、面積は634.02km²で県土の8.2%を占めるが、富士山南西に広がる森林原野の占める割合が高いため、平野部の割合は小さくなっている。

しかし、温暖な気候や東海道に面する交通の利便性から、製紙を始めとする製造業が古くから盛んであり、製造業への従事割合では両市とも県平均を上回っている。特に富士市について見ると、浜松市、静岡市に次いで県内第3位の事業所数を有している。

また、管内人口は約36万人で県全体の10.3%を擁している。

管内住民の健康維持・増進はもとより、生活衛生の維持・向上と産業発展との均衡を図る意味からも、当所の果たす役割に期待が持たれている。

管内市町別面積・人口等

市 町 別	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			面 積 (km ²)
		男	女	計	
富士宮市	53,604	60,984	61,992	122,976	○ 389.08
富 士 市	101,506	117,790	120,755	238,545	244.94
計	155,110	178,774	182,747	361,521	634.02

(注) 世帯数及び人口は、「県統計調査課作成 静岡県の推計人口(令和7年4月1日現在)」
面積は、国土地理院「令和7年全国都道府県市区町村別面積調(1月1日時点)」に基づき
算定(○ 富士宮市は、境界の一部が未定のため参考値)

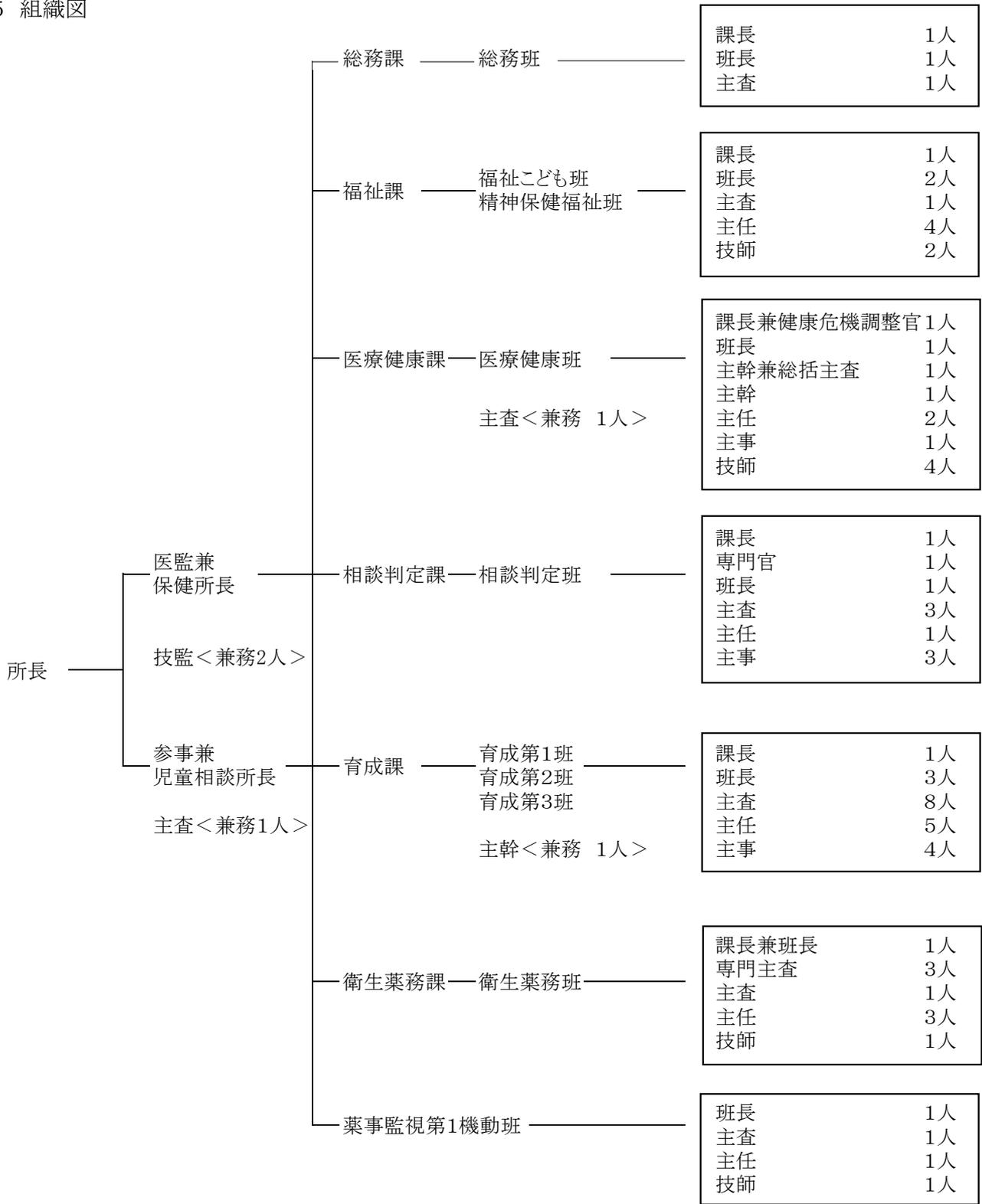
3 管内図



4 業務分担

- 総務課 …………… ・ 所内調整、予算経理、災害救助に関すること。
- 福祉課 …………… ・ 地域福祉の推進に関すること。
 - ・ 母子保健に関すること。
 - ・ 精神保健福祉に関すること。
- 医療健康課 …………… ・ 健康づくり啓発、新型インフルエンザ・エイズ・結核・肝炎・感染症対策、難病対策に関すること。
 - ・ 地域医療体制の整備に関すること。
 - ・ 医療従事者免許手続、病院開設許可、病院等の立入検査に関すること。
 - ・ 人材養成（医師・看護学生実習、臨床医師研修、地域保健福祉関係者研修等）に関すること。
 - ・ 原爆被害者対策に関すること。
- 相談判定課 …………… ・ 児童相談所の相談受付に関すること。
 - ・ 児童の心理検査、心理治療、家族への心理教育・助言指導に関すること。
 - ・ 知的障害者更生相談所の療育手帳並びに判定者の作成に関すること。
- 育成課 …………… ・ 要保護児童に係る調査及びソーシャルワーク。
 - ・ 地域の相談機関への支援に関すること。
 - ・ 児童福祉施設、里親等の支援機関の助言指導に関すること。
- 衛生薬務課 …………… ・ 食品衛生、狂犬病予防、環境衛生営業六法、温泉法に関すること。
 - ・ 医薬品販売業、麻薬覚せい剤、毒物劇物に関すること。
- 薬事監視第1機動班 …… 旧清水市以東の薬事監視・指導及び相談業務に関すること。

5 組織図



職員数 計71人
 <併任1人を含む>
 <兼務5人を除く>

(その他会計年度任用職員等)

職名	人数
会計年度任用職員	8人

○ 課・班別の事務又は事業の目的、計画、実績（成果）及び評価・改善

1 総務課

(1) 管理業務

ア 目的

職員が目的意識を持ち、事業の計画的かつ効率的な遂行ができるよう、所内の連携協力体制を強化する。

職場の安全管理、職員の健康管理に努め、職員が快適に仕事に取り組めることを目指す。

イ 実績

(ア) 組織運営

毎月開催する課長・班長会議等を通じて、所内における連絡調整・情報共有を行い、効果・効率的な運営体制づくりに努めるとともに、人事に関する事務を行った。

(イ) 職員の資質向上

所掌事務の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等が実施する研修会、講習会等に積極的に参加させ、職務上必要な専門知識の習得と実務処理能力の向上に努めている。

(ウ) 職員の健康管理

毎年の定期健康診断の受診はもとより、業務により受診が必要な特別健康診断の積極的な受診を勧奨し、健康保持と疾病の早期発見に努め、異常が発見された職員には、速やかな受診を促している。

また、年次有給休暇や夏季休暇の計画的な取得を促進するとともに、毎週水曜日及びワーク・ライフ・バランス推進デーの定時退庁日の周知徹底や、毎月の課長・班長会議で時間外勤務の状況を共有し、特定の個人に業務が集中しないよう事務分掌の見直しをする等、時間外勤務の縮減に努めている。

(エ) 交通安全対策

毎月の課長・班長会議等を通じて、職員へ交通安全について注意喚起し、交通安全意識の向上を図っており、公用車出張時の声掛け、交通事故に関する研修の受講、セーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー92」への参加など、所内全体で、交通事故・交通違反防止に積極的に取り組んでいる。

(オ) 会計・経理事務

会計・経理及び物品等の取扱いについては、事業の円滑な推進を図るため、迅速かつ正確に処理し、事務の効率的執行に努めている。

出納局主催の研修会に積極的に参加し、会計・経理・物品事務の知識の習得に努めている。

(カ) 職員の服務規律の徹底

職員のコンプライアンス意識の徹底を図るため、毎月の課長・班長会議やメール等により、繰り返し注意喚起と意識啓発を行い、コンプライアンス意見交換会、若手職員等意見交換会、個別面談等を実施して、不適切な事務処理根絶と風通しのよい職場づくりに努めている。

ウ 評価・改善

所管する業務を円滑に遂行するため、定例で課長・班長会議を開催し、各課・班の連絡を密にすることで業務における共通認識を醸成し、必要な協力体制を取るなど、事業の計画的かつ効率的な運営に努めている。

また、行政事務の適正化等の業務遂行上の留意事項、服務規律の厳守、綱紀の厳正保持、交通事故防止等についても周知・徹底を図っている。

(2) 災害対策事務

ア 目的

地震等の災害発生時に、医療、福祉関係において、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを目指す。

イ 実績

災害時における職員の動員、業務分担、時系列に沿った事務分掌等をまとめた災害対策マニュアルを随時見直し、災害時に迅速・的確に対応できるよう、令和6年8月に総合防災訓練、同年7月に健康福祉部防災訓練、令和7年1月には、地震対策オペレーション2025（大規模図上訓練）に取り組んだ。

ウ 評価・改善

各種訓練や災害時におけるイメージトレーニングを重ねることで、災害時における各自の役割を認識し、災害対策マニュアルを改善して災害への対応力の向上に努めている。

(3) 災害弔慰金等補助金交付事務

ア 目的

災害により死亡した者の遺族に災害弔慰金及び障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する市に対して補助金を交付する。

イ 実績

なし

ウ 評価・改善

災害発生時には速やかに交付できるよう、訓練を通して管内各市と連携を図っていく。

2 福祉課

(1) 地域福祉対策業務

圏域の保健・医療・福祉に関する施策が、地域の実情に応じて総合的に推進されるよう市及び関係機関との連携強化と支援の充実を図っている。

ア 民生委員・児童委員活動の推進

(ア) 目的

民生委員・児童委員及び主任児童委員の委嘱・解嘱事務を行うとともに、活動に要する経費を助成して活動の充実強化を図り、地域福祉の向上に資する。

(イ) 実績（成果）

民生委員法の規定に基づき、民生委員推薦会委員報酬、地区民協活動費等、民生委員法第26条による負担金を交付した。

(令和6年度)

交付先	負担金額(円)
富士宮市	18,932,220
富士市	34,780,500
計	53,712,720

(ウ) 評価・改善

民生委員・児童委員の適正配置と、地域における活動の促進、資質の向上が図られたことにより、地域福祉の推進に寄与した。新型コロナウイルス感染症の影響前に戻りつつある。

民生委員・児童委員調

(令和7年3月31日現在)

区分 市町別	定数	現員			1人1か月平均 取扱件数
		男	女	計	
富士宮市	254人	107人	146人	253人	11.69
富士市	439人	168人	265人	433人	10.95
計	693人	275人	411人	686人	11.22

民生委員・児童委員の活動状況調

(令和6年度) (単位：件)

1 内容別相談・支援件数			分野別相談・支援件数		
区分	件数	1委員当り	区分	件数	1委員当り
在宅福祉	657	0.96	高齢者に 関すること	5,489	8.00
介護保険	346	0.50			
健康・保健医療	422	0.62			
子育て・母子保健	287	0.42			

子どもの地域生活	598	0.87	障害者に関すること	929	1.35
子どもの教育・学校生活	817	1.19			
生活費	390	0.57			
年金・保険	40	0.06	子どもに関すること	2,075	3.02
仕事	68	0.10			
家族関係	347	0.51			
住居	281	0.41	その他	1,889	2.75
生活環境	790	1.15			
日常的な支援	2,260	3.29			
その他	3,079	4.49	計	10,382	15.13
計(1)	10,382	15.13			

2 その他の 活動件数	活動区分	件数	1委員当り
	調査・実態把握	14,572	21.24
	行事・事業・会議への参加協力	16,942	24.70
	地域福祉活動・自主活動	30,964	45.14
	民児協運営・研修	22,691	33.08
	証明事務	1,494	2.18
	要保護児童の発見の通告・仲介	79	0.12
	計(2)	86,742	126.45

3 相談・支援・調査のため	区分	件数	1委員当り
	相談・支援及び活動件数 (1) + (2)	97,124	141.58
	前年同期	93,622	136.48
	活動日数	92,022	134.14
	訪問回数	83,457	121.66
	連絡調整回数	63,556	92.65

イ 避難行動要支援者の避難支援

(ア) 目的

令和3年5月に国が改定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づく避難行動要支援者名簿の作成等に取り組むことができるよう管内市を支援する。

(イ) 実績(成果)

災害救助法・要配慮者等に係る意見交換会	開催日	令和6年7月9日(火)
	出席者	県及び熱海・御殿場・富士健康福祉センター管内市町の担当職員(福祉・防災部局)
	場所	東部総合庁舎本館3階 東部方面本部室

	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・個別避難計画作成のポイント及び事例紹介 ・各市町の取組内容、事例紹介 ・意見交換会
災害時の要配慮者支援に係る市町のフォローアップ会議	開催日	令和6年10月23日（水）
	出席者	富士市：福祉総務課、防災危機管理課
	場 所	富士市役所
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組内容報告 ・合同会議(福祉総務課、高齢者支援課、介護保険課、障害福祉課、防災危機管理課、社会福祉協議会)を実施し連携を強化した。 ・名簿掲載者に対し同意の意向調査を実施して名簿を整理した。 ・市独自の防災アプリの普及啓発の実施 ・福祉施設と福祉避難所開設について協議している。
	出席者	富士宮市：福祉企画課、危機管理局
	場 所	富士宮市役所
	内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組内容報告 ・国の支援制度を利用し、個別避難計画作成について支援を得た。 ・居宅介護部会に個別避難計画作成を委託した。 ・名簿掲載者に対し同意の意向調査を実施して名簿を整理した。

(ウ) 評価・改善

避難行動要支援者の個別支援計画策定の進捗状況等を確認した。両市とも積極的に取り組んでおり進捗を確認できたので、引き続き管内市の取組みを支援していく。

社会福祉施設要入所者調

(令和7年3月31日現在)

(単位：人)

施設の種類		管内施設		管内要入所者			過不足 (A)-(B) △印は不足	摘要
		施設数	定員 (A)	入所中	入所 待機者	計 (B)		
保 護	救護施設							
	小 計							
老 人	養護老人ホーム							
	特別養護老人ホーム							
	軽費老人ホーム							
	小 計							

児童	福祉型障害児入所施設						
	医療型障害児入所施設						
	児童心理治療施設	1	50	6(6)	0	6(6)	44
	小計	1	50	6(6)	0	6(6)	44
障害者支援施設							
合計		1	50	6(6)	0	6(6)	44

(2) 長寿社会対策業務

令和6年4月1日現在、管内の65歳以上の高齢者は110,657人（総人口に占める割合は29.5%）である。

このような状況の中、「いきいき長寿社会」の実現に向け、「ふじのくに長寿社会安心プラン」の着実な推進を目指すとともに、介護予防・生活支援など高齢者が安心して生活できる環境整備の推進に努めている。

高 齢 者 数 等 の 調

区 分 市 町 別		総人口 (人)	高齢者数				老人クラブ		
			60才以上 65才未満 (人)	65才以上 (人)	計 (人)	総人口に 対する 65才以上 の人口比 (%)	クラブ 数	加入者 数 (人)	加入率 (%)
富士宮市	R4年度	129,654	7,709	39,099	46,808	30.2	36	1,879	4.0
	R5年度	128,706	7,813	39,182	46,995	30.4	35	1,774	3.8
	R6年度	127,558	7,779	39,244	47,023	30.8	35	1,774	3.8
富士市	R4年度	250,030	15,215	70,873	86,088	28.3	78	2,972	3.5
	R5年度	248,368	15,461	71,176	86,637	28.7	65	2,476	2.9
	R6年度	247,121	15,649	71,413	87,062	28.9	65	2,476	2.8
計	R4年度	379,684	22,924	109,972	132,896	29.0	114	4,851	3.7
	R5年度	377,074	23,274	110,358	133,632	29.3	100	4,250	3.2
	R6年度	374,679	23,428	110,657	134,085	29.5	100	4,250	3.2

ア 老人の日記念事業

(ア) 目 的

「老人の日・老人週間」に際し、百歳該当者に内閣総理大臣並びに県知事の寿詞及び祝品を贈呈し、その長寿を祝う。

(イ) 実績 (成果)

(令和6年度)

市町名	祝百歳	百歳以上
富士宮市	49人	84人
富士市	88人	175人

計	137人	259人
---	------	------

(注) 1 「祝百歳」は当該年度中に百歳を迎える者が対象

2 「百歳以上」は令和6年9月1日現在の満百歳以上長寿者

(ウ) 評価・改善

多年に渡り社会の発展に寄与してきた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うことにより高齢者の励みや生きがいにつなげることができた。

なお、事前に受領方法を確認し、14名は訪問し贈呈、それ以外は郵送で贈呈した。

イ 地域リハビリテーション強化推進事業

(ア) 目的

高齢者等が住み慣れた地域で一生安全にいきいきとした生活が送れるよう、それぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションを提供するため、地域リハビリテーション広域支援センターと地域リハビリテーション支援センターを指定し、地域のリハビリテーション支援体制の整備を図る。

(イ) 実績（成果）

a 広域支援センター等の指定状況 (令和7年3月31日現在)

地域リハビリテーション 広域支援センター		地域リハビリテーション 支援センター	
医療機関名	指定年月日	医療機関名	指定年月日
医療法人社団紫苑会 富士いきいき病院	平成20年4月1日	医療法人財団百葉の会 湖山リハビリテーション病院	平成15年10月8日
		医療法人社団英志会 富士整形外科病院	平成15年10月8日
		医療法人社団喜生会 新富士病院	平成15年10月8日
		医療法人社団富士恵仁会 フジヤマ病院	平成20年4月1日

b 事業内容（広域支援センターに業務委託） (令和6年度)

内 容	回数等
リハビリテーションの活用に係る多職種連携	23回
介護サービスにおけるリハビリテーションの視点導入促進	35回
障害者や児童など高齢者以外の分野に関するリハビリテーションの推進	4回
地域の関係機関からなる連絡協議会の設置・運営	2回
リハビリテーション専門職の派遣調整	61回
合 計	125回

(ウ) 評価・改善

リハビリテーションの活用や理解促進を目的とした多職種連携会議やリハビリテーションの視点を介護サービスに導入するための研修等の開催、高齢者以外の分野に対するリハビリテーションの推進等に加えて、令和2年度からリハビリテーション専門職の派遣調整を実施し、リハビリテーション提供体制の強化を図っている。

ウ 富士圏地域包括ケア推進ネットワーク会議

(ア) 目的

地域包括ケアシステムの構築を実現するため、医療・介護を始めとする専門職の連携を強化し、市町における地域包括ケア推進体制づくりを支援する。

(イ) 実績（成果）

開催日	会場	協議内容	出席委員数
第 1 回 令和7年2月20日(木)	202会議室	単身高齢者世帯への対応について ・医療面、介護面における単身高齢者の課題 ・医療や介護サービス等につながない単身高齢者の把握	14人

(ウ) 評価・改善

令和6年度は、前年度末に策定した「第10次 静岡県長寿社会保健福祉計画」の初年度のため、年々増加している単身高齢者世帯の対応について協議した。協議内容を単身高齢者の課題としてまとめ、今後の会議で活用する。

エ 在宅復帰支援体制強化事業

(ア) 入退院支援ガイドライン「富士圏域医療と介護の情報連携の手引き」の改訂

a 目的

在宅での医療需要の増加が見込まれる2025年に向け、入院患者とその家族が安心して在宅療養を選択できるよう、円滑な退院調整について地域ごとのルールをまとめた入退院支援ガイドライン「富士圏域医療と介護の情報連携の手引き」の活用を図る。

b 実績（成果）

令和元年度に当該ガイドラインを策定したが、医療と介護を取り巻く環境も変化していることから、令和5年2月から3月にかけて改訂に向けた関係者に対するアンケートを実施した。令和5年11月に第2回富士圏域地域包括ネットワーク会議で改訂（案）について報告し、了承を得た。令和6年度は介護報酬改定や関係機関の組織改編などを反映した改訂版を作成し、関係機関に配布した。

c 評価・改善

令和元年度に作成した入退院支援ガイドラインについて、介護報酬改定や関係機関の組織改編などを反映し、改訂を行った。

今後も関係機関に周知・啓発を行い、円滑な退院調整が行われるよう活用を図る。

(3) 母子保健、児童福祉対策業務

質の高い母子保健・児童福祉サービスを展開するため、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援を実施する市町に対し必要な助言や調整を行うとともに、子育て家庭の経済的な負担軽減、慢性疾患児等に対する相談や療育支援の充実を図った。

ア 広域的母子保健フォローアップ支援事業

(ア) 母子保健・児童福祉担当者業務連絡会

a 目的

気になる妊産婦や母子が、地域で安定した日常生活を送れるよう母子保健・児童福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産に係る切れ目のない支援体制を築くため、関係

者連絡会議を開催する。

b 実績（成果）

実施日	会場	対象及び参加人数	内容
令和6年 6月13日 (木)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童 福祉担当者 富士健康福祉センター 担当者 県こども家庭課担当者 計 21人	議題 ・富士圏域妊産婦及び母子支援ネット ワークについて ・5歳児健康診査の実施体制整備につ いて 意見交換 ・1か月児健康診査の県協定について ・健診未受診者フォローについて ・健診必須問診項目への対応について

c 評価・改善

平成23年度から「富士圏域未熟児フォローアップ連絡会議」、平成25年度からは、支援対象に気になる母子を含め会議名称を「富士圏域気になる母子等フォローアップ連絡会議」として、毎年1回開催している。令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響で開催は見送り、令和5年度は母子保健従事者向けの周産期メンタルヘルスについての見識を深める講演会を実施していた。令和6年度は、類似名の事業と区別するため、「富士圏域母子保健・児童福祉担当者業務連絡会」に変更し、開催した。

市担当者からは、県や管内市の母子保健・児童福祉について情報交換ができる機会として評価を得ているため、今後も継続して実施する。

(イ) 母子保健関係職員等研修会

a 目的

母子保健関係者に対して母子保健に関する理念を踏まえた幅広い分野の研修等を実施するとともに、市町が実施する母子保健関係事業に対して広域的・専門的な観点から支援を行うことにより、母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図る。

b 実績（成果）

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和6年 12月18日 (水)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童福 祉担当者 富士健康福祉センター担 当者 県こども家庭課担当者 計 48人	講演 「健やかな親子関係の確立に向け た相談や支援のための研修」 講師 愛知県知多児童・障害者相談セン ター 児童育成課長 秋津佐智恵 氏

c 評価・改善

管内市母子保健・児童福祉担当者や医療機関従事者を対象に、支援者間の共通理解の促進や支援技術の向上を目的とした研修会を実施している。令和6年度は、市担当者から令和2年3月に発行された「健やかな親子関係の確立に向けた乳幼児健診現場における相談支援ガイドブック(普及版)」に関する研修開催の要望があり、執筆者1人を講師に招き、当研修会を開催した。

今後も、管内担当者と情報共有し、ニーズに応じた研修会を開催するなど、圏域全体を支援していく。

(ウ) ハイリスク家庭フォローアップ連絡会議（東部5健康福祉センター共催）

a 目的

長期に医療や発達フォロー、家族への支援が必要な未熟児に対して、医療機関、保健機関の関係者が連携し、適切な支援を行う体制を整備する。

b 実績（成果）

開催日	会場	対象及び参加人数	内容
令和6年 12月4日 (水)	オンライン 開催	東部5健康福祉センター 管内の産科及び小児科医療機関の医師・看護師・ 医療相談員、 市町母子保健・児童福祉 担当者、 東部5健康福祉センター 母子保健担当者 等 計 131人	「外国人妊産婦への支援」 ・行政説明 「妊娠期から子育て期にわたる 切れ目ない支援」 ・行政説明 「外国人妊産婦への支援状況」 ・事例紹介 「外国人妊産婦のハイリスクケ ースへの支援」 ・意見交換

c 評価・改善

令和4年度までは「未熟児フォローアップ連絡会議」として、NICU（新生児集中治療室）を有する医療機関と市町の母子保健担当課が会議であったが、未熟児という表現は現在あまり使用されておらず、未熟児に限らずフォローが必要な家庭が増えている点から会議名を「ハイリスク家庭フォローアップ連絡会議」に変更した。令和6年度は「外国人妊産婦への支援」をテーマに、支援状況に関する行政説明や事例紹介を行い、各関係機関が日頃の業務で抱えていた疑問や事例について、オンライン上で情報共有することができた。

今後も長期に医療や養育に対する支援を必要とするハイリスク児やその家族等を地域で継続的に支援する体制を構築するため、医療機関と行政が双方の支援状況について情報共有を図る取組みを実施していく。

(エ) 富士圏域妊産婦及び母子支援ネットワーク

a 目的

生後間もないこどもの虐待事例の増加に鑑み、特定妊婦等気になる妊産婦や母子を早期に発見して支援し、安心して出産・育児ができるようにするため、医療機関と保健・福祉機関の関係者が連携し、妊娠・出産・育児期にかかる切れ目のない支援体制を構築する。

b 実績（成果）

実施日	会場	対象及び参加人数	内容
-----	----	----------	----

令和7年 2月5日 (水)	富士 総合庁舎	管内市母子保健・児童福祉担当者、 管内公立病院産科職員、 富士健康福祉センター担当者、 県こども家庭課担当者 計 16人	富士圏域 妊産婦及び母子支援 ネットワーク業務連絡会
令和7年 2月28日 (金)	富士 総合庁舎	管内産科、小児科、精神科医師、 富士地区助産師会長、 管内公立病院産科職員、 管内市母子保健・児童福祉担当者、 富士健康福祉センター担当者 県こども家庭課担当者 計 26人	富士圏域 妊産婦及び母子支援 ネットワーク会議

c 評価・改善

平成26年度にネットワーク会議を設置し、平成27年度から管内産婦人科医療機関及び助産所と市保健センターとの間で、気になる母子について連絡票を用いた情報連携を開始している。産婦人科では生後1か月健診をもってフォローがおおむね終了することから、母子との接触が多い小児科や、母のメンタルヘルス支援を担う精神科も含めた支援体制を構築するため、平成28年度にはネットワーク協力医療機関を小児科及び精神科まで拡大した。令和3年度には、分娩を取り扱う公立医療機関も構成員に追加している。令和6年度には、ネットワーク会議と業務連絡会を開催したほか、精神科との連携をより円滑に行うため、管内精神科・心療内科標榜医療機関を対象とした調査を実施し、連絡先一覧を作成した。

妊産婦や母子への支援については、市の母子保健事業の拡充により体制整備が進められているが、今後も妊産婦や母子を切れ目なく支援できるよう医療機関と行政の関係者の連携によるネットワーク体制強化していく。

イ 生涯を通じた女性の健康支援事業

(ア) 思春期保健講座

a 目的

女性がライフスタイルに応じて適切な自己管理を行うことができるよう、中・高校生を対象に、妊娠・出産のみならず女性特有の悩みや生活のしづらさの解決に資する健康教室を開催し、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

b 実績（成果）

実施日	会場	対象 (参加人数)	内容	講師
令和6年 11月7日 (木)	吉原工業高等学校	1年生 (145人)	予期せぬ妊娠や性感染症の予防について	保健師2人(福祉課、医療健康課各1人)
令和6年 11月18日 (月)	富士宮北高等学校	1年生 (194人)	予期せぬ妊娠や性感染症の予防について	保健師2人(福祉課、医療健康課各1人)

c 評価・改善

事前に養護教諭との打合せ、学校の状況の確認等を行った上で、ニーズに合わせた講座を実施した。

予期せぬ妊娠や性感染症を防ぐために、思春期世代で正しい知識を獲得することが重要なため、今後も取組を継続していく。

(イ) 思春期保健研修会

a 目的

管内の関係機関が情報交換等を行うことで他機関の取組みを知り、課題の共有と解決策を検討することで、地域において思春期保健に関わる支援者の実践力向上を図り、思春期世代への充実した支援を推進する。

b 実績（成果）

実施日	会場	内 容	参加者	人数
令和7年 1月28日 (火)	富士総合庁舎	演題 「思春期世代に伝え たいプレコンセプ ションケアの基礎 知識」 講師 浜松医科大学 生殖 周産期医学講座 (表IVFクリニック 寄附講座) 村林奈緒 氏	各市教委学校教育課及 び管内の小中高等学校 の担当職員（養護教 諭、保健主事等）、 公立病院、助産院等の 職員（看護師・助産師 等）、 医療機関職員（産婦人 科、小児科等）、 母子保健及び児童福祉 担当職員、 富士健康福祉センター 職員 等	61人 (会場44 人、オン デマンド 配信17人)
オンデマン ド配信期間 令和7年2 月21日(金) ～ 令和7年3 月14日(金)	オンデマンド 配信： 静岡県公式 YouTube			

c 評価・改善

平成30年度まで実施していた富士宮思春期保健対策連絡会を見直し、圏域を対象とした研修会として開催したことにより、管内の関係機関の連携が強化され、有意義な情報交換の時間となった。

今後も管内の思春期保健分野で活躍する支援者を講師に呼ぶことで、支援者同士が繋がり、より充実した支援を実施できるような地域づくりを目指す。

(ウ) 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援

a 目的

思いがけない妊娠により悩む女性が、何らかの事情により医療機関に未受診のまま出産に至る状況を防止するため、特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等を支援する。

産科受診支援では、面接相談、医療機関への同行支援、関係機関との連絡調整を実施する。また、経済困窮等を理由に初回受診費用の自己負担が困難な女性に対しては、初回産科受診料支援として費用の助成を行う。

b 実績（成果）

年度	産科受診支援	初回産科受診料支援
令和2年度	1人	—
令和3年度	1人	あり
令和4年度	0人	—
令和5年度	1人	あり
令和6年度	2人	—

c 評価・改善

令和2年度から事業を開始し、産科医療機関、市母子保健担当部局、児童福祉担当部局、児童相談所等、関係機関との連携が円滑に行われ、適切な対応がされている。

経済困窮等を理由に初回産科受診料支援を行うこともあるが、思いがけない妊娠によりパートナーや家族に相談することができずに悩み、関係調整の支援を必要としている事例もあった。

対象者自身や関係機関から相談等があった場合には、速やかに適切な機関につなぐこと、情報共有を図ることが重要なことから、関係機関の連携強化を図っていく。

ウ 不妊治療費（先進医療）助成事業

(ア) 目的

不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療のうち、保険診療の生殖補助医療と併用して先進医療を実施した夫婦に対し、補助金を交付する。

(イ) 実績（成果）

a 申請件数

区分	富士宮市	富士市	合計
令和6年度	39件	98件	137件

(ウ) 評価・改善

令和6年度から、保険診療の生殖補助医療と併用して実施した先進医療に対する費用助成を開始した。生殖医療に先進医療を併用することにより妊娠率の向上が見込まれるが、先進医療については全額自己負担となっていることから、費用助成により対象者の経済的負担の軽減が図られている。

今後も対象者の経済的負担が軽減されるよう、制度の周知を図る。

エ 小児医療給付

(ア) 目的

小児慢性疾病のうち特定のあるものは、その治療が長期にわたり医療費負担が高額となるため、医療費給付を行い経済的負担の軽減を図る。

(イ) 実績（成果）

○小児慢性特定疾病医療費給付状況 (令和6年度) (単位：件)

区 分	富士宮市	富士市	合 計
悪性新生物	19	31	50
慢性腎疾患	8	17	25
慢性呼吸器疾患	6	6	12
慢性心疾患	20	29	49
内分泌疾患	19	29	48
膠原病	2	1	3
糖尿病	9	13	22
先天性代謝異常	1	1	2
血液疾患	—	4	4
免疫疾患	1	3	4
神経・筋疾患	9	30	39
慢性消化器疾患	2	8	10
染色体又は遺伝子に 変化を伴う症候群	—	8	8
皮膚疾患	1	—	1
骨系統疾患	2	7	9
脈管系疾患	—	2	2
合 計	99	189	288

(ウ) 評価・改善

医療費負担が高額な小児慢性特定疾病に対する医療費給付を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図った。

オ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

(ア) 目 的

慢性的な疾病にかかっていることにより、長期に渡り療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。

(イ) 実績（成果）

随時、療育相談を受けることができる体制を整え、受給者証変更申請等受付時には積極的な療育状況の確認に努めた。

なお、例年は、受給者更新時に相談等があるが、令和2年度は新型コロナウイルス感染防止のため、受給者証の有効期間が1年間延長され、更新が不要になった。

○療育相談及び巡回相談指導

令和6年度 実績無し

その他の自立支援事業(東部地域5保健所共催)

実施日	会場	対象及び参加人数	内容	講師
令和6年 11月13日 (水)	Zoomによるオンライン及びYouTubeによるオンデマンド配信 (当日の事務局：東部総合庁舎)	小児慢性特定疾病医療受給者とその家族、医療関係者、学校・幼稚園・保育園関係者 行政職員(母子保健・児童福祉担当等) 等	目的：小児慢性特定疾病児童等が、自身の病気や生活について主体的に関わり自己決定をすることができるよう、また、その家族が自立を見守り支えていくことができるために、必要な情報提供を行う。 申込者者：64組70名 (当日参加13回線15名) 内容： ・行政説明「東部地域における小児慢性特定疾病児童とその家族の不安・心配事の実態について」 ・移行期支援講演 テーマ「こどもから大人へ向けた準備～移行期支援と災害対策～」 ・当事者の経験談	静岡県立こども病院成人移行診療センター長 満下紀恵医師 当事者1人

(ウ) 評価・改善

その他の自立支援事業については、東部地域5保健所で共催し、関係団体や自立支援員と協働し講演会等を実施することができた。

療育相談に関しては、市が産前・産後から子育て期に渡る切れ目のない支援体制を構築しており、療育に関する相談・指導には基本的に市が対応しているため、当所への相談件数は少ないが、実態を把握するとともに、今後も市と情報を共有して必要に応じて支援を継続していく。

(4) 障害児(者)保健福祉対策業務

県が策定した「ふじのくに障害者しあわせプラン(第7期静岡県障害福祉計画・第3期静岡県障害児福祉計画)」に基づき、障害のある人が住み慣れた地域で豊かに安心して暮らすことができる「魅力ある“ふじのくに”の実現」に向け、施策に取り組んでいる。

障害者福祉推進事業

ア 目的

「障害者の完全参加と平等」を実現するため、啓発活動を通して障害者に対する県民の理解を図る。

イ 実績（成果）

「障害者週間」に障害のある人とともに、明るい社会づくりを推進するために令和6年12月3日(火)にイオンタウン富士南で、県、市、障害関係施設の障害者及び職員による街頭キャンペーンを実施した。

ウ 評価・改善

街頭キャンペーンで障害者が製作した「ふじのくに福産品」を配布し、共生社会の実現を啓発をすることができた。

(5) 精神障害者保健福祉対策

精神保健福祉相談、訪問指導などを実施し、精神障害に関する疾病の早期発見・早期治療・再発予防に努めるとともに、精神障害者が適切な医療的ケアを受けられるよう努めている。

さらに、当事者を抱える家族や一般県民に対して精神保健福祉普及啓発講座を実施し、精神障害に対する正しい知識の普及啓発を行っている。

ア 精神保健福祉法に基づく保護申請状況

(ア) 目的

法に基づく通報や保護申請に対して調査を実施し、精神保健指定医による措置入院診察の要否を決定する。

- ・一般人からの申請（法第22条）
- ・警察官、矯正施設の長等からの通報（法第23条～第26条）
- ・精神科病院の管理者の届出（法第26条の2）
- ・通報や申請等がない場合であっても自傷他害のおそれがあることが明らかな者については、精神保健指定医による診察をさせることができる。（法第27条第2項）

(イ) 実績（成果）

区分	通報等件数				診察を受けた件数及び調査の結果診察を却下した件数			
	申請	通報	届出 その他	計	要措置	措置 不要	却下	計
令和5年度	0件	83件	1件	84件	14件	4件	66件	84件
令和6年度	0件	74件	0件	74件	8件	10件	56件	74件

※ 緊急措置入院後の本診察で措置不要となった場合は、措置不要に算入。

(ウ) 評価・改善

一般人からの申請は0件、通報及び届出件数は前年度より10件減の74件であり、措置

入院件数は、前年度より6件減の8件であった。通報後速やかに調査に着手し、適切に処理をした。緊急措置入院後の措置診察も法定期間内に実施することができた。診察には必ず保健所職員が立会い、必要な措置を行うとともに、患者の人権に対して十分配慮の上、実施している。

また、夜間、休日の緊急通報に対しては、東部4保健所（熱海、東部、御殿場、富士）で当番制により実施しており、当所では19件（うち15件は他保健所管轄）対応した。警察や医療機関等との連携により、適切かつ安全に医療保護を行うことができた。

イ 精神障害者の入院状況

入院の形態は、措置入院、医療保護入院、任意入院がある。各精神科病院の入院患者について入院形態別に把握し、市や医療機関、相談支援事業所等の関係機関との連携により入院治療を終え退院した精神障害者の再発予防や社会復帰の促進を図るうえで参考とする。

区 分	措置入院	医療保護入院	任意入院	計
令和6年3月31日現在	5人	358人	369人	732人
令和7年3月31日現在	0人	267人	434人	701人

（注）医療保護入院、任意入院については、管内5精神科病院の全入院者数
医療保護入院には応急入院を含む。

ウ 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業

（ア）目 的

精神障害者の迅速かつ的確な医療の提供及び保護を行うため、措置診察を行う精神保健指定医の派遣と指定病院での入院受入を輪番により確保している。

（イ）実績（成果）

（令和6年度）

委 託 事 業	単 価（円）	箇所数	延日数	委託金額（円）
精神保健指定医派遣待機	1,000円/日	5病院	486	486,000
指定病院入院受入確保	2,000円/日	4病院	293	586,000
計				1,072,000

（ウ）評価・改善

精神保健指定医及び入院受入先を確保することにより、精神障害により自傷他害のおそれのある対象者の措置診察や精神科病院への入院を迅速に行うことができた。

引き続き、関係者の理解と協力を得ながら、措置入院患者の受入医療機関や精神保健指定医派遣の輪番体制を確保する。

エ 措置入院適正運営協議会（富士保健所部会）

（ア）目 的

措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制の促進等を図る。

（イ）実績（成果）

○措置入院適正運営協議会 富士保健所部会の開催

開催日	令和6年10月2日
構成機関	管内5精神科病院、管内2医師会、管内精神科診療所代表、管内2消防署、管内2警察署、管内2市精神保健福祉担当課
内容	精神保健福祉法第23条に基づく通報への対応事例等に係る情報共有及び相互理解

(ウ) 評価・改善

平成30年度、措置入院の適切な運用及び措置入院者の適切な医療その他の援助を行うために必要な体制づくりの促進等を図る目的で、「措置入院適正運営協議会」が設置された。この中で、各保健所で保健所部会を設置することができることになり、平成28年度から開催していた精神科救急医療連絡会を改編した。参加機関を拡大し、富士保健所管内の通報状況や措置診察実施等の現状を共有するとともに、各機関から精神障害者への対応における課題を報告してもらい、精神障害者の支援のために相互の理解を深め管内の連携強化を図る体制を整えている。

令和6年度も実際の通報事例を挙げて、関係機関に具体的なイメージを持って住民からの通報等に対応してもらえるよう相互理解を深めた。

オ 精神保健福祉総合相談

(ア) 目的

精神保健に関する相談や、精神障害者の早期適正治療、生活指導、社会復帰支援等を行うため、来所又は電話での相談に応じるとともに、精神科医師による定期相談を実施する。

(イ) 実績（成果）

○相談及び指導実施件数 (令和6年度)

区分	合計	
	実人数	延人数
定期	10人	10人
定期外	325人	676人
計	335人	686人

(ウ) 評価・改善

精神障害者や家族などが気軽に相談ができるように、「こころの相談」の名称で実施した。相談内容は精神科疾患のほか、ひきこもりやアルコール依存、家庭内暴力など、多岐に渡っている。

精神科医師による面接や職員による随時相談を実施することにより、必要に応じ早期受診・早期治療を支援するとともに、再発予防や社会復帰支援に繋がっている。

カ ひきこもり対策推進事業

(ア) 目的

ひきこもり状態にある人やその家族の孤立を防止するために、静岡県ひきこもり支援センターの支援コーディネーターと協働して個別相談を受けつけている。

(イ) 実績 (成果)

(令和6年度)

区 分	実人数	参加延人数
個別相談会	0人	0人
定期外相談	10人	111人

(ウ) 評価・改善

個別相談会、家族交流会を平成29年度まで実施していたが、ひきこもり状態にある人を抱える家族は設定日に都合がつかないことも多いことから、相談者の利便も考慮し、平成30年度以降は随時相談で対応することとしている。

なお、相談対象者のひきこもり状態に応じて、関係の相談機関と連携し、解決に向けた働きかけを展開していく必要がある。このため、当圏域では令和3年度よりひきこもり対策ネットワーク会議を開催し、地域の連携強化を図っている。令和6年度は、令和7年1月14日に会議を開催。各関係機関における取組状況の共有や、支援についての意見交換を実施した。来年度も本会議を各機関同士の取組状況や対応事例を共有できる場とし、より良いひきこもり支援体制の構築に繋げたい。

令和6年度より、市がひきこもり支援の中心窓口となったが、県としても引き続き相談対応するとともに、市への支援に努め、情報交換等を通じて当圏域での連携強化を図っていく。

キ 精神障害者家族会への支援

(ア) 目 的

当事者を支援する主体である精神障害者家族会の活動や組織体制を強化するため、活動への支援を行う。

(イ) 実績 (成果)

(令和6年度)

名 称	会員数	支援内容
みつまた会	10人	運営支援
ぬくもりの会	53人	運営支援

(ウ) 評価・改善

通常総会への出席や、家族会だより等のチラシ配架等を実施し会員と連携。また令和6年度は、当所開催の精神保健福祉普及啓発講座において活動紹介の場を設けたところ、講座参加者の中で家族会会員となった人がいる。

会員による当事者の自立支援活動の充実が図られた。

ク こころのボランティア団体への支援

(ア) 目 的

当事者の支え手となるとともに、地域住民に対して精神障害の理解に係る普及啓発を行うボランティアグループの支援を行い、精神障害者の地域生活を支える。

(イ) 実績 (成果) (令和6年度)

名 称	会員数	支援内容
なごみの会	17人	活動に対する助言
こすもす	12人	活動に対する助言

(ウ) 評価・改善

当所開催の精神保健福祉普及啓発講座において活動紹介の場を設け、一般住民及び支援者へ活動の普及を図った。

令和6年度も地域住民が主体的に行う活動を可能な限り支援し、地域において精神障害に対する理解や精神障害者の地域生活に対する支援促進に資することができた。

ケ 精神保健福祉普及啓発

(ア) 目 的

一般県民に対し、精神疾患や精神障害に関する正しい知識やサポートについて学ぶ精神保健福祉普及啓発講座を開催し、当事者や家族に寄り添える人材を養成することにより、社会的な誤解や偏見の解消を図るとともに、地域における支援体制の構築を図る。

(イ) 実績 (成果)

区分	開催日	講座内容	参加人員
第1回	令和6年11月19日 (火)	①講演 (精神科医師) 「精神疾患の基礎知識 等」 講師 一般財団法人 富士心身リハビリテーション研究所富士心身リハビリテーション研究所附属病院 引場 智院長 ②講話 (家族会、ボランティア会員) 「家族会の活動紹介」 「ボランティア団体の活動紹介」 講師 ぬくもりの会、みつまた会、なごみの会、こすもす	27名
第2回	令和6年12月5日 (木)	①講演 (作業療法士) 「当事者との向き合いかた～精神科作業療法って何してる?～」 講師 富士リハビリテーション大学校 作業療法学科 専任教員 野村 めぐみ 様 ②講話 (ピアサポーター) 「活動紹介等」 講師 精神障害者ピアサポーター 深野 晶子 様	23名

(ウ) 評価・改善

令和6年度は、2日間に分けて精神科医師や作業療法士を講師とする精神保健福祉普及啓発講座を開催した。例年は医師・精神保健福祉士による講座を開催していたが、令和6年度は他の専門職による視点からの話及び病院における作業療法の実態を一般市民に紹介する機会としたいと考え作業療法士に講師依頼をした。

また、富士圏域内で活動している家族会とボランティア団体による活動紹介、精神障害者ピアサポーターによる講話の時間を設けた。

これにより、こころの健康や精神障害に対しての正しい知識の習得及び精神障害者を地域で受入れるための理解と支援を広げる一助となった。

コ 自殺総合対策事業

(ア) 目的

市等が主体となって実施する自殺予防対策の取組に対して支援等を行うとともに、自殺予防に関する普及啓発と関係機関・団体とのネットワークの構築や連携強化を行い、自殺対策の推進を図る。

(イ) 実績

○自殺未遂者支援ネットワーク会議

参加機関：管内の警察署、消防本部、救急医療機関、精神科病院、医師会代表者及び富士・富士宮市担当課、県精神保健福祉センター

平成28年度に自殺未遂者支援ネットワーク会議を立ち上げ、自殺未遂者に焦点を当てた効果的な対策の検討を続けている。

(令和6年度)

日 時	事業内容	参加人数
令和6年6月14日 (金)	『国と本件の自殺の現状と対策について』 静岡県 障害福祉課 精神保健福祉班 『精神保健福祉センターの役割と自殺の現状について』 静岡県精神保健福祉センター 精神保健福祉班 『各市の自殺の現状と対策について』 富士宮市 健康増進課 富士市 健康政策課 『各機関の状況について』 『富士圏域自殺対策事業における意見交換会について』 富士健康福祉センター 福祉課精神保健福祉班	32人

○自殺未遂者支援関連研修会

参加機関：管内の救急医療機関、精神科病院、富士・富士宮市担当課、管内の小中学校養護教諭、管内の相談支援事業所、管内の障害福祉サービス事業所、管内の介護保険サービス事業所

自殺未遂者支援の実態や対応方法について情報提供を行うことで地域での対応力向上と普及啓発効果を高めることを目的として開催している。
令和6年度は、ふじのくにゲートキーパー（専門）研修も兼ねて開催した。

(令和6年度)

日 時	事 業 内 容	参加人数
令和6年9月3日 (火)	『ふじのくにゲートキーパー（専門）研修』 富士健康福祉センター福祉課精神保健福祉班 『講演「もし、死にたいと言われたら、どうする？」』 講師：浜松医科大学医学部看護学科 木戸 芳史 教授 『グループワーク』	62人

(ウ) 評価・改善

自殺未遂者支援ネットワーク会議において、県精神保健福祉センター及び管内各市から自殺の現状及び実施対策の報告により、管内の取組状況を関係機関で情報共有できた。さらに、各市の自殺対策事業担当者と合同会議を3回実施し、自殺未遂者への支援方法等の検討を重ねるなど緊密な連携を図ることができた。

また、自殺未遂者支援関連研修会は、管内の関係機関職員に自殺未遂者支援の実態把握や対応方法への理解を深める機会となったことから、今後もより円滑な支援体制の構築を目標に、医療機関等と連携のうえ推進していく。

サ 高次脳機能障害者地域基盤整備事業

(ア) 目 的

高次脳機能障害は、外見からその障害が認識されにくいことから、障害に対する社会的認知度が低い状況にある。また、治療から社会復帰に至るまでのシステムや福祉制度の狭間となり、的確なサービスが十分に提供されていない。

このため、高次脳機能障害に対する相談の場を提供するとともに、支援者の理解を深め、支援の充実を図る。

(イ) 実績（成果）

(令和6年度)

開催日	事 業 名	内 容	実施回数	参加人数
令和6年 9月11日 (水)	富士地区高次脳機能障害医療相談会	・湖山リハビリテーション病院（医師、作業療法士）、高次脳機能拠点相談支援事業所すまいるぴいーす、NPO法人高次脳機能障害サポートネットしずおか、富士健康福祉センター福祉課、各機関職員等による相談会	1回	1人

令和7年 1月15日 (水)	高次脳機能障害者支援 従事者基礎研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・講演 「高次脳機能障害について」 講師：湖山リハビリテーション病院 宗像 玲子 医師 ・講演 「湖山リハビリテーション病院で行っている検査について」 講師：湖山リハビリテーション病院 秋山 雄太 作業療法士 	1回	37人
----------------------	------------------------	---	----	-----

(ウ) 評価・改善

- ・高次脳機能障害医療相談会について、関係団体の会議等の場で福祉課職員がPRするなど積極的な周知に努めた。参加者（相談者）の相談内容に対し、医師や作業療法士など様々な立場からの意見を元に検討し、参加者の支援に繋げることができた。
- ・高次脳機能障害者支援従事者基礎研修会においては、医療機関だけでなく、相談支援事業所等の福祉団体や行政機関などからも参加があり、高次脳機能障害者への支援方法等を広く周知することができた。

シ 富士圏域自立支援協議会地域移行部会の運営

(ア) 目的

障害のある人が地域で安心して暮らしていけるよう、当事者の選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供できるような体制の整備を進めるため、富士圏域自立支援協議会に専門部会を設置し、課題等について協議・検討する。

(イ) 実績

区分	開催回数	会議の内容
地域移行定着部 会全体会議	2回	<p>第1回（令和6年6月24日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告（国、県、圏域の取組） ・地域自立支援協議会の体制について ・令和6年度の取組について <p>第2回（令和7年1月20日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告（国、県、圏域の取組） ・令和7年度ロードマップについて <p><事務局の実績></p> <p>①退院状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度に、管内精神科病院から退院した者について、その退院状況を把握するために実施 <p>②入院患者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月30日現在、管内精神科病院の入院患者について、入院期間、病名、入院形態等を把握するために実施 <p>③行政・医療・福祉の合同情報交換会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年10月30日に実施。各機関で地域移行を取

		<p>組むにあたり、機関ごとの課題と感じている部分を話し合い、課題の抽出、対応について検討。</p> <p>④富士圏域ピア交流会</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年11月30日に、ピアの仲間活動の一環として交流を深めることを目的に交流会を実施。また、交流会の冒頭でピアの基礎知識を高めるためピアサポート研修事前視聴動画の視聴をする時間を設けた。
○普及啓発ワーキング	3回	<p>第1回 令和6年7月30日</p> <p>第2回 令和6年9月17日</p> <p>第3回 令和6年11月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーキングで検討し、令和6年10月15日にグループホーム職員（世話人）向けの従事者研修を実施。また、緊急時フローチャートの活用に向け検討し、完成版を管内行政及び医療機関等へ周知した。
○連携促進ワーキング	4回	<p>第1回 令和6年7月30日</p> <p>第2回 令和6年9月17日</p> <p>第3回 令和6年11月12日</p> <p>第4回 令和6年11月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> 入院時に多職種等との連携が必要なケースをチェックできるアセスメントツールとして、福祉サービス利用申請チェックシートを作成。 令和6年度はチェックシートの周知及び富士圏域全体における退院促進に向けたネットワーク形成を検討するため、令和6年11月26日に富士圏域退院促進ネットワーク会議を開催。

(ウ) 評価・改善

従来、富士圏域の精神科病院では、院内における地域移行に対する理解はあまり進んでいなかったが、平成28年度からワーキンググループ活動の取組みを始め、地域移行に関する理解が進んだ。令和2～4年度は、コロナ禍によりこれまでの病院や施設内での活動ができなくなったが、退院者調査、入院者調査を継続して実施することで、圏域内の状況や傾向の把握に努めた。

令和5年度、令和6年度も引き続き、退院者調査及び入院者調査を継続して実施するとともに、グループホーム職員研修や相談支援事業所連絡会等を実施し、地域移行、地域定着に向けた課題の抽出や対応の検討を行った。

普及啓発ワーキング、連携促進ワーキングの取組は令和6年度で終了となった。令和7年度は、富士圏域における課題やそれに対する取組方法を関係者で考えていくためのあり方検討会議を実施し、地域移行の理解や周知、地域定着の推進を図る。

3 医療健康課

(1) 医療関連業務

ア 富士地域医療協議会、地域医療構想調整会議

(ア) 目的

(富士地域医療協議会)

富士圏域内における医療提供体制の整備充実に必要な事項を協議

(富士地域医療構想調整会議)

病床機能に関すること、地域包括ケアシステム、地域医療構想の推進に関する協議等

- ・ 構成員 管内市長、医師会長、病院長、関係団体等
- ・ 委員数 地域医療協議会 15 人、地域医療構想調整会議 20 人

(イ) 実績(成果)

a 富士地域医療協議会

開催日	会場	出席委員(人数)	協議事項等
令和6年7月24日 第1回	オンライン開催	各医師会長 公立病院長 管内市長等 (15人)	・ 在宅医療に係る連携拠点等 ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療連携体制を担う医療機関(薬局)の変更
令和6年12月10日 第2回	書面開催	同上 (15人)	・ 富士在宅医療圏における積極的医療機関の追加
令和7年2月12日 第3回	オンライン開催	同上 (15人)	・ 在宅医療に係る積極的医療機関について ・ 感染症指定医療機関、結核病床の見直し ・ 静岡県保健医療計画に記載する医療連携体制を担う医療機関の変更 ・ 医師数等調査結果

b 地域医療構想調整会議

開催日	会場	出席委員(人数)	協議事項等
令和6年7月24日 第1回	オンライン開催	各医師会長 各歯科医師会長 各薬剤師会長 公立病院長 看護協会 病院団体 医療保険者等 (18人)	・ 地域医療構想における推進区域の設定 ・ 令和5年度病床機能報告 ・ 地域医療介護総合確保基金 ・ 富士市立中央病院新病院建設について
令和6年10月16日 第2回	オンライン開催	同上 (19人)	・ 富士市立中央病院新病院建設基本構想について
令和7年2月6日 第3回	書面開催	同上 (19人)	・ 紹介受診重点医療機関 ・ 富士心身リハビリテーション病院 研究所附属病院の病床返還 ・ 地域医療介護総合確保基金 ・ 新しい地域医療構想について

(ウ) 評価・改善

- ・ 地域医療協議会においては、在宅医療に係る拠点や積極的医療機関等、保健医療計画に基

づく医療供給体制に関する事項について必要な協議を行った。

- ・地域医療構想調整会議においては、富士市立中央病院新病院建設基本構想についての意見聴取等、地域医療構想の推進のための協議を行った。

イ 病院等立入検査

(ア) 目的

医療法に基づき、県民が安心して良質かつ適切な医療サービスを受けられるよう、医療施設・人材等の諸条件の向上を目指す。

(イ) 計画

病院については全数、診療所については概ねその5分の1の立入検査を実施する。

(ウ) 実績（成果）

令和6年度は、病院については全数で立入検査を実施し、診療所、歯科診療所、助産所については、全県的な立入検査の実施頻度の見直しにより、概ね全数の5分の1の立入検査を実施した。

管内の医療施設及び医療従事者の状況及び検査結果は別掲「診療機関状況調」、「人口10万対病床数及び医師等の数調」、「立入検査の状況調」、「立入検査結果項目別不備数・率調」、「医療従事者不足状況調」のとおり。

(エ) 評価・改善

指摘・指導事項に対する改善措置状況を報告させ、適切な医療を行う場の確保を図り、県民の信頼及び医療の質の向上に寄与している。コロナ禍以降、令和5年度から診療所等の定期立入検査が継続して実施できるようになり、身近な医療の環境整備を推進した。

ウ 富士山衛生センター

(ア) 目的

夏季における富士山への登山者の医療救護の万全を期す。

(イ) 計画

予算の範囲内において、富士山衛生センター運営に要する経費の2分の1以内を管理運営している富士宮市に対し、補助金として交付する。

(ウ) 実績（成果）

富士山衛生センター運営事業費補助金交付状況 (令和6年度)

交付先	内容	事業費	補助金	補助率
富士宮市	富士山登山者の傷病等における緊急医療業務	8,231,593円	3,000,000円	1/2以内 県単

補助対象期間：令和6年7月19日～8月12日 当該期間患者数：227人

エ 富士地域災害医療対策会議

(ア) 目的

南海トラフ地震等の大規模災害時において、保健所が市経由で地域と連携する現行の災害医療体制を補完するため、地域の災害医療ネットワークと県が直接連携可能な体制を整備し、複線的災害医療体制を構築する。

(イ) 計 画

平成 24 年度に二次保健医療圏単位で立ち上げた本会議に、地域の災害医療関係者の中から会議の支援を行う災害医療コーディネーター及び統括災害医療コーディネーターを選定し、地域の自律的なネットワークの構築を図る。

(ウ) 実績 (成果)

12 月に災害医療コーディネーターを中心とした情報伝達・参集訓練を実施し、保健所と圏域医療機関との連携体制を確認した。

オ 救急医療体制の現状

市町	1次救急	2次救急	3次救急
富士宮市	富士宮市医師会 (輪番制) 富士宮市救急医療センター (一般、歯科診療)	富士宮市立病院 富士脳障害研究所 附属病院	順天堂大学 医学部附属 静岡病院
富 士 市	富士市医師会 (輪番制) 富士市救急医療センター (一般診療) 富士市歯科医師会休日救急診療所 (歯科診療)	富士市立中央病院 川村病院	

診 療 機 関 状 況 調

(令和7年3月31日現在)

市町別		富士宮市	富士市	計
区 分				
医療施設数		155	314	469
同 上 内 訳	病 院	5	12	17
	同 一般病院	3	9	12
	内 精神病院	2	3	5
	訳 一般診療所	93	177	270
	歯科診療所	55	120	175
	助産所	2	5	7
医 師		206	411	617
歯科医師		65	160	225
保 健 師		38	84	122
助 産 師		22	57	79
看 護 師		824	2,220	3,044
准看護師		273	462	735
世 帯 数		53,474	101,303	154,777
人 口		123,241	239,145	362,386

- (注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。ただし、本庁にあっては、市町別を健康福祉センター別とする。
- 2 健康福祉センターにおいては、市町別の医師等医療従事者数の記載を要しない。
- 3 医療施設数は令和7年3月31日現在、世帯数及び人口は令和7年3月1日市町別推計人口。

人口 10 万対病床数及び医師等の数調

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

区 分	病床数及び 医師等の数	人口 10 万対病床数 医 師 等 の 数		
		管 内	県 (4 年)	全国 (4 年)
一般病床	1,675	454.1	588.0	710.0
療養病床	789	213.9	241.1	220.1
精神病床	843	244.8	180.4	256.5
結核病床	10	2.7	2.6	3.0
感染症病床	6	1.6	1.4	1.5
病 院 計	3,323	917.1	1,013.4	1,191.1
一般診療所一般病床	173	48.3	42.0	57.0
一般診療所療養病床	—	—	1.6	3.9
一般診療所計	173	48.3	43.6	60.9
医 師	617	167.3	230.1	262.1
歯科医師	225	62.6	64.5	81.6
保 健 師	122	33.1	52.8	48.3
助 産 師	79	21.4	30.3	30.5
看 護 師	3,044	825.3	1,003.7	1049.8
准看護師	735	199.3	155.8	203.5

(注) 1 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。ただし、本庁にあっては、「人口 10 万対」欄の管内を健康福祉センター別とする。

2 管内の施設数、病床数は令和 7 年 3 月 31 日現在、医師等の数は令和 4 年 12 月 31 日現在、管内の人口 10 万対病床数は令和 4 年 10 月 1 日現在、管内の人口 10 万対医師数等は令和 4 年 12 月 31 日現在の数値を使用する。

立入検査の状況

区分	年度	医療施設数	立入検査 実施数	検査率%	指摘施設数	立入検査結果	
						指摘件数	指導件数
病院	令和4年度	17	17	100.0	2	2	0
	令和5年度	17	17	100.0	11	25	11
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	17	17	100.0	15	23	23
一般診療所	令和4年度	274	76	27.7	15	26	36
	令和5年度	274	71	25.9	24	62	17
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	270	40	14.8	14	35	12
歯科診療所	令和4年度	184	6	3.3	6	11	9
	令和5年度	181	55	30.4	19	38	16
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	175	39	22.3	26	51	23
助産所	令和4年度	8	4	50.0	0	0	0
	令和5年度	8	0	0.0	0	0	0
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	7	2	28.6	2	4	0
計	令和4年度	482	103	21.4	23	39	45
	令和5年度	480	143	29.8	54	125	44
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	469	98	20.9	57	113	58

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

立入検査結果項目別不備数・率調

年 度	令和4年度			令和5年度			令和6年度 (令和7年3月31日現在)		
	検査 項目数	不備数	不備 率%	検査 項目数	不備数	不備 率%	検査 項目数	不備数	不備 率%
医療従事者	102	2	2.0	102	0	0.0	102	0	0.0
管 理	4,028	56	1.4	6,877	87	1.3	5,163	83	1.6
帳票・記録	652	0	0.0	892	13	1.5	622	4	0.6
業務委託	944	16	1.7	1,304	4	0.3	899	0	0.0
防火・防災体制	343	0	0.0	463	17	3.7	328	22	6.7
放射線管理	961	0	0.0	1,409	4	0.3	1,094	4	0.4

- (注) 1 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。
 2 検査項目数及び不備数は、管内各医療施設の延べ数である。

医療従事者不足状況調

区分	年 度	病院数	不足 病院数	不足 病院率%	不足病院の状況				
					必要数	現 員	充足率%	不足数	
医 師	令和4年度	全県	170	4	2.4	35.2	32.2	91.5	3.0
		管内	17	1	5.9	12.1	11.4	94.2	0.7
	令和5年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
看 護 師	令和4年度	全県	170	0	0.0	—	—	—	—
		管内	17	1	5.9	35.2	32.2	91.5	3.0
	令和5年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
薬 剤 師	令和4年度	全県	170	4	2.4	7	3.9	55.7	3.1
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和5年度	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—
	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	全県	—	—	—	—	—	—	—
		管内	17	0	0.0	—	—	—	—

(注) 本表は、健康福祉センターにおいて調製する。

カ 医療従事者免許手続関係事務

医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等の免許申請、変更手続関係事務を行う。

(ア) 実績 (成果)

(令和6年度)

No	免許区分	処 理 件 数						
		新規登録	籍訂正 ・書換	再交付	登録抹消	免許証 返納等	他県分	計
1	医 師	13	3	0	2	0	0	18
2	歯 科 医 師	7	0	1	3	0	0	11
3	保 健 師	16	26	0	0	0	0	42
4	助 産 師	3	3	0	1	0	0	7
5	看 護 師	90	90	10	1	0	0	191
6	准 看 護 師	6	10	4	0	0	1	21
7	診療放射線技師	9	2	1	0	0	0	12
8	臨床検査技師	8	2	0	0	0	0	10
9	衛生検査技師	0	0	0	0	0	0	0
10	理学療法士	38	5	3	0	0	0	46
11	作業療法士	16	9	0	0	0	0	25
12	視能訓練士	4	1	0	0	0	0	5
13	歯科技工士	0	0	0	0	0	0	0
14	管理栄養士	21	14	0	0	0	0	35
15	栄 養 士	22	30	8	0	0	0	60
計		253	195	27	7	0	1	483

(イ) 評価・改善

事務手続基準に基づき、正確かつ迅速な対応に心がけている。窓口対応マニュアルを書面で整備し、課員が誰でも窓口対応ができるようにしている。また、申請内容をダブルチェックしている。

(2)健康増進対策業務

ア 県民運動の展開

(ア) 目 的

静岡県「第4次静岡県健康増進計画」に基づく県民の健康づくりを推進するため、毎月1日の「県民健康の日」を中心に、健康づくりの普及啓発活動を実施する。

(イ) 計 画

- a 地元新聞社の岳南朝日新聞の協力を得て毎月1日に啓発記事を掲載する。
- b 総合庁舎ロビー、研修会等でパンフレット等配架し、普及する。

(ウ) 実績 (成果)

a 新聞記事の掲載〔岳南朝日新聞(34,000部)〕

(令和6年度)

月	記事タイトル	月	記事タイトル
4	里親と社会的養護	10	薬は正しく使いましょう～10月17日から23日は「薬と健康の週間」です～
5	5月5日の「こどもの日」から一週間は「こどもまんなか児童福祉週間(5月5日～5月11日)」です	11	「11月は児童虐待防止推進月間」
6	動物愛護センター 動物愛護の拠点を整備中です	12	「U=U 知ることから、もう一度。」12月1日は世界エイズデー。
7	熱中症から身を守りましょう!	1	◆冬こそ献血へのご協力をお願いします◆
8	「口」から食べられるって意外と大事なことらしい	2	今年こそ、眠活を
9	9月10日から16日は自殺予防週間です。	3	女性の健康週間「女性の健康を支える地域・社会の役割～誰一人取り残さない健康づくりの実現に向けて～」

b 広報

健康増進に関する月間や週間等に併せて庁舎ロビーで啓発した。

(エ) 評価・改善

毎月テーマを設定し、県民が自ら健康づくりを実践できる方法、具体的な知識・情報について地方新聞に記事掲載をし、啓発を行っている。市民等からの問合せもあり、普及・啓発に効果をあげている。令和7年度は富士ニュースへも寄稿し、健康福祉センターとして関係する事業のタイムリーな情報提供に努めていく。

イ 食育による健康づくりの推進

(ア) 目的

静岡県の「第4次静岡県食育推進計画」により、住民が健全な食生活を実践するため、市及び食育関係団体と連携・協働し、食育を総合的、計画的に推進する。

(イ) 計画

a 食育推進実践事業

栄養・食生活に関する正しい知識を普及するために関係機関と協働し、食育の支援体制や食環境の整備を図る。また、食育指導者を対象とした研修会を実施し、効果的・効率的な食育推進を図る。

b 食の環境整備事業

健康づくりを食生活の面から支援する体制を整え、適切な健康情報を提供するための環境整備を行う。

(ウ) 実績(成果)

a 食育推進実践事業

(令和6年度)

内 容		対 象 者	回 数	人 数
食育指	食の安全情報の読み解き方	富士市食生活推進委員会	1回	57人

導 者 研 修 会	「保育所における食育のあり方・進め方ー栄養士の役割を視野にいれてー」 (東部市町保育所栄養士研究会・他健康福祉センター共催)	保育園・こども園等の給食施設の管理栄養士・栄養士	1回	27人
食 育 連 絡 会	・情報提供 関東農政局、富士健康福祉センター ・情報交換 事前質問に関する意見交換、各組織の実施事業に関する情報交換等	関東農政局 消費・安全部 消費生活課、富士宮市学校教育課、富士宮市農業政策課(食のまち推進室)、富士宮市健康増進課、富士市学務課、富士市地域保健課(食育推進室)、県富士農林事務所生産振興課	1回	12人
各市主催の食育推進会議・連絡会の支援(富士市)		医師会、歯科医師会、商工会議所、農協、私立幼稚園協会、民間保育園連盟、学校給食を考える会等	3回	-

b 食の環境整備事業

(令和6年度)

内 容	対 象 者	回 数
地域高齢者に対する配食事業聞き取り調査	富士宮市高齢介護支援課	1回

(エ) 評価・改善

- a 富士市食生活推進委員会を対象とした研修会では、食育ボランティアとして市民と直接関わる活動の中で重要なメディアとの向き合い方について理解を深めることができた。保育園・こども園等の給食施設の管理栄養士・栄養士を対象とした研修会では、食育についての取り組み方、進め方に対する理解が深まった。今後も、関係者の連携を強化し、地域の状況に応じた食育推進を図っていく。
- b 富士宮市の高齢者向け配食サービスについて、現状を把握するための聞き取り調査を行った(富士市は前年度に聞き取り調査済)。今後は、これまでの調査内容を分析し、必要な支援をしていく。

ウ 連携・協働で進める健康づくりの推進

(ア) 目 的

地域の関係団体や企業等と連携・協働し、健康づくりを推進する。

(イ) 計 画

a 健康マイレージ事業

市で決定した健康づくりメニューを実践し、一定のポイントを貯めた住民が、協力店で各種特典を受けられる「健康マイレージ事業」を実施する市を支援する。

b 飲食業者等への普及・啓発

食品関係団体と連携し、講習会の場を活用し、健康づくりに関する普及・啓発を行う。

c 受動喫煙防止対策

地域における健康課題の解決に向け、喫煙対策の研修会を開催するとともに、若い世代に対し健康教育を実施する。

d 健康づくり事業所宣言

企業・事業所が従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その内容を公表・実施するための支援を行う。

e 健康づくりアドバイザー派遣

企業・事業所へ健康づくりアドバイザーを派遣し、健康づくりに関する指導・助言、従業員に対する健康教育等を行う。

(ウ) 実績(成果)

a 健康マイレージ事業

富士宮市及び富士市で実施している事業に対し、住民への制度周知等の支援を行った。

<カード発行数及び協力店数>

(令和6年度)

区分	カード発行数		協力店数
	令和6年度 (R6.10月末時点)	事業開始後累計 (R6.10月末時点)	
富士宮市	432枚	5,999枚 (H26年度開始)	82店 (R6.10月末時点)
富士市	1,660枚	13,442枚 (H27年度開始)	57店 (R6.10月末時点)

b 飲食業者等への普及・啓発

(令和6年度)

講習会名	内容
新規講習会	食品衛生協会主催の新規講習会にて、ステッカーと受動喫煙防止対策のリーフレットを配布し、普及・啓発を行った。

c 受動喫煙防止対策の啓発

(令和6年度)

研修名	対象者	内容	参加数
禁煙支援研修会	市町、健康保険組合等保健指導従事者、事業所健康管理担当者	講話 「禁煙支援の最新知識と指導のポイント～加熱式たばこに関する正しい理解～」 講師：京都大学大学院医学研究科特任教授・日本禁煙科学会理事長 京都大学附属病院呼吸器内科禁煙外来 高橋 裕子 氏	12 施設

d 健康づくり事業所宣言

<健康づくり宣言実施の事業所登録数>

(令和6年度)

市	協会けんぽ管轄	健康福祉センター管轄	計
富士宮市	199 事業所	9 事業所	208 事業所
富士市	506 事業所	39 事業所	545 事業所
計	705 事業所	48 事業所	753 事業所
(参考 R5 年度末)	668 事業所	36 事業所	703 事業所

e 健康づくりアドバイザー派遣

事業所からの派遣依頼なし

(エ) 評価・改善

a 健康マイレージ事業では、各市のカード発行数増加のために、当所実施の研修会等の機会をとらえて周知を行うことができた。

b 飲食業者等への普及・啓発では、各団体の協力を得て、営業許可を新規で取得した店

舗に対し、講習会を活用した受動喫煙防止の情報提供を行うことができた。

- c 県主催で県内市町、健康保険組合等の保健指導従事者、事業所健康管理担当者を対象として禁煙支援研修会を開催し、管内 12 施設の参加が得られた。次年度以降も県庁と研修内容等を検討し実施していく。
- d 健康づくり宣言事業所の更なる増加を目指し、今後も様々な機会をとらえて制度の普及を行う必要がある。
- e 事業所からの派遣依頼はなかった。事業所における健康教育等の健康づくりの取組が進むよう、健康づくり宣言事業所へ派遣事業のアピールをする必要がある。

エ 健康づくり支援機能の充実

(ア) 目的

市が実施している「地域の特性に応じた健康づくり事業」の円滑な推進を支援する。

(イ) 計画

a 健康づくりリーダー育成・支援事業

地域で健康づくり活動をしている住民組織や団体・グループに対し、情報交換や資質向上のため、研修会等を実施する。

b 地域の健康づくり推進体制の整備

富士宮市及び富士市の健康づくり推進協議会に出席し、市の健康づくり事業への意見、提言及び支援を行う。

c 生活習慣病の重症化予防事業

各市、医療関係者等と連携し、重症化予防事業担当者連絡会、重症化予防に関わる指導者研修会を開催する。

d 健康増進事業費助成事業

健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 の規定に基づき市町が実施する健康増進事業について、円滑な推進及び充実強化を図るための支援を行う。

(ウ) 実績(成果)

a 健康づくりリーダー育成・支援事業

(令和 6 年度)

事業名	内 容	対 象 者	回数	人数
健康づくりリーダー研修会	講演 「未来へつづく元気な体を育む食生活を学ぼう」 デモ調理実習：親子クッキング教室を想定したレシピ（主菜 1 品、副菜 1 品） 講師：一般社団法人 食育スタジオ Dreamy 代表理事 山下祐美氏	富士宮市食育ボランティアななくさ会	1 回	32 人
健康づくりリーダー担当者会議	(1) 情報交換 (2) 今後の検討	富士宮市健康増進課、富士市地域保健課（食育推進室）	1 回	6 人

b 地域の健康づくり推進体制の整備

市健康づくり推進協議会への出席 富士宮市：2 回、富士市：2 回

c 生活習慣病の重症化予防事業

(令和6年度)

事業名	内 容
市担当者ヒアリング (各市2回)	実施状況や課題の把握
重症化予防対策市への支援 (会議等への出席)	富士宮市：富士宮市CKD(慢性腎臓病)地域連携の会 (1回) 富士宮市CKD 地域連携の会研修会 (4回) 富士市：富士市CKD 及び糖尿病ネットワーク合同運営委員会 (2回) 富士市：富士市CKD 及び糖尿病ネットワーク合同研修会 (1回)
地域保健・職域保健での意見交換	富士圏域地域・職域保健連携協議会にて、各構成団体における重症化予防事業の取り組み、地域の課題、連携した事業展開について意見交換を実施

d 健康増進事業費助成事業

事業実施状況の確認及び補助金交付申請等のとりまとめ事務により、各市が実施した健康増進事業の状況を把握し、指導・支援を行った。

【参考】 健康増進事業費補助金

(令和6年度)

補助対象市町	総事業費	補助金額
2市	27,126,769円	16,178,000円

(エ) 評価・改善

- a 食育ボランティアとして今後の伝達活動に役立つように、デモ調理実習を含めた研修会を実施することができた。今後もニーズに合った方法で、地域の健康づくり推進のための活動を支援していく。
- b 引き続き市の健康づくり計画の評価や策定に関する支援を行い、圏域の健康課題の解決に向けた取組を推進する。
- c 市の担当者を対象とした連絡会を開催し、重症化予防に関する研修会を開催した。あわせて、職域年代で新規人工透析導入患者の増加がみられるため、地域・職域保健間での連携事業を模索した。今後も研修会や情報交換会の場を設定し、管内の重症化予防を推進する。
- d 適切な補助金活用を図るため、事業実施状況を確認しながら引き続き各事業の計画的な実施を支援する。

オ 地域・職域保健連携推進事業

(ア) 目的

地域保健と職域保健の連携を強化し、生活習慣病対策の効果的な事業や健康関連データの分析を行い、管内各市との連携により働き盛り世代の健康づくりを推進する。

(イ) 計画

- a 各市や職域関係機関等と連携し、事業所の事業主や健康管理担当者等を対象に健康づくりのための研修会を開催する。
- b 富士圏域地域・職域保健連携協議会を開催し、効果的な健康増進事業を行う。令和6年度は、第4次静岡県健康増進計画地域別計画の推進のため、協議会委員に各市歯科医師会を追加する。また、作業部会を立ち上げ、具体的な連携事業の取組を推進する。
- c 働く世代の生活習慣病予防対策の一環として、静岡社会健康医学大学院大学と連携し、

管内事業所に対する健康づくりに関する調査を実施する。(管内で実施する調査は10年ぶり3回目)

(ウ) 実績(成果)

a 生活習慣病予防に関する研修会

(令和6年度)

対象事業所・団体名	内 容	人 数
一般社団法人 静岡県紙パルプ技術協会	歯科保健に関する講演 講話：「今日から使えるお口の健康最新情報～大人のむし歯にご用心！歯周病は万病の元」 ・歯周疾患・むし歯予防 ・効果的な歯磨きの方法 等 講師：東部健康福祉センター技監（歯科医師）古谷みゆき氏	協会 会員等 28人

b 富士圏域地域・職域保健連携推進協議会及び作業部会

(令和6年度)

会議名	内 容	参加者
富士圏域地域・職域保健連携協議会	<ul style="list-style-type: none"> 第4次静岡県健康増進計画地域別計画進捗状況報告 作業部会実施報告 「事業所の健康づくりに関する調査」の実施について報告 健康寿命について報告 重症化予防事業に関する協議 	労基署、協会けんぽ、医師会、歯科医師会、産業保健センター、商工会議所、富士宮市、富士市、静岡社会健康医学大学院大学、県健康政策課
富士圏域地域・職域保健連携協議会作業部会	<ul style="list-style-type: none"> 「事業所の健康づくりに関する調査」の実施に向けての協議 今後の取組についての意見交換 	労基署、協会けんぽ、製紙工業健保、医師会、歯科医師会、商工会議所、富士宮市、富士市、静岡社会健康医学大学院大学、県健康政策課

c 事業所の健康づくりに関する調査

《事業所の代表者または健康づくり担当者を対象とした調査》

調査対象	富士管内に所在する従業者数1人～49人の事業所 3,000事業所
調査時期	令和7年2月～3月
調査方法	郵送による質問紙調査。回答は、郵送による回答またはインターネットによるオンライン回答
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> 事業所に関すること（従業者数、事業内容、健康管理担当者の有無等） 各種健診（検診）の実施状況 受動喫煙防止に関する対応状況 ストレスチェックの実施状況 健康経営の取組状況 等
結果の活用等	働く世代の健康課題の抽出、働く世代の生活習慣病予防対策の検討、事業所の健康増進支援体制の充実 等

《事業所で働く従業者を対象とした調査》

調査対象	富士管内または、県内（富士管内を除く）に所在する従業者数1人～49人の事業所に勤務する従業者 400人
調査時期	令和7年3月
調査方法	インターネットによるオンライン調査

調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先事業所に関すること・勤務状況 ・各種健診（検診）の受診状況 ・喫煙に関する状況 ・ストレスに関すること ・勤務先事業所への要望等
結果の活用等	働く世代の健康課題の抽出、働く世代の生活習慣病予防対策の検討、事業所の健康増進支援体制の充実等

(エ) 評価・改善

- a 管内の職能関係団体からの要望により、歯科保健をテーマにした研修を実施した。今後も職能団体や事業所等の健康づくり活動支援のため、健康づくりアドバイザー派遣等とも事業連携し、働く人の生活習慣病対策を支援していく。
- b 富士圏域地域・職域保健連携協議会にて、富士圏域で職域世代の新規人工透析導入患者が増えつつあることから、地域課題の共有や、各構成団体での取組を共有し、地域と職域が連携した取組について協議を行った。今後も、地域や職域における課題解決に向けた具体的な取組について協議・評価を行っていく。
- また、作業部会では、富士圏域で定期的に行っている事業所等を対象とした実態調査の内容等について協議した。次年度以降、調査結果の集計、分析を通じて、地域の課題解決に向けた連携事業等について検討していく。
- c 静岡社会健康医学大学院大学と連携して管内事業所を対象とした調査、従業者への調査を実施することができた。今後は、集計、結果の分析等を行い、富士圏域地域・職域保健連携協議会等で報告するとともに、職域と関わる機会に結果を周知していく。また、調査対象事業所へ調査結果をまとめたリーフレットを作成し送付する。

カ 給食施設指導業務

(ア) 目的

給食利用者の健康増進及び生活習慣病の予防のため、特定かつ多数の者に対し継続的に食事を提供する施設の実態調査及び栄養管理の点から必要な指導・支援を行う。

さらに、管理栄養士及び栄養士の配置を促進し、施設の栄養管理体制を整備する。

(イ) 計画

- a 給食施設実態調査
- b 栄養指導員による給食施設指導（個別指導・集団指導）
- c 施設関係者に対する健康教育支援事業

(ウ) 実績（成果）

- a 給食施設実態調査（令和6年7月1日調査）（単位：施設）

区分	特定給食施設※		特定以外の給食施設		合計	
	栄養士 （いる）	栄養士 （いない）	栄養士 （いる）	栄養士 （いない）	栄養士 （いる）	栄養士 （いない）
施設数	102	48	55	55	158	102
合計	150		110		260	

※健康増進法に基づいて、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設のうち、1回100食以上または1日250食以上の食事を提供する施設。

- b 栄養指導員による給食施設指導

(a) 個別指導

施設の栄養管理体制の整備を図るため、運営管理、栄養管理、献立作成、栄養教育、衛生管理、非常時体制、業務改善等について必要な指導、助言を行った。

(令和6年度) (単位:施設)

区 分	特定給食施設		特定以外の給食施設		合 計	
	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)
施設巡回指導	19	6	4	0	23	6
巡回以外の指導	0	0	0	0	0	0
合 計	25		4		29	

(b) 個別指導における改善指導状況

(令和6年度) (単位:施設)

区 分	特定給食施設		特定以外の給食施設		合 計	
	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)	栄養士 (いる)	栄養士 (いない)
改善指導 無	15	1	4	0	19	1
改善指導 有	4	5	0	0	4	5
合 計	25		4		29	

(c) 集団指導

(令和6年度)

内 容	参加者等
衛生・栄養管理講習会 ○講話：給食施設における衛生管理 講師：静岡県東部保健所食品衛生監視専門班 ○講話：給食施設における栄養管理 講師：静岡県富士保健所医療健康課 管理栄養士	143人

c 施設関係者に対する健康教育支援事業

施設関係者に対して、健康教育等の内容及び栄養指導方法の助言指導等を行った。

(令和6年度)

対 象	開催回数	施設数
児童福祉施設等	3回	延べ18施設

(エ) 評価・改善

- 個別指導の施設巡回指導は特定給食施設を中心に、特に常勤管理栄養士・栄養士が未配置の施設に実施した。常勤管理栄養士・栄養士が未配置施設の方が改善指導を必要とすることが多いため、今後も管理栄養士等が未配置施設を中心に巡回指導を実施する必要がある。
- 集団指導は、給食施設の衛生・栄養管理をテーマとした研修をハイブリッド形式で実施し、各施設の管理体制及び災害時への備えに対する理解の向上を図った。
- 健康教育支援事業では、障害児施設の偏食対応についての事例検討等を行い、情報交換や具体的な支援方法を知る機会となった。

キ 国民健康・栄養調査

(ア) 目的

国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料とするため、毎年、国から指定される地区において実施している。

(イ) 実績（成果）

令和6年度は、令和2年国勢調査の一般調査区より無作為抽出された、富士市青島地区を対象として、身体状況調査、栄養摂取状況調査及び生活習慣調査を実施した。

(令和6年度)

調査地区	調査世帯数	調査世帯員	調査日
富士市青島	5世帯	11名	11月8日

(ウ) 評価・改善

令和6年国民健康・栄養調査実施要綱に基づき実施し、健康増進に関する基礎資料を得ることができた。対象者への複数回の訪問、地域の実情に合わせた説明会の実施により、調査協力を得ることができた。

ク 人材養成・健康増進指導事業

(ア) 目的

健康福祉センター及び市における地域保健福祉に関する業務を効果的に推進するために、地域の保健福祉従事者の定着及び資質の向上を図る。

また、公衆衛生を学ぶ医療職、栄養士の研修・実習を受け入れ、人材の養成に努める。

(イ) 計画

- a 健康増進指導技術連絡会議
- b 新任期地域保健従事者現任研修
- c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会
- d 学生実習

(ウ) 実績（成果）

a 健康増進指導技術連絡会議

(令和6年度)

回	内容	参加職種及び人数
第1回	栄養業務連絡会	富士市・富士宮市・富士健康福祉センター管理栄養士 11人
第2回	施設や院内感染対策に向けた学習会 ・立入検査に活かせる感染対策のポイント ・ノロウイルス発生時の対応	富士健康福祉センター保健師 8人
第3回	・各市及び健康福祉センターの重点事業について ・情報交換	富士・富士宮市富士健康福祉センター管理栄養士等 27人
第4回	災害時健康支援リーダーシップ研修会	富士宮市保健師 30人
第5回	栄養業務連絡会	富士市・富士宮市・富士健康福祉センター管理栄養士 9人

b 新任期地域保健従事者現任研修 (令和6年度)

内 容	回数等	参加数等
見学研修 管内市・健康福祉センターの1～3年目の保健師、栄養士が、 管内市・健康福祉センターの事業を見学	14事業	実13人 延21人
講義及びグループワーク 「根拠に基づいた健康課題の明確化」 講師 静岡県立大学看護学部 鈴木千智 准教授	1回	14人

c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会 (令和6年度)

対象者	内 容	回数	参加数等
保健・福祉 関係職員	富士健康福祉センター管内地域保健福祉活動研究会	1回	21人

d 学生実習 (令和6年度)

No.	大 学 名	学 部 名	人 数
1	静岡県立大学	看護学部 4年生	20人
2	静岡県立大学	看護学部 2年生	25人
3	静岡県立大学	食品栄養科学部 4年生	2人

(エ) 評価・改善

- a 健康増進指導技術連絡会議では、各市関係者が一同に会し情報交換を行うことでお互いの業務について理解することができた。
富士宮市で実施した災害時健康支援リーダーシップ研修会では、市と複数回の打合せを重ねたことで、市が主体的に研修に取組み、災害時の健康支援活動について検討を進める一助になった。
- b 新任期地域保健従事者現任研修では、昨年度に引き続き地域診断をテーマに取り上げ、昨年度の研修で課題となった健康課題を掘り下げることにより、研修の学びを各自の保健活動に落とし込むことができた。
- c 地域保健福祉関係者研修会及び研究会は、日頃の保健福祉活動の実施成果や情報交換により資質の向上を図る目的で開催した。参加者からの質問や講師からの助言を通じ学びを深めることができた。
- d 学生実習受入れでは、看護学生は学年ごとの実習のねらいに合わせた内容を盛り込み、市及び保健所実習を通して、公衆衛生・地域保健福祉活動に関する理解を深めることができた。
管理栄養士学生は学生自身の興味のある学び視点を重視したスケジュール調整に努め、管内市での見学実習も取り入れた。今後も可能な限り受け入れを継続したい。

ケ 災害時の栄養・食生活支援

(ア) 目 的

令和5年度に作成した災害時の栄養・食生活支援アクションカードを随時更新し、各健康福祉センターへ横展開できるように情報提供すると共に、管内市でのアクションカード作成を支援していく。

さらに災害時の給食施設に対する支援活動について、県庁・各健康福祉センターと協議し、

今後、県が行う定期防災訓練においても取組が進むよう提案する。

(イ) 実績 (成果)

a 富士健康福祉センター 災害時の栄養・食生活支援アクションカードの修正 (更新)

項目	内 容
活動の実施主体	活動の主体となる組織を明示
タイムライン	被災後、各カードを概ねどのタイミングで使用するかを示したものの
アクションカード (24種)	(1) 富士健康福祉センターが主体となって活動 (6種) <ul style="list-style-type: none"> 被災情報の収集 特定給食施設等の情報把握・支援 受援内容及び人員の検討 (各市、健康福祉センターの派遣要請) (2) 県健康増進課等・富士健康福祉センターが主体となつての活動が想定されるもの (9種) <ul style="list-style-type: none"> 1.5次、2次避難所の提供食の把握・支援 (派遣栄養士のマネジメント等) (3) 各市が主体となって活動するが状況に応じて支援が必要になると想定される活動案 (9種) <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の把握 提供食の支援 (備蓄・支援物資、炊き出し、弁当) 等 ※各市の想定活動案は各市のアクションカード作成後差替える
様式	各活動に必要な記録等の様式
参考様式	管内に関する資料、災害時栄養・食生活支援活動関連通知、資料等
啓発資料	栄養・食生活、健康に関する相談に利用できる啓発資料等

b 県庁・各健康福祉センターとの協議

会 議	内 容
食生活情報検討会	<ul style="list-style-type: none"> 富士健康福祉センター災害時栄養・食生活支援アクションカードの作成について 災害時の給食施設への対応 市町との関わり 「災害時の給食施設支援について」のグループワーク

c 管内市との検討会

会 議	内 容
災害時の栄養・食生活支援アクションカード作成検討会 (2回)	<ul style="list-style-type: none"> 富士健康福祉センター災害時栄養・食生活支援アクションカードの作成について 各市でのアクションカード作成状況、今後の作成について 各市、当所の災害時の栄養・食生活支援に関する情報交換

(ウ) 評価・改善

a 活動の実施主体別にカードを整え直したことにより、各市、県での活動内容が明確となった。また、JDA-DAT 派遣要請や、能登半島地震で導入された D24H 等新たな取り組みについても追加することができた。今後も、必要に応じて修正を継続する。

b 災害時への給食施設への対応は、保健所が実施しなければならない業務であるが、これまで給食施設の被災状況の把握や支援方針について話合う機会がなく、各健康福祉センターでも検討を要望する声が出ていた。今回、被災状況の把握方法等について当所のアクションカードを用いて対応方針を提案することができ、今後県内で情報把握や施設の支援方針等について協議を進めるきっかけを

提供できた。

- c 検討会では、各市の対応状況や困っていること等について情報交換ができ、管内市での活動内容を確認することができた。管内市ではアクションカードの作成までは至っていないため、今後も作成のための支援を継続する。

(3) 感染症対策・疾病対策業務

ア エイズ対策業務

(ア) 目的

エイズ・性感染症の検査及び相談窓口を設置し、患者・感染者の早期発見、二次感染防止に努める。また、エイズに対する正しい知識の普及啓発を図る。

(イ) 計画

a エイズ相談及びHIV抗体検査・梅毒検査等（迅速検査）

b エイズ予防啓発事業

(a) 高校生を対象とした思春期保健講座（健康講座）

(b) 世界エイズデー等を利用した広報啓発

(ウ) 実績（成果）

a エイズ相談及びHIV抗体検査・梅毒検査等（迅速検査）

< エイズ相談等実施状況調 >

区 分	相談件数			検査受付件数		
	男	女	計	男	女	計
令和4年度	2	0	2	87	30	117
令和5年度	3	1	4	89	43	132
令和6年度	15	6	21	114	32	146

< 梅毒検査実施状況調 >

区 分	検査受付件数		
	男	女	計
令和4年度	87	30	117
令和5年度	89	43	132
令和6年度	117	33	150

b エイズ予防啓発事業実施状況

(令和6年度)

事業名	内 容	回数	参加者等
思春期保健講座	福祉課母子保健担当と連携し、高校生に対して性感染症の予防啓発を行った。	2	吉原工業高校1年生 富士宮北高校1年生
庁舎内キャンペーン	富士総合庁舎にてポスター掲示・パンフレット配架	2	来庁者
かりがねウォーキングにおける世界エイズデー啓発	富士川楽座にて開催された富士土木事務所のウォーキングイベントで、ポスター・のぼり旗・POPの掲示、啓発グッズの配架	1	富士川楽座の来場者

(エ) 評価・改善

新型コロナウイルス感染症の影響により、エイズや梅毒検査の相談や検査予約件数が減少していたが、令和5年度から少しずつ増えてきている。今後も若者や男性同性愛者等のハイリスク層の受検を促すため、ホームページやキャンペーン、イベント等の機会を捉えて啓発していく。また、中学校や高等学校での思春期講座等を活用して、性感染症の予防についての普及啓発を継続していく。

イ 肝炎対策業務

(ア) 目的

B型肝炎・C型肝炎ウイルス検査及び相談の窓口を設置し、感染者の早期発見、早期治療により、二次感染防止及び肝がん対策に寄与する。

(イ) 計画

- a HBs抗原検査・HCV抗体検査及び相談
- b 肝疾患の知識や肝炎ウイルス検診について普及啓発
- c 医療機関、行政や患者等の連携体制づくり
- d 患者や家族への支援

(ウ) 実績

- a 肝炎検査・相談

(a) 肝炎ウイルス検査の実施状況

区分	B型肝炎			C型肝炎			備考 (エイズ検査と同時実施)
	男	女	計	男	女	計	
令和4年度	88	31	119	88	31	119	昼間：年11回 夜間：年3回
令和5年度	90	45	135	89	45	134	昼間：年12回 夜間：年4回
令和6年度	119	41	160	116	40	156	昼間：年12回 夜間：年5回

(b) 肝炎相談の実施状況

区分	相談件数		
	男	女	計
令和4年度	0	1	1
令和5年度	1	2	3
令和6年度	1	2	3

- b 普及啓発

日本肝炎デーに併せて、窓口に来所された方へマスク・扇子・クリアファイル等の啓発グッズを配布し、庁舎ロビー等にポスター掲示・パンフレット配架を行った。

また、肝炎拠点病院事業の一環として行われたWEB広告にかかるアンケート調査に当所も協力した（令和7年3月までに回答いただいた受検者160人）。

- c 連携体制づくり

令和元年以降、肝炎部会の開催に至っていない。

- d 患者や家族への支援

肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップ事業の対象者（過去に保健所で実施した肝炎ウイルス検査陽性者）1名に対し、継続的な相談支援を行った。

(エ) 評価・改善

肝炎検査はエイズ検査と同時実施をしているが、新型コロナウイルス感染症の影響による検査数減少から徐々に件数は増加してきている。そのため、令和6年度は前年度より夜間検査を1回追加し、1回あたりの予約枠も増やして対応した。

過去の集団予防接種についての相談も一定数あり、今後も感染者の早期発見、早期治療につながるよう普及啓発を実施していく。

ウ 肝炎治療特別促進事業

(ア) 目的

B型肝炎及びC型肝炎ウイルスによる慢性肝炎に対して、核酸アナログ製剤治療、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療に係る医療費の一部を助成し、早期治療による肝炎の根治、肝硬変や肝がんなど重大な肝疾患の予防並びに肝炎ウイルスの感染防止を図る。

(イ) 計画

- a 肝炎治療受給者証交付申請書類の受付・審査及び進達を行う。
- b 肝炎治療費請求書の受付・審査及び進達を行う。

(ウ) 実績(成果)

(令和6年度)

内容	進達
肝炎治療受給者証交付申請	340件
肝炎治療費請求書の受付※	3件

※受給者証交付までに自己負担限度額を超えて支払った医療費の払い戻し請求

(エ) 評価・改善

ウイルス感染の持続により慢性肝炎から肝硬変に移行し、引き続き高い確率で肝がんへ進行する。インターフェロン治療は、成功すれば肝炎根治につながる有効な治療法であるものの、高額で経済的な負担が大きく、治療に踏み切れないケースも少なくなかった。

このため、インターフェロン治療を受ける機会を拡大し、早期治療による肝炎の根治、肝硬変や肝がんなどの予防を目的に、平成20年4月から治療費の助成制度が導入された。

平成22年4月の制度改正により、自己負担額の引き下げや、B型肝炎核酸アナログ製剤治療の追加、インターフェロン治療の2回目助成及びB型肝炎核酸アナログ製剤治療期間の更新が追加された。

また、平成23年11月からC型肝炎慢性肝疾患の3剤併用治療や、平成26年9月からは内服薬のみによるインターフェロンフリー治療に対する助成が追加された。インターフェロンフリー治療について、平成27年度にはより短期間で治療を終了できる3つの新薬が認められこともあり、平成27年度まではC型肝炎の交付申請の伸びが著しい状況であったが、感染がわかっていた人は既に治療済みのため、平成28年度からは減少傾向になっている。

近年の受給者証交付申請数は、令和2年度の特別措置(新型コロナウイルス感染症の発生状況の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までに有効期間が満了する者は、有効期間が1年延長となり更新手続きが不要になった)による減少を除き、340~380件で推移している。

エ 肝炎ウイルス検査陽性者等重症化予防推進事業

(ア) 目的

陽性者に必要な肝機能検査等の初回精密検査・定期検査の費用に係る自己負担金を助成することにより、陽性者を早期治療につなげるとともに、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

(イ) 計画

- a 初回精密検査費用に係る請求書の受付・審査及び進達を行う。
- b 定期検査費用に係る請求書の受付・審査及び進達を行う。

(ウ) 実績（成果）

（令和6年度）

内 容	進 達
初回精密検査費用に係る請求書の受付	5 件
定期検査費用に係る請求書の受付	0 件

(エ) 評価・改善

肝炎ウイルス検査等により、「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者の中には、経済的な理由で精密検査を受けない者や精密検査後の定期検査を受けない者がみられる。

このため、平成27年度から初回精密検査・定期検査の費用に係る自己負担金を助成する事業を実施している。

事業の認知度がまだ低いこともあり、申請は少数にとどまっているため、保健所及び市町が実施した肝炎ウイルス検査の陽性者が確実に医療につながるよう、この事業を利用した受診勧奨を推進していく。

オ 感染症対策事業

(ア) 目的

感染症患者発生時は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）第15条に基づき、積極的疫学調査及び患者との接触者に対する健康診断を速やかに実施し、まん延防止を図る。

感染症の発生動向情報の提供や、関係者を対象とした感染症研修会や連絡会議を開催し、感染症発生時の予防対策や診療体制の確保など医療安全に努める。

(イ) 計画

- a 感染症患者発生時の積極的疫学調査、患者との接触者の健康診断の実施
- b 感染症発生動向調査と関係機関への結果還元
- c 感染症発生時に対応した訓練・研修の実施

(ウ) 実績（成果）

a 積極的疫学調査の状況

公衆衛生上まん延防止の必要性が高い感染症の発生届があった際、衛生業務課と連携し、患者や同居家族及び関係者等に対し、プライバシーに配慮しながら調査を行うとともに、手洗いや消毒などの感染予防指導や検便等を行った。

新型コロナウイルス感染症について、高齢者施設からの集団感染の発生報告が35件あり、特に感染者が多い施設については感染対策について確認や助言を行った。インフルエンザ

の発生報告も 21 件あり、同様の対応を行った。

感染症発生届・報告件数

(令和 6 年度)

	疾病名 (疑いを含む)	類型	件数	内容
発生届	腸管出血性 大腸菌感染症	3類	3	0-103 1件 0-157 2件
	レジオネラ症	4類	2	届出 2件
施設等からの 集団感染発生報告	感染性胃腸炎	5類 (定点把握)	6	保育幼児施設 5施設 合計 99人 高齢者施設 1施設 合計 29人
	インフルエンザ	5類 (定点把握)	21	保育幼児施設 15施設 合計 296人 高齢者施設 4施設 合計 48人 障害者施設 2施設 合計 86人
	新型コロナウイルス感染症	5類 (定点把握)	35	高齢者施設 32施設 合計 608人 障害者施設 3施設 合計 67人
	手足口病	5類 (定点把握)	8	保育幼児施設 8施設 合計 155人
	その他	その他	3	保育幼児施設 2施設 合計 48人 障害者施設 1施設 合計 21人 (ヘルパンギーナ、伝染性紅斑、他)

b 感染症発生動向調査

定点医療機関から報告される感染症の発生状況を把握し、週ごとに関係機関等に情報提供を行い注意喚起を図った。

c 感染症発生時に対応した訓練

県主催で新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく訓練が開催されたため参加した。情報伝達や患者対応訓練、病院搬送について見学し、積極的疫学調査についての講義、防護具着用訓練に参加した。

(エ) 評価・改善

a 感染症発生時の対応

感染症法に基づき、患者の人権に配慮しつつ、迅速かつ的確に対応できた。

b 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を的確に把握し、関係機関に情報提供を行うことで感染症のまん延防止に努めた。

c 感染症発生時に対応した訓練

新型コロナウイルス感染症により数年間県主催の患者搬送等訓練は実施されていなかったが、改めて新型インフルエンザ等発生時における保健所対応や医療機関等との連携について確認することができた。

感 染 症 患 者 発 生 状 況 調

(令和6年度)

分類・疾病名		市町			計	前 同 期	前々年 同 期
		富士宮市	富士市	その他			
一類	発生なし	—	—	—	0	0	0
二類	結核	6	20	1	27	29	42
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1	2	—	3	3	3
四類	E型肝炎	—	—	—	0	0	0
	A型肝炎	—	—	—	0	0	0
	オウム病	—	—	—	0	0	0
	つつが虫病	—	—	—	0	0	0
	デング熱	—	—	—	0	0	0
	レジオネラ症	0	2	0	2	3	8
五類 (全数把握分)	アメーバ赤痢	/	/	/	0	3	1
	カルバペネム耐性腸内細菌感染症	/	/	/	0	0	1
	急性脳炎	/	/	/	2	1	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	/	/	/	3	0	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	/	/	/	6	5	1
	後天性免疫不全症候群	/	/	/	1	1	0
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	/	/	/	0	1	0
	侵襲性肺炎球菌感染症	/	/	/	14	2	4
	水痘（入院例に限る）	/	/	/	1	2	1
	梅毒	/	/	/	21	24	54
	播種性クリプトコックス症	/	/	/	0	0	1
	破傷風	/	/	/	0	0	1
	百日咳	/	/	/	0	0	0
	風しん	/	/	/	0	0	0
麻しん	/	/	/	0	0	0	
計		/	/	/	80	74	117
五類 (定点把握分)	インフルエンザ	/	/	/	5,396	8,178	496
	新型コロナウイルス感染症	/	/	/	5,847	8,155	/
	感染性胃腸炎	/	/	/	966	953	930

※新型コロナウイルス感染症については、令和5年5月8日より5類感染症（定点把握）に変更。

カ 結核予防業務

(ア) 目的

結核予防対策は、感染症法に基づき結核のまん延防止、治療完遂を目指して実施している。

(イ) 計画

a 予防

- (a) 結核予防知識の普及啓発
- (b) 管内市結核対策委員会への出席及び情報提供

b 患者管理

- (a) 結核患者等に対する服薬支援
- (b) 接触者健診の実施

c 医療

- (a) 感染症診査協議会の開催
- (b) 医療従事者等研修会等の開催

(ウ) 実績 (成果)

(令和6年度)

項目	内容
予 防	<ul style="list-style-type: none"> ・富士市学校結核対策委員会(2回) ・富士宮市結核対策委員会(1回)
患者管理	<ul style="list-style-type: none"> ・結核患者や家族等に対する服薬指導等の保健指導実施(延 約400人) ・DOTSカンファレンス(17回) ・接触者健診の実施 (血液検査(T-SPOT)141人、胸部レントゲン検査(受診券発行)11人)
医 療	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症診査協議会の開催(13回) ・結核コホート検討会(1回)

(エ) 評価・改善

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、結核の新登録患者数は減少傾向であったが、令和6年は増加に転じた。発病患者との接触状況に応じて適切な時期に接触者健診を行い、患者等の状況に合わせて家族や病院、施設、職場、学校等と連携して服薬支援を実施した。

コホート検討会では、管内の結核発生状況、治療成績、DOTS実施率等について報告し、対応困難事例についての情報共有や対応方法の検討を行った。

結核定期健康診断等実施状況調

(令和6年度)

区分	事業所	学 校	施 設	市 町 村			合計
				BCG接種	レントゲン撮影	計	
対象人員	8,043	3,886	4,260	1,921	113,728	115,649	131,838
受診者数	7,768	3,780	4,192	1,832	16,664	18,496	34,236
受診率(%)	96.6	97.3	98.4	95.4	14.7	16.0	26.0
患者発見数	1	1	0	0	0	0	2

結核定期健康診断等実施状況調 (市町村別)

市町	区 分	令和5年度			令和6年度		
		BCG 接種	レントゲン 撮影	合計	BCG 接種	レントゲン 撮影	合計
富士宮市	対象人員	595	39,182	39,777	540	39,244	39,784
	受診者数	595	11,846	12,441	537	11,570	12,107
	受診率 (%)	100	30.2	31.3	99.4	29.5	30.4
	患者発見数	0	0	0	0	0	0
富士市	対象人員	1,445	74,263	75,708	1,381	74,484	75,865
	受診者数	1,440	5,019	6,459	1,295	5,094	6,389
	受診率 (%)	99.7	6.8	8.5	93.8	6.8	8.4
	患者発見数	0	0	0	0	0	0
合 計	対象人員	2,040	113,445	115,485	1,921	113,728	115,649
	受診者数	2,035	16,865	18,900	1,832	16,664	18,496
	受診率 (%)	99.8	14.9	16.4	95.4	14.7	16.0
	患者発見数	0	0	0	0	0	0

富士保健所管内の結核患者登録状況※

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
年末現在登録者数	76	55	49	43	43	36
うち新登録患者数	35	22	21	17	17	20

※結核登録者情報システムへの報告人数（1月1日から12月31日までの期間の集計）

登録者は治療終了後おおよそ2年程度の経過観察が終了すれば除外する。

結核患者登録者の内訳

居住地	結核患者
富士宮市	6
富士市	30
計	36

キ 難病対策業務

(ア) 目 的

難病対策については「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）に基づき、地域の難病の患者やその家族等に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上など、保健、医療及び福祉等の総合的なサービスの提供の推進を図っている。

難病対策のうち、患者の経済的、精神的な負担を軽減するため医療費等の助成を行っているが、平成27年1月から新たな難病医療費等助成制度（平成26年まで特定疾患治療研究事業）として対象疾患数が56疾患から110疾患に拡大された。平成27年7月1日には196疾

患が追加、さらに、平成29年4月1日には24疾患追加され330疾患となった。その後平成30年4月1日に1疾患追加、令和元年7月に2疾患追加、令和3年度に6疾患が追加(うち1疾患は既存の指定難病に統合)、令和6年4月1日に3疾患追加され341疾患となった。

なお、令和6年4月から、難病患者が福祉、就労等の各種支援を円滑に利用できるようにするため、患者の申請に基づき指定難病に罹患していること等を確認し、「登録者証」を発行する「指定難病要支援者証明事業」を開始した。

(イ) 計 画

- a 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱に基づき、経済面の支援として医療費の公費負担等の事務を行うとともに、福祉、就労等の支援を円滑に利用できるようにすることを目的として難病登録者証を発行する。
- b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業
- c 医療相談事業
- d 訪問相談事業
- e 富士市難病患者・家族連絡会への支援

(ウ) 実績 (成果)

- a 難病医療費等助成事業を実施し、医療費の公費負担等を実施した。また、難病登録者証を発行した。

難行医療費受給者数は「健康福祉部32特定医療費等受給者調」のとおり

難病登録者証発行実績(成果) (令和6年度)

内 容	進 達
難病登録者証発行数(医療費助成受給者証同時申請含む)	55 件

b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管内委託 契約機関 (対象者利用機関)	3件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・東静	3件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・メディ ホス富士宮	3件 (訪問看護ステーション) けいあい・あい・メディ ホス富士宮
対象患者	4人 (筋萎縮性側索硬化症)	3人 (筋萎縮性側索硬化症)	3人 (筋萎縮性側索硬化症)
内 容	全身状態の視察、吸引、バイタルチェック、タッピング、 排尿介助、摘便・浣腸、精神的援助等		

在宅療養中の人工呼吸器使用の指定難病患者又は特定疾患治療研究事業の対象疾患の患者の適切な在宅医療の確保を図ることを目的に、指定難病患者又は特定疾患治療研究事業対象疾患の患者に対し診療報酬で定められた回数(1日3回まで)を超える訪問看護費用の交付事務手続きを行っている。

人工呼吸器装着患者については1年に1度は自宅訪問を行い、機器や物品、自家発電機の有無等チェックしている。

c 医療相談事業 (令和6年度)

事業名	会場	実施日	参加人数
難病総合相談会	富士交流センター	令和6年6月2日	20人

例年、富士市難病患者・家族連絡会と共催にて難病患者総合相談会を実施し、受給者証の説明や相談対応を行っている。様々な分野を専門とする医師やMSW、社会保険労務士などの多職種に治療や生活のことについて相談できる機会となっている。

d 難病患者訪問相談事業 (令和6年度)

相談実人員	相談延人員	(内訳)	
		訪問・面接件数	電話件数
218	345	52	293

難病患者 218 人について、訪問や電話相談等を実施した。家庭訪問の前後には、関係機関(居宅介護支援事業所や訪問看護ステーション等)との連絡調整を実施した。

令和6年度から家庭訪問、電話による相談に加えて更新申請等のため来所された患者や家族に対し面接にて相談対応を行った。

また、在宅療養中の人工呼吸器使用患者 1 名に対し、本人や家族と共に災害時緊急マニュアルを作成し、主治医や訪問看護事業所、市の担当課と共有した。

e 富士市難病患者・家族連絡会への支援

富士市難病患者・家族連絡会の総会及び難病患者総合相談会の企画会議等へ出席した。

(エ) 評価・改善

a 難病医療費等助成事業等

難病患者に対する治療促進と医療費の負担軽減に寄与した。

また、難病登録者証は障害福祉サービスの受給申請時やハローワーク等の利用時に、医師の診断書に代わり、指定難病患者であることを示すことができる。さらに、令和7年4月からは、難病患者も障害者の施設利用料減免の対象となった。

b 在宅人工呼吸器使用患者支援事業

在宅療養中の人工呼吸器使用患者の訪問看護の費用の負担軽減に寄与した。

c 医療相談事業

管内外の各科専門医の参加もあり、管外からも難病患者が集まり、患者や家族が専門医に相談できる機会を設けることができた。

d 訪問相談事業

主に重症神経難病患者や独居の神経難病患者を訪問し、療養生活の相談や関係機関との連絡調整を行い、患者の生活の質(QOL)の向上に寄与した。

また、災害時緊急マニュアルを作成することにより、本人や家族・関係機関と災害発生時の対応について共有でき、平時からの備えにつながった。

e 富士市難病団体連絡協議会への支援

富士市難病患者・家族連絡会の活動を支援し、役員等との連携を図ることにより難病患者への相談支援の充実につながった。

特定医療費等受給者調

(令和6年度)(単位:人)
(令和7年3月31日現在)

疾患群	市町名	富士宮市	富士市	計	令和5年度末計	令和4年度末計
1	血液疾患	26	63	89	88	83
2	免疫疾患	256	431	687	581	523
3	呼吸器疾患	48	68	116	103	98
4	循環器疾患	42	50	92	87	89
5	消化器疾患	214	479	693	664	645
6	骨・関節疾患	67	114	181	190	185
7	染色体異常疾患	3	1	4	5	5
8	皮膚疾患	15	21	36	105	99
9	腎・泌尿器疾患	55	73	128	118	119
10	免疫・皮膚疾患	20	26	46	45	45
11	内分泌疾患	27	53	80	78	82
12	聴覚・平衡系疾患	1	1	2	2	1
13	耳鼻系疾患	0	0	0	0	0
14	視覚系疾患	30	46	76	81	87
15	神経・筋疾患	352	718	1,070	1,041	1,023
16	代謝異常疾患	18	20	38	31	26
	合計	1,174	2,164	3,338	3,219	3,110

ク 臓器移植対策事業

(ア) 目的

臓器移植医療について多くの人々の理解を得て、骨髄バンクへの登録を推進する。

(イ) 計画

骨髄バンクドナー登録窓口を設置し、骨髄バンクの広報・登録受付・採血業務を行う。

(ウ) 実績(成果)

骨髄バンクドナー登録窓口を設置し、骨髄バンクの広報・登録受付・採血業務(登録日:毎月第2水曜日)を行った。

令和6年度登録者数:4人

(エ) 評価・改善

骨髄バンクドナー登録者の受付を行い、白血病などの血液難病の治療に寄与した。

今後も登録者を増やすために当所で実施している研修会等の機会を通じて、普及啓発を行っていく。

ケ 原爆被爆者対策事業

(ア) 目的

被爆者の健康保持増進に努めるとともに、福祉の充実を図る。

(イ) 実績(成果)

指定医療機関において、定期健康診断（一般検査・がん検診）とその結果に基づく精密検査を行い、被爆者及び被爆二世の健康保持増進に努めた。

また、被爆者手帳の交付、各種手当、医療費、葬祭費などの給付事務、一般疾病医療機関の指定などの事務を行った。

原子爆弾被爆者健康診断実施状況（令和6年度）

○ 一般検査（年2回実施） （単位：人）

第1回				第2回			
対象者数	受診者	要精密検	要医療	対象者数	受診者	要精密検	要医療
56	13	0	0	56	10	0	0

○ がん検診（年1回実施） （単位：人）

対象者数	受診者数						
	胃がん	肺がん	大腸がん	骨髄腫	乳がん	子宮がん	要精検
56	10	16	15	15	8	9	2

(ウ) 評価・改善

現状、被爆者が高齢化し、被爆二世の占有率が増加している。現在、被爆者が健康診断を受けることにより、健康状況の把握、療養支援が図られるとともに、医療費の負担軽減に寄与している。

コ 風しん抗体検査事業

(ア) 目的

妊娠を希望する女性とその同居者等を対象に、医療機関において無料で風しん抗体検査を受けられる体制を整備することにより、風しんの感染予防及びまん延防止を図り、先天性風しん症候群を予防する。

(イ) 実績（成果）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
申請者数(人)	154	192	179
交付者数(人)	153	192	179
検査実施者数(人)	134	156	161
実施率(%)	87.6	81.2	89.9

(ウ) 評価・改善

風しん抗体検査の費用助成制度推進により、先天性風しん症候群の予防に寄与した。

4 育成課・相談判定課（児童相談所）、相談判定課（知的障害者更生相談所）

児童相談所は、市町と適切な役割分担・連携を図りつつ、家庭その他からの相談に応じ、児童が抱える問題や真のニーズ、また児童の置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童や家庭にもっとも効果的な援助を行うことにより、児童の福祉を図り、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

富士児童相談所は、「静岡県児童相談所設置条例の一部を改正する条例」により平成22年4月1日に東部児童相談所から分割設置された。設置当初は相談課の一課体制であったが、令和2年度より育成課・相談判定課の二課体制となっている。

(1) 児童相談の受付と処理

ア 目的

児童福祉に関するあらゆる問題について相談に応じ、社会学、心理学、医学等の専門的知識や技術によって診断し、関係機関と連携をしながらそれぞれのケースに適切な助言指導、通所指導、施設入所指導等を行い、効果的な支援を提供する。

また、市町、学校、警察等の関係機関と連携し、特に、児童虐待防止に向けた地域の対応力を高めながら、児童の福祉の向上を図る。

イ 実績

(ア) 相談別児童対応状況

児童相談種類別対応状況調

(単位：人)

相談種別		年度別		
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
養護相談	児童虐待相談	449	387	349
	その他の相談	50	24	26
保健相談		0	0	0
障害相談	肢体不自由	2	0	2
	視聴覚障害	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0
	重症心身障害	1	1	1
	知的障害	527	537	637
	発達障害	0	0	0
非行相談	ぐ犯行為等	26	36	28
	触法行為等	5	29	24
育成相談	性格行動	63	58	33
	不登校	1	0	0
	適性	0	0	0
	育児・しつけ	0	0	0
その他の相談		60	91	113
計		1,184	1,163	1,213

(イ) 経路別対応状況

経路別対応状況

(単位：件)

経路 \ 年度別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
福祉事務所	579	557	659
児童委員	0	7	0
縣市町等関係機関	39	40	33
児童福祉施設	6	4	0
警察	361	355	307
家庭裁判所	4	3	3
保健所	0	0	0
医療機関	14	18	22
幼稚園	0	0	3
学校	30	28	22
教育委員会等	0	0	0
里親	0	0	0
家族・親戚	52	65	72
近隣・知人	74	63	67
児童本人	9	11	8
その他	16	11	17
計	1,184	1,163	1,213

(ウ) 児童相談処理状況

区 別		児童相談処理状況		
		年度別	令和4年度	令和5年度
面接指導	助 言 指 導	617	542	558
	継 続 指 導	211	231	227
	他 機 関 あ っ せ ん	20	15	10
児 童 福 祉 司 指 導		1	7	5
児 童 委 員 指 導		0	0	0
児童家庭支援センター指導・指導委託		0	0	0
市 町 村 指 導 委 託		0	0	0
市 町 村 送 致		29	5	10
福 祉 事 務 所 送 致 ・ 通 知		0	0	0
訓 戒 ・ 誓 約		0	12	5
児童福祉施設	入 所	13	7	8
	家庭裁判所送致(再掲)(※1)	0	0	0
指 定 医 療 機 関 委 託		0	0	0
里 親 委 託(※2)		2	1	4
家 庭 裁 判 所 送 致(※3)		0	1	2
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約		4	4	0
そ の 他		287	338	384
計		1,184	1,163	1,213

(※1) 児童福祉法第27条の3による家庭裁判所送致

(※2) 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)委託を含む

(※3) 児童福祉法第27条第1項第4号による家庭裁判所送致

(エ) 児童福祉施設等在所者数及び里親委託児童数 (R7.3.31時点)

施設別	児童福祉施設等在所者及び里親委託児童調		
	年度別	令和4年度	令和5年度
乳 児 院	10	7	6
児 童 養 護 施 設	55	52	51
福祉型障害児入所施設	28	29	29
医療型障害児入所施設	3	4	4
児童心理治療施設	4	6	6
児童自立支援施設	3	6	5
計	103	104	101
里親委託(ファミリーホーム含)	13	17	21(※1)

(※1)R7.3.31付 措置停止1件を含む

(オ) 里親登録状況及び委託状況

区分	年度別	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	管内里親登録数(組)		79	80
上記のうち受託里親数(組)		11	8	10
委託児童数※(人)		13	17	22

※ 委託児童数にはファミリーホームを含む

(カ) 一時保護状況

年度別	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	児童数 (人)	延日数 (日)	児童数 (人)	延日数 (日)	児童数 (人)	延日数 (日)
一時保護所	69	2,490	65	2,198	56	2,563
児童養護施設等	118	2,925	103	2,324	90	2,716
警察	0	0	0	0	0	0
その他	2	7	4	253	4	74
計	189	5,422	172	4,775	150	5,353

ウ 評価・改善

令和6年度の相談対応件数は1,213件である。ここ3年間で総件数としては10%以上の増減はない。令和5年度と比較し、虐待相談は38件(9.8%)、ぐ犯・触法行為等に関する相談は13件(20%)、性格行動相談は25件(43%)減少した一方で、知的障害相談は100件(18.6%)増加している。ぐ犯行為等に関する相談や性格行動相談の減少は、軽微な相談については市や児童家庭支援センターで対応されているものと考えられる。一方、知的障害相談の増加は療育手帳の新規申請や判定資料の提供依頼が増えたことによる。

経路別対応状況で最も多いのは福祉事務所であり、その90%以上は療育手帳判定に関わるもの(障害相談)である。

里親委託について、令和6年度、里親登録数に対する受託里親数、委託児童数ともに上昇している。しかしながら、里親登録数は減少しており、今後、里親委託率のさらなる上昇のためには、里親登録数の増加が課題である。

一時保護について、保護児童数は令和6年度は令和5年度と比較し22人(約12.8%)減少、令和4年度と比較しても39人(約20.6%)減少しており、年々減少傾向にある。一方、保護期間については令和6年度は令和5年度と比較し578日(約12.1%)増加している。しかし、令和4年度と比較すると69日(約1.3%)減少しており、令和4年度と6年度は同程度のため、一時的に令和5年度の減少幅が大きいことが分かる。

(2) 児童虐待相談への対応

ア 目的

児童虐待は、児童の健やかな発達や成長に重大な影響を及ぼす行為であり、重篤な事案では生命の危機に直結する場合もある。市福祉事務所、保健センター、園・学校、警察等との関係機関との連携を密にし、児童虐待の防止や早期対応を図り、児童の安全の確保と健全な成長を保障する。

イ 実績

(ア) 虐待種別相談処理件数

(令和7年3月31日現在) (単位：人)

区分	3歳未満	学齢前	小学生	中学生	高校生等	計
身体的虐待	8(7)	16(16)	36(43)	29(22)	8(8)	97(96)
性的虐待	0(0)	0(4)	0(3)	0(0)	0(3)	0(10)
心理的虐待	43(41)	50(43)	67(79)	21(26)	18(17)	199(206)
ネグレクト	20(19)	6(17)	16(23)	9(10)	2(6)	53(75)
計	71(67)	72(80)	119(148)	59(58)	28(34)	349(387)

※ () 内は令和5年度実績

(イ) 要保護児童対策地域協議会及び教育機関との連絡会への参加回数

(令和7年3月31日現在) (単位：回)

区分	富士宮市	富士市
要保護対策地域協議会 (代表者会議)	1(1)	7(2)
要保護対策地域協議会 (実務者会議)	6(36)	12(59)
七者会	3(15)	—
青少年対策関係機関連絡会	—	0()
小中学校生徒指導連絡会	—	7(2)
いじめ問題対策連絡協議会	—	0()
子ども若者支援会議	0(0)	0()

※ () 内は参加人数

(ウ) 管内福祉事務所の養護相談受付件数

(単位：件)

区分	令和5年度		令和6年度	
	受付件数	児相送致件数	受付件数	児相送致件数
富士宮市	90(32)	9(5)	94(27)	9(4)
富士市	489(224)	10(5)	534(223)	11(4)

※ () 内は児童虐待相談件数を再掲

(エ) 警察との連携

児童虐待死亡事例等の発生を鑑み、児童相談所と警察が連携を図り、それぞれの組織の強みを生かして、早期に虐待ケースに対応することが求められている。富士児童相談

所では、例年実施している連絡会を、令和6年7月10日に富士宮警察署、富士警察署と富士宮市、富士市と開催し、情報交換などを行った。

令和2年度から中央児相に警察職員が配置され、全県児相と警察との調整を行ってきた。令和4年度からは、各児相に併任警察官が配置され、よりスムーズな連絡調整が可能になった。

(オ) 管内施設への技術支援等

(令和7年3月31日現在) (単位：回)

施設種別	研修	講義研修 (訪問研修)	児童グループ	性教育 (訪問研修)
児童養護施設		3	17	0
福祉型障害児入所施設		3	0	0

ウ 評価・改善

児童虐待処理件数は令和4年度449件で、令和5年度387件、令和6年度349件で前年度より38件(9.8%)減少している。減少理由としては、DV目撃による心理的虐待について警察からの児相通告が減少したことが考えられる。警察からの児相通告は減少しているものの、一方で警察が認知したDV目撃事案を児童相談所に情報照会してくる数は増加している。

児童虐待対応は、早期発見・早期対応が不可欠であることから、児童相談所では虐待通告後48時間以内の子どもの安否確認や一時保護等による安全確保、家族への助言指導等を実施している。

富士児童相談所では、令和4年度から育成課に虐待初期対応を専任で行う介入班を設けることにより、通告後のより早い対応が可能となった。介入班によってケースの重篤度を見極め、必要に応じて支援班に引き継いでいくという両班の連携で、より効果的なケースワークを行う。

また、児童虐待の早期発見と未然防止には警察、学校、保育所、幼稚園、病院等の児童虐待を発見しやすい立場にある機関との連携が重要であることから、市要保護児童対策地域協議会や教育機関等の連絡会に参加し、積極的に情報共有を図っている。

今後も引き続き児童虐待の防止に向けて積極的に対応していくとともに、非行、不登校、いじめなどの問題についても、それぞれの要保護児童対策地域協議会等に職員が出席し、関係機関と連携を図っていく。地域において問題がどのように発生しているのかなどを常に把握して、問題の解決に向けて助言や支援、ケースワーク等を行っている。

(3) 知的障害者更生相談所業務

富士知的障害者更生相談所は「静岡県行政組織規則の一部を改正する規則(平成22年3月31日静岡県規則第18号)」により平成22年4月1日に設置された。

ア 目的

心理学及び医学的および、障害程度の判定を行うとともに、必要に応じて本人や家族への助言指導並びに福祉事務所に対する専門的技術支援を行うことで、知的障害児・者の福祉の向上を図る。

イ 実績

判定結果別療育手帳判定件数

(令和7年3月31日現在) (単位: 件)

区分	児童(18歳未満)				者(18歳以上)			
	A (重度)	B (中軽度・ 発達障 害)	非該当 等	計	A (重度)	B (中軽度・ 発達障 害)	非該当 等	計
新規判定	10	160	11	181	1	15	1	17
再判定	60	133	4	197	33	49	1	83
計	70	293	15	378	34	64	2	100

知的障害者調

(令和7年3月31日現在) (単位: 人)

区分 市町別	知的障害者数(療育手帳交付者)									管内 人口	比率 (対千人)
	18歳未満			18歳以上			計				
	A	B	計	A	B	計	A	B	計		
富士宮市	99	300	399	366	757	1,123	465	1,057	1,522	126,349	12.0
富士市	171	625	796	715	1,536	2,251	886	2,161	3,047	247,121	12.3
計	270	925	1,195	1,081	2,293	3,374	1,351	3,218	4,569	373,470	12.2

ウ 改善・評価

発達検査、知能検査等を実施し、障害程度の判定を行っている。判定に際しては、検査数値だけでなく、日常生活の様子や介護度についても考慮している。また、市福祉事務所と連携して生活や福祉支援についての相談にも対応している。

5 衛生業務課

(1) 食品衛生業務

ア 目的

飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、県民の健康を図る。

イ 計画

(令和6年度)

実施月	実施方法	対象施設・業種
4～6	重点監視	集団給食施設(学校給食)、菓子製造業
5	一斉監視	飲食店(露店)
6～7	一斉監視	旅館
8～10	一斉監視	食肉販売、飲食店
11～1	重点監視	旅館 集団給食施設(社会福祉施設)
2	一斉監視	飲食店(露店)
3	一斉監視	旅館

ウ 実績(成果)

(ア) 監視指導

地域の実情を踏まえた年間監視計画を策定し、重点業種を定めるなど効果的な監視指導を実施した。また、管内において製造された食品や流通食品については、計画的な収去検査を実施し、違反食品の排除に努めた。特に、大規模調理施設や食品製造施設については、食品衛生監視専門班の応援を得て専門的な監視指導を行い、食品の安全確保に努めた。

また、製造・流通段階の違反食品発見後の措置や食品に関する苦情については、その迅速処理に努めた。

(イ) 食中毒防止

a 一斉監視・衛生講習

食中毒防止対策等を効果的に推進するため、一斉監視指導や衛生講習会を実施した。

衛生講習会では、令和3年6月から原則全ての食品関連施設において導入が義務付けられた HACCP の考え方を取り入れた衛生管理を中心に講習会を実施した。

b 啓発活動

食中毒防止月間(8月)には、富士及び富士宮食品衛生協会の協力により、食中毒防止ポスター展、チラシの配布等を行い、県民に食中毒防止を呼びかけた。

c 健康危機管理

感染症・食中毒を疑う集団発生では、医療健康課と連携して初動調査を的確に行い、原因究明のための積極的な疫学調査を実施した。毒物劇物を含めた化学物質等の中毒事件発生時に的確な初動調査を行うため、

24 時間体制の所内緊急時連絡網を作成することにより、関係機関との調整を図った。

(ウ) 食品営業者の自主管理体制の確立

富士及び富士宮食品衛生協会の食品衛生推進員や指導員による衛生指導等を積極的に支援した。

(エ) 消費者衛生講習会

食の安全に関する理解と食品衛生知識の普及啓発のため、管内の小学生とその保護者を対象に、食品安全教室及びタウンミーティングを開催した。

エ 評価・改善

(ア) 消費者の食品に対する関心が高まる中、苦情を含む食品に関する相談は依然として多い。消費者の信頼を確保するため、引き続き監視指導、食品検査の実施、食品衛生責任者への衛生講習、消費者懇談会の積極的な開催等に努めていく。

(イ) 食中毒の発生を防止するため、特に大量調理施設（仕出し屋）を含む飲食店営業においては、手洗い指導に重点を置き、監視指導を強化していく。

(ウ) 食中毒発生防止を目的に、食品衛生推進員等に対して講習会を実施し、自主管理の強化を図っていく。

(エ) HACCP の普及については、対象となる食品取扱施設が非常に多いため、各講習会で随時説明するとともに、食品衛生協会等関連団体と連携を密にし、効率的な普及啓発を実施していく。

(2) 生活衛生業務

ア 目的

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所における衛生水準の向上を図る。

イ 計画

(令和6年度)

項目	旅館	興行場	公衆浴場	理容所	美容所	クリーニング所
施設数	159	8	57	320	855	132
監視計画数	80	2	29	32	171	19

ウ 実績（成果）

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の許認可事務をはじめ、計画的な監視指導を行い、衛生水準の維持向上に努めた。

特に、旅館及び公衆浴場等の入浴施設に対しては、レジオネラ症発生防止対策の強化を重点に立入検査を実施し、浴槽水の衛生管理の徹底に努めた。

エ 評価・改善

旅館、公衆浴場等の衛生は、計画的な監視指導により衛生水準は確保されて

いるが、入浴施設におけるレジオネラ症対策については、事業者に対して自主検査等を含め、引き続き、衛生管理の徹底を指導する。

(3) 温泉業務

ア 目的

温泉資源の保護及び温泉利用の適正化を図る。

イ 計画

(令和6年度)

区 分	施設数	監視計画数	監視実施数
温泉源泉	13	7	11
温泉利用施設	11	6	11

ウ 実績(成果)

温泉利用許可施設の立入調査や源泉の状況を把握するために、湧出量や温度等の実態調査を行った。

エ 評価・改善

温泉源泉及び温泉利用施設の実態調査により、温泉は適正に管理されている。

(4) 動物愛護管理業務

ア 目的

「人と動物の共生する社会」の実現を目指す。

イ 実績(成果)

(ア) 犬による危害防止

地元の獣医師会と連携し、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の実施について周知徹底を図った。また、犬による危害を防止するため、放浪犬や放し飼いなどの苦情に対し、動物保護指導班の応援や管内市の協力を得て適切に対処した。特に、大型犬による咬傷事故は死亡事故につながるため、飼育者への適正管理指導に努めた。

(イ) 静岡県動物愛護管理推進計画の推進

令和元年6月に動物愛護管理法の一部改正を受け、静岡県動物愛護推進計画(2014)が見直され、静岡県動物愛護推進計画(2021)が策定された。従前どおり「人と動物の共生する社会」の実現を目指し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針の下、動物愛護推進員、ボランティア、関係団体、関係市等と連携し、各種施策を実施した。

(ウ) 動物愛護指導

(一社)静岡県動物保護協会富士地区支部が開催する動物愛護教室、犬・ねこのしつけ教室及び社会福祉施設等へのふれあい訪問活動等を支援し、動物愛護と適正管理の普及に努めた。また、第一種動物取扱業の登録

施設に対して立入検査を実施するとともに、動物取扱責任者必携や法改正資料等の内容を説明し、動物の適正管理の徹底に努めた。

ウ 評価・改善

(ア) 狂犬病の予防注射の実施率を向上させるため、引き続き、市と連携して飼い主への指導の徹底を図る。

なお、ねこについては犬に比べると引取り頭数、苦情が依然として多いことから、引取り時や市の広報等を活用し、室内飼い、不妊手術等の適正飼育の指導を徹底する。

(イ) 静岡県動物愛護管理推進計画（2021）を広く県民に周知するとともに、市、関係団体、ボランティア等と協働し、「飼い主責任の徹底」、「人と動物の安全と健康の確保」、「地域活動の充実」の3つの取組方針に基づき、各種施策を推進していく。

(ウ) 犬やねこの適正飼育の指導、動物愛護教室の開催、ふれあい訪問活動等を、動物愛護、動物由来感染症の予防、生活への潤い、命の大切さ等の普及につなげる。

(5) 薬務業務

ア 薬事関係

(ア) 目的

医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保と医薬品の安全な使用を推進するため、監視指導等を実施することにより、保健衛生の向上を図る。

(イ) 計画

国・県から示される医薬品等一斉監視指導実施要領に基づき監視指導を実施する。

(ウ) 実績（成果）

医薬品等製造業者等に対して、薬事監視第1機動班が主体となり計画的に立入検査を行い、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保を重点に監視指導を実施するとともに、医薬品等の収去検査を実施した。

薬局、医薬品販売業者、医療機器販売・貸与業者に対して立入検査を行い、施設の構造、医薬品等の管理状況、調剤過誤防止対策、不正表示品、無許可品及び虚偽誇大広告等について監視指導を実施し、適正な医薬品等の取扱いの確保に努めた。

また、薬の正しい知識を普及するため、「薬と健康の週間」（10月17日～23日）を中心に地域啓発を実施した。

医薬品等の製造業・販売業の監視指導実績

年度	令和4年	令和5年	令和6年
対象施設数	2,015	2,027	2,042
立入検査件数	935	769	758
監視率(%)	46.4	37.9	37.1

(エ) 評価・改善

監視指導の結果、違反事項が見られたものの、事後指導等により改善され適正に業務が行われている。

イ かかりつけ薬局の普及推進

(ア) 目的

「かかりつけ薬局」による薬歴管理や病院等における待ち時間の短縮などの医療ニーズに対応し、良質な医療の供給体制を確立するため、三師会（医師会、歯科医師会及び薬剤師会）と連携しながら医薬分業を推進し、医療の質の向上を図る。

(イ) 実績（成果）

薬局の監視指導の際に、患者の服薬情報の一元的な管理などについて指導するとともに、県民が安心して薬局で調剤を受けられるよう、調剤過誤防止対策を確認した。

処方箋受取率（保険診療処方箋数等に基づく推計値）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
富士圏域	70.4%	72.2%	75.2%
県平均	77.1%	78.2%	81.9%
全国平均	75.3%	76.4%	80.3%

(ウ) 評価・改善

処方箋受取率は伸び悩んでいるものの、患者への医薬品の重複投与や相互作用による副作用を防止するという医薬分業のメリットが十分生かされるよう、「かかりつけ薬局」を普及していく。

ウ 毒物及び劇物関係

(ア) 目的

毒物劇物営業者及び業務上取扱者に対する適正な取扱いを指導し、毒物及び劇物による危害防止を図る。

(イ) 計画

国及び県から示される、農薬危害防止運動等により立入検査を実施する。

(ウ) 実績（成果）

販売業者及び業務上取扱者に対して監視指導を行い、毒物劇物の適正販売、保管管理及び取扱いを指導した。

さらに、毒物劇物製造業者及び大規模地震対策特別措置法等に基づく毒物劇物多量取扱施設については、薬事監視第1機動班と連携し立入検査を行った。

(エ) 評価・改善

監視指導等の結果、違反事項が見られたものの、事後指導等により改善され適正に業務が行われている。

エ 薬物乱用防止対策関係

(ア) 目的

本人の心身を蝕むばかりでなく、社会に計り知れない害悪を及ぼす麻薬、覚醒剤等の乱用の根絶を図る。

(イ) 計画

医療健康課と合同で医療機関等の立入検査を行うとともに、覚醒剤等の薬物乱用に対処するため、関係機関・団体と連携して乱用防止の啓発を行う。

(ウ) 実績（成果）

麻薬、向精神薬及び覚醒剤原料等の取扱いについて、薬局等の立入検査を実施し、適正な保管管理等について指導し、不正使用及び不正流通の防止を図った。

薬物乱用防止対策として、県が委嘱する薬物乱用防止指導員を中心とした啓発活動を実施した。

県から薬剤師会への委託事業として、小中高校生を対象に、学校薬剤師による「薬学講座」を実施し、若年層に対する啓発活動を行うとともに、富士市麻薬・覚せい剤撲滅推進協議会が行う各種啓発事業の推進に協力した。なお、「薬学講座」の対象となっていない高等課程を有する専修学校について、名古屋税関清水税関支署と協力して講習会を実施した。

(エ) 評価・改善

麻薬取扱者等に対しては、監視指導の結果、麻薬等の適正管理・適正使用が徹底されている。

薬物乱用防止指導員による活動を通して、地域住民の薬物乱用防止に対する関心が高まるとともに、薬剤師会による「薬学講座」の実施により、若年層における薬物乱用の抑止効果が得られている。

オ 献血関係

(ア) 目的

医療に必要な血液と血液製剤を安定供給するため、献血思想の普及啓発を図る。

(イ) 実績（成果）

献血推進については、静岡県赤十字血液センター及び市と連携を図りながら啓発活動を行い、県の採血計画に基づく目標の達成に努めた。

献血推進の啓発活動としては、高校生ボランティアを「アボちゃんサポ

ーター」として委嘱し、学域及び SNS での献血広報・献血思想の普及に努めた。

(ウ) 評価・改善

高校生ボランティアの協力を得ることで若い世代の献血に対する関心が高まった。

なお、令和 6 年度の献血者確保目標数に対する献血受付者数の割合は、県では 97.6%で、管内は 108.0%であった。

(6) 環境衛生業務

ア 建築物衛生関係

(ア) 目的

建築物の衛生管理を徹底し、快適で健康的な環境の確保を図る。

(イ) 実績（成果）

特定建築物の維持管理状況及び建築物清掃等登録業者の業務管理に対し立入指導を実施した。

(ウ) 評価・改善

特定建築物の衛生管理に関しては指導により、衛生的な環境が確保されている。

動物取扱施設立入検査状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

項目 種別	施設数	登録件数	立目 立入 検査 件数 (A)	立入 検査 件数 (B)	立入 検査 率 (B/A)	処分等の件数				告発 件数	
						登 録 取 消	停 止	改 善 措 置 勸 告	命 令	始 末 書 其 他	無 登 録
販 売	111	111	56	45	80.4						
保 管	126	131	66	78	118.2						
貸出し	11	11	6	8	133.3						
訓 練	11	17	9	8	88.9						
展 示	16	16	8	8	100.0						
競りあっせん	0	0	0	0	0						
譲受飼養	1	1	1	0	0						
合 計	276	287	146	147	100.7	0	0	0	0	0	0

特定動物飼養又は保管許可件数調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

特定動物の種類	施設数	新規許可件数	変更許可件数	立入検査件数	処分等の件数			告発件数	
					許可取消	措置命令等	始末書 その他	無許可	その他
哺乳類	1	1	0	1	0	0	0	0	0
鳥類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
爬虫類	6	1	1	2	0	0	0	0	0

犬・猫の愛護管理状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

犬					猫		
保護頭数	引取り頭数	返還頭数	譲渡頭数	殺処分頭数	引取り頭数	譲渡頭数	殺処分頭数
20 [※]	0	13	7	/	0	0	/

※令和5年度保護の1頭を含む

動物をめぐる苦情・相談件数調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

動物種 \ 項目	苦情	相談
犬	30件	213件
猫	19件	134件
その他の愛護動物	0件	5件

動物愛護ボランティアグループ及び動物愛護推進員人数調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

市町別	項目	ボランティアグループの数	動物愛護推進員の人数
富士市		5	6
富士宮市		6	3

咬傷犬事故発生状況調

区 分	件 数	被害者数	告発件数
令和4年度	13件	14人	0件
令和5年度	15件	17人	0件
令和6年度 (令和7年3月31日現在)	18件	19人	0件

生活・環境衛生監視指導状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

施設別	項目	施設数	監視目標件数(A)	監視指導件数(B)	監視率(B/A)	処 分 件 数			
						営業許可取消	営業停止	措置改善命令	使用制限等その他
営業関係施設	旅館	159	80	86	107.5				
	興行場	8	2	2	100.0				
	公衆浴場	57	29	40	137.9				
	理容所	320	32	33	103.1				
	美容所	855	171	166	97.1				
	クリーニング所	48	10	1	10.0				
	クリーニング取次店	84	9	10	111.1				
	小 計	1,531	333	338	101.5	0	0	0	0
その他の施設	化製場	1	1	2	200.0				
	魚屑等処理場								
	小 計	1	1	2	200.0	0	0	0	0
合 計		1,532	334	340	101.8	0	0	0	0

白 紙

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）

（令和7年3月31日現在）

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数	
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他		
飲食店営業	2034	1268.9	1266	99.8										
菓子(パンを含む。)製造業	252	357	283	79.3						1				
乳処理業	3	6	8	133.3										
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0										
乳製品製造業	12	24	27	112.5										
集乳業	0	0	0	0										
魚介類販売業	63	67	67	100.0										
魚介類せり売り営業	1	2	3	150.0										
魚肉ねり製品製造業	3	6	5	83.3										
食品の冷凍又は冷蔵業	9	16	12	75.0										
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記及び下記以外)	1	2	3	150.0										
喫茶店営業	23	8.5	15	176.5										
あん類製造業	1	2	2	100.0										
アイスクリーム類製造業	6	12	13	108.3					1					
乳類販売業														
食肉処理業	10	20	19	95.0										
食肉販売業	49	98	88	89.8										
食肉製品製造業	8	16	12	75.0										
乳酸菌飲料製造業	0	0	0	0										
食用油脂製造業	3	6	4	66.7										
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0										
みそ製造業	7	14	9	64.3										
醤油製造業	2	4	3	75.0										
ソース類製造業	3	6	3	50.0										
酒類製造業	6	12	8	66.7										
豆腐製造業	8	16	15	93.8										
納豆製造業	1	2	1	50.0										
めん類製造業	15	30	21	70.0										
そうざい製造業	68	137	116	84.7										
添加物(法第11条第1項の 規定により規格が定めら れたものに限る。)製造業	4	8	5	62.5										
清涼飲料水製造業	10	20	16	80.0										
氷雪製造業	1	2	2	100.0										
氷雪販売業														
計	2603	2162.4	2026	93.7	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0

2 許可を要しない施設（旧食品衛生法）

（令和6年度）
（令和7年3月31日現在）

区分 項目		施設数	目標監視件数 (A)	監視実施件数 (B)	監視率 (B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
給食施設	学校	39	111	109	98.1					
	病院・診療所	6	6	6	100.0					
	事業所	2	4	4	100.0					
	その他	111	220	221	100.4					
乳搾取業										
食品製造業										
野菜・果物販売業										
そうざい販売業										
菓子（パンを含む。）販売業										
食品販売業（上記以外。）										
添加物（食品衛生法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く。）の製造業										
添加物販売業										
氷雪採取業										
器具・容器包装又はおもちゃの製造又は販売業										
計		158	341	340	99.7	0	0	0	0	0

食品関係営業施設の監視状況調

1 許可を要する施設 (新食品衛生法)

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

項目 区分	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数						告発件数		許可前の調査件数
					営業許可取消	営業禁止	営業停止	改善命令	物品の廃棄	始末書等その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	2479	1300.4	1275	98.0		1				2			911
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	21	4.2	1	23.8									4
食肉販売業	51	102	87	85.3									12
魚介類販売業	56	57	60	105.3									8
魚介類競り売り営業	1	2	2	100.0									1
集乳業	2	4	4	100.0									0
乳処理業	1	2	3	150.0									1
特別牛乳搾取処理業													0
食肉処理業	8	16	8	50.0									4
食品の放射線照射業													0
菓子製造業	245	490	419	85.5						2			90
アイスクリーム類製造業	7	14	10	71.4									0
乳製品製造業	5	10	12	120.0									2
清涼飲料水製造業	16	32	19	59.4									1
食肉製品製造業	4	8	7	87.5									4
水産製品製造業	16	32	40	125.0									20
氷雪製造業													1
液卵製造業	1	2	1	50.0									0
食用油脂製造業	3	6	4	66.7									1
みそ又はしょうゆ製造業	7	14	11	78.6									3
酒類製造業	8	16	17	106.3									1
豆腐製造業	6	12	14	116.7									2
納豆製造業	1	2	2	100.0									0
麺類製造業	17	34	23	67.6									3
そうざい製造業	122	244	222	91.0		1				1			60
複合型そうざい製造業	5	10.0	11	110.0									0
冷凍食品製造業													0
複合型冷凍食品製造業													0
漬物製造業	23	46	51	110.9						4			31
密封包装食品製造業	4	8	10	125.0						2			11
食品の小分け業	2	4	10	250.0									8
添加物製造業	12	24	15	62.5									1
計	3123	2495.6	2338	93.7	0	2	0	0	0	11	0	0	1180

区分	項目	施設数	目標監視件数(A)	監視実施件数(B)	監視率(B/A)	処分件数				告発件数
						営業禁止	営業停止	物品廃棄	始末書その他	
旧許可業種であった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	52	52.0	51	98.1					
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	150	150	58	38.7					
	乳類販売業	290	145.0	185	127.6					
	氷雪販売業	1	0.5	1	200.0					
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	309	61.8	8	12.9					
販売業	弁当販売業	13	6.5	52	800.0					
	野菜果物販売業	94	47.0	93	197.9					
	米穀類販売業	22	11.0	0	0.0					
	通信販売・訪問販売による販売業	5	2.5	0	0					
	コンビニエンスストア	133	66.5	45	67.7					
	百貨店、総合スーパー	131	65.5	87	132.8					
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	128	25.6	11	43.0					
	その他の食料・飲料販売業	210	105.0	32	30.5					
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2	4.0	2	50.0					
	いわゆる健康食品の製造・加工業	41	82	64	78.0					
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	22	11.0	13	118.2					
	農産保存食料品製造・加工業	109	54.5	60	110.1					
	調味料製造・加工業	7	3.5	3	85.7					
	糖類製造・加工業	6	3.0	3	100.0					
	精穀・製粉業	2	1.0	0	0.0					
	製茶業	41	20.5	22	107.3					
	海藻製造・加工業	1	0.5	1	200.0					
	卵選別包装業	7	14.0	16	114.3					
その他の食料品製造・加工業	56	28.0	77	275.0						
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	0	0	0	0					
	集団給食施設	158	344.0	343	99.7					
	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	44	22.0	22	100.0					
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	7	3.5	1	28.6					
	その他	25	12.5	10	80.0					
計		2066	1342.9	1260	93.8	0	0	0	0	0

食品等の収去検査状況調

況

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

区分	試験区分	食品衛生法に基づく収去										試験した収去検体数	不良検体数	試験した収去検体数	不良検体数				
		大腸菌群	細菌数	異物	添加物使用基準	法定外添加物	残留農薬基準	抗生物質(抗菌性物質)	その他	衛生規範に基づく基準逸脱検体数	食品表示法に基づく収去								
生乳	乳																		
牛乳及び加工乳	乳																		
脱脂乳	乳																		
山羊乳	乳																		
魚介類	介類																		
無加熱摂取冷凍食品																			
凍結直前に加熱された食品																			
加熱後摂取冷凍食品																			
凍結直前未加熱の食品																			
加熱後摂取冷凍食品																			
生食用冷凍鮮魚介類																			
魚介類加工品(缶詰、瓶詰を除く)																			
肉、卵類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)																			
乳製品																			
乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)																			
アイスクリーム類、氷菓																			
穀類及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)																			
野菜類、果物及びその加工品(缶詰、瓶詰を除く)																			
菓子類																			
清涼飲料水																			
酒精飲料																			
氷	雪																		
水																			
缶詰、瓶詰食品																			
その他の食品																			
添加物	化学的合成品及びその製剤																		
器具	その他の添加物																		
容器包装	具																		
おもちゃ																			
台所用洗剤																			
計																1	289	1	134

(注) 本表は、本庁所管課・健康福祉センターにおいて調製する。

食中毒発生状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

番号	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設 (所在市町村)	摘要
1	9/1	富士市	11	3	0	提供料理	カンピロバクター・ジェジュニ	飲食店 (富士市)	営業禁止 4日間
計			11	3	0				

薬事関係立入検査状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

区分	項目	対象施設数	立入検査件数	監視率%	処分等の件数					告発	
					許可の取消 難等の止	構造設備 改善命令等	廃棄等	始末書	指導票等		
薬事	医薬品等製造販売業	25	17	37.1				1			
	医薬品等製造業	121	122					1			
	医療機器修理業	2	4								
	医薬品製造販売業（薬局）	5	2								
	医薬品製造業（薬局）	5	2								
	薬局	178	139					3			
	医薬品販売業	118	77					3			
	配置販売従事者	17	0								
	高度管理医療機器等販売業・貸与業	255	131					1			
	管理医療機器販売業・貸与業	1,315	262								
	再生医療等製品販売業	1	2								
	医薬部外品化粧品販売業		825						1		
	一般医療機器販売業・貸与業		262								
	業務上取扱う施設		477								
	小計	2,042	2,322		37.1	0	0	0	10	0	0
毒物・劇物	製造（輸入）業	20	19	39.7				1			
	販売業	179	69					3			
	業務上取扱者	届出有	20		1						
		届出無			16						
	特定毒物研究者	5	0								
小計	224	105	39.7	0	0	0	4	0	0		
麻薬・向精神薬等	麻薬営業施設	製剤（輸出入）業	3	18	39.7						
		家庭麻薬製造業	2	3							
		元卸売業	0	0							
		卸売業	2	4							
		小売業	146	113							
	麻薬診療施設	病院	13	19							
		診療所	93	2							
		飼育動物診療施設	26	1							
	麻薬研究者	9	8								
	大麻取扱者	0	0								
けし栽培者	0	0									
向精神薬営業	輸入業	0	0								
	製造製剤業	1	0								

麻薬・向精神薬等 (続き)	施設	卸売業	0	0	34.6	0	0	0	0	0						
		免許みなし卸売販売業	21	11												
		免許みなし薬局	178	139												
		小売業	0	0												
	向精神	病院	17	25												
		薬診療	445	2												
	施設	飼育動物診療施設	53	1												
		向精神薬試験研究施設	7	6												
	小計	1,016	352	34.6							0	0	0	0	0	0
	覚醒剤・覚醒剤原料	覚醒剤施用機関	0	0							24.1	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者		0	0													
覚醒剤原料取扱者		6	3													
覚醒剤原料研究者		7	0													
薬局		178	139													
病院		17	25													
診療所		445	2													
飼育動物診療施設		53	1													
小計		706	170	24.1	0	0	0	0	0	0						
計	3,988	2,949	34.3	0	0	0	14	0	0							
違反施設率 $14 / 2,949 \times 100 = 0.5 \%$																

薬事関係施設の監視率

区分	対象施設数	立入検査件数	監視率 (%)
令和4年度	4,006	1,616	40.3
令和5年度	3,998	1,378	34.5
2年度単純平均	4,002	1,497	37.4
令和7年3月31日現在	3,988	1,369	34.3

建築物監視指導状況調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

項 目 施 設 別		施 設 数	立入 検 査 件 数	監 視 率	処 分 件 数				
					登 録 の 取 消	使 用 停 止	使 用 制 限	措 置 命 令 改 善	改 善 指 導
建築物 関 係	特定建築物	102	35	34.4	/				
	清掃等登録業者	37	16	43.2		/	/	/	
合 計		139	51	36.7	0	0	0	0	0
(計監視率 36.7%)									
令和5年度	合 計	144	53	36.8	0	0	0	0	0
	(計監視率 36.8%)								

白 紙

6 薬事監視第1機動班

所管区域は、静岡市清水区以東の賀茂保健所、熱海保健所、東部保健所、御殿場保健所、富士保健所及び静岡市保健所（清水区）の管内である。

年間出勤日数360日（180日×2班）を目標に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）、毒物及び劇物取締法に基づく製造業者等の監視指導及び相談業務を行っている。

（1） 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造販売業者又は製造業者及び医療機器修理業者（以下、医薬品製造業者等）に対する監視指導

ア 目的

医薬品製造業者等に対し、製造・製造販売段階における医薬品等の品質、有効性、安全性の確保を図る。

イ 実績（成果）

製造販売業者における品質管理の基準（GQP省令、QMS省令）及び製造販売後安全管理の基準（GVP省令）並びに製造業者における製造管理及び品質管理の基準（GMP省令、QMS省令）に基づいた専門的な監視指導を実施した。また、他県において医薬品の製造に関する不正事案が頻発していることから、同様の不正事案の発生を防止するため、医薬品製造業者に対する無通告査察を3件実施した。

その他、医薬品製造業者等からの各種相談に応じるとともに、医薬品製造業者等に対して講習を実施した。

ウ 評価・改善

医薬品製造業者等に対し、GQP、GVP、GMP、QMS等の基本的な考え方を定着させ、適合状況をより向上させることにより、医薬品等の品質等の確保に寄与した。

無通告査察において重大な違反は確認されなかったものの、製造管理及び品質管理を行う上で改善が必要となる不備は確認されたことから、引き続き無通告査察を実施するとともに、査察技術のさらなる向上のため調査員に対する教育訓練を行っていく。

（2） 毒物又は劇物の製造業又は輸入業者並びに大規模地震対策特別措置法又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく地震防災応急計画届出施設又は南海トラフ地震防災対策計画（以下、毒物劇物製造業者等）に対する監視指導

ア 目的

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止を図る。

イ 実績（成果）

毒物及び劇物取締法に基づいた取扱い及び保管管理状況を監視指導した。

ウ 評価・改善

毒物劇物製造業者等に対し、毒物・劇物による危害防止対策を徹底させることに寄与した。

監 視 対 象 施 設 数

(令和7年3月31日現在)

製造販売業・製造業等					その他	計
医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物劇物		
68	52	85	130	55	31	421

その他：大震法に基づく地震防災応急計画届出施設(22)及び南海トラフ地震特措法に基づく地震防災対策計画届出施設(9)

薬事監視第一機動班実績

(令和6年度)

業種 保健所	監 視 件 数						
	製造販売業・製造業等					その他	計
	医薬品	医薬部外品	化粧品	医療機器	毒物劇物		
賀茂	2	0	0	0	0	0	2
熱海	0	1	5	0	1	0	7
東部	11	8	9	36	4	1	69
修善寺支所	0	0	0	1	0	0	1
御殿場	0	5	6	5	4	0	20
富士	54	28	6	16	6	4	139
静岡市(清水区)	12	42	7	9	10	9	51
計	79	46	58	67	25	14	289

7 動物保護第2指導班

「狂犬病予防法」及び「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、富士保健所及び御殿場保健所管内を所管区域として、年間出動日数210日を目標に業務を実施している。

当班は、昭和62年4月1日に沼津保健所から移設し、名称も畜犬指導班から動物保護指導班に改称され、また、当班業務は、平成4年4月1日から（一社）静岡県動物保護協会に委託している。令和7年4月1日からは動物愛護センターで業務を実施している。

(1) 動物保護業務

ア 目的

動物による危害を防止し、良好な生活環境の実現を図る。

イ 実績（成果）

管内3市1町と連携して、鑑札未装着・注射済票未装着の犬の保護・収容を行うとともに、犬の登録及び狂犬病予防注射の実施の指導、多頭飼育や大型犬飼育施設への立入り等を行い、動物の適正管理についての指導を実施した。

ウ 評価・改善

動物の不適正な飼養者、犬・猫の引取り依頼者等への適正な飼養管理の指導の推進が図られた。

(2) 動物愛護管理業務

ア 目的

動物愛護精神の高揚を図り、人と動物の共生する社会の実現を図る。

イ 実績（成果）

(ア) 動物愛護普及啓発

犬・猫の不適切な飼育に伴う苦情に基づき、飼い主への改善指導を行った。また、動物愛護ボランティアの協力を得て、小中学生を対象とした「動物愛護教室」等を実施した。

(イ) 成犬譲渡の推進

「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」に基づき、新しい飼い主を探す取組を進めるため、（公社）静岡県獣医師会及び動物愛護ボランティアと連携して成犬譲渡を推進した。

ウ 評価・改善

(ア) 動物の愛護及び管理の意義等に関する飼養者の理解の推進を図れたとともに、動物との触れ合い等により、動物愛護意識の向上に寄与し、もって、生命尊重、友愛等の情操を涵養することができた。引き続き、市町、関係団体等と連携し、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施する。

(イ) 「静岡県動物愛護管理推進計画(2021)」の数値目標である殺処分ゼロを目指し、保護又は引き取られた犬や猫に対して、終生飼養の徹底や成犬譲渡等の新しい飼い主捜しの取組を実施した結果、全ての動物を返還又は譲渡することができた。引き続き、終生飼養の徹底やみだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の徹底、マイクロチップの装着による所有明示措置等を推進する。

監査用資料（令和6年度 集計分）

		富士保健所			御殿場保健所			管外	計	
		富士市	富士宮市		御殿場市	小山町				
相談	相談件数	683	219	464	727	410	317	1410		
	処理件数	680	219	461	727	410	317	1407		
指導実績	犬	登録	22	14	8	6	4	2	28	
		注射	111	46	65	34	20	14	145	
		鑑札・済票	179	74	105	503	262	241	682	
		無責任な餌やり	26	21	5	26	18	8	52	
	愛護動物	適正管理	255	127	128	608	356	252	863	
		繁殖制限	22	15	7	34	25	9	56	
		所有者明示	179	77	102	511	269	242	690	
		遺棄		0	0		0	0		
		虐待	4	0	4		0	0	4	
		その他	576	253	323	710	423	287	1286	
		計	1374	627	747	2432	1377	1055	3806	
	引取り	犬	成犬	35条1項	0	0	1	1	0	1
35条3項				0	0	0	0	0	0	
子犬			35条1項	0	0	0	0	0	0	
			35条3項	0	0	0	0	0	0	
計			0	0	1	1	0	1		
猫		成猫	35条1項	0	0	0	0	0	0	
			35条3項	0	0	0	0	0	0	
		子猫	35条1項	0	0	0	0	0	0	
			35条3項	0	0	0	0	0	0	
計			0	0	0	0	0	0		
保護		保護器具	成犬	2	0	2	0	0	0	2
				子犬	0	0	0	0	0	0
	吹き矢		成犬	0	0	0	0	0	0	
			子犬	0	0	0	0	0	0	
	麻酔銃	成犬	0	0	0	0	0	0		
		子犬	0	0	0	0	0	0		
	睡眠薬	成犬	16	9	7	5	1	4	21	
		子犬	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	指導班		0	0		0	0	0	
		市町協力等	1	1	0	0	0	0	1	
	計	成犬	19	10	9	5	1	4	24	
		子犬		0	0		0	0	0	
計	19	10	9	5	1	4	24			
收容(再掲)	成犬		0	0		0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0		
所有者有り	返還	犬	成犬	收容犬	0	0	0	0	0	
			計		0	0	0	0	0	
	譲渡	犬	成犬	35条1項	0	0	1	1	0	1
				收容犬	0	0	0	0	0	0
		子犬	35条1項	0	0	0	0	0	0	
			計		0	0		0	0	0
	猫	成猫	35条1項	0	0	0	0	0	0	
		子猫	35条1項	0	0	0	0	0	0	
	計		0	0		0	0	0		
	所有者不明	返還	犬	成犬	35条3項	0	0	0	0	0
					保護犬	13	9	4	3	1
			子犬	35条3項	0	0	0	0	0	0
保護犬				0	0	0	0	0	0	0
計		13	9	4	3	1	2	16		
猫		成猫	35条3項	0	0	0	0	0	0	
		子猫	35条3項	0	0	0	0	0	0	
計			0	0		0	0	0		
譲渡		犬	成犬	35条3項	0	0	0	0	0	
				保護犬	7	2	5	2	0	2
		子犬	35条3項	0	0	0	0	0	0	
			保護犬	0	0	0	0	0	0	0
計	7	2	5	2	0	2	9			
猫	成猫	35条3項	0	0	0	0	0	0		
	子猫	35条3項	0	0	0	0	0	0		
計		0	0		0	0	0			
動物愛護普及活動	開催回数	14	7	7	4	2	2	18		
	参加者数(指導班等)	70	33	37	26	12	14	96		
	参加ボランティア数	106	56	50	19	12	7	125		
	受講者数	666	480	186	266	116	150	932		
	参加動物数	80	44	36	14	10	4	94		

(記載上の注意事項)

記載上の注意事項 35条1項、3項…動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項、第3項
 收容犬…静岡県動物の愛護及び管理に関する条例第10条に基づき、收容した犬
 保護犬…狂犬病予防法第6条2項に基づき、捕獲した犬

※譲渡動物は犬合計は成犬・子犬 猫合計は成猫・子猫の合計の値

事業の根拠法令調

事業名	根拠法令
<p><総務課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助関係事業 	<p>災害救助法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 被災者生活再建支援法 同法施行令 災害弔慰金の支給等に関する法律 同法施行令</p>
<p><福祉課></p> <p>地域支援対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・人口問題基本調査 ・地域保健関係者教育事業 ・民生委員・児童委員活動推進事業 ・地域リハビリテーション強化推進事業 	<p>統計法 地域保健関係者教育事業実施要領 民生委員法 静岡県地域リハビリテーション強化推進事業実施要綱</p>
<p>高齢者保健福祉対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業 ・老人の日記念事業 ・戦傷病者戦没者遺族等の援護事業 	<p>介護保険法 介護予防市町村支援事業実施要綱 老人福祉法 戦傷病者戦没者遺族等援護法</p>
<p>児童、母子（父子）保健福祉対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健指導事業 	<p>母子保健法 児童福祉法 障害者自立支援法 母体保護法 小児慢性特定疾病医療費支給認定実施要綱 不妊治療費(先進医療)補助金交付要綱</p>
<p>障害児（者）保健福祉対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉事業 	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 心身喪失者等医療観察法 自殺対策基本法 静岡県精神科救急医療対策事業実施要綱 精神保健指定医及び指定病院の輪番事業実施要領 高次脳機能障害地域基盤整備事業実施要綱 高次脳機能障害専門医療等総合相談事業実施要領 静岡県ひきこもり支援センター運営要領 静岡県精神障害者地域生活支援訪問事業実施要綱</p>

事業名	根拠法令
<p><医療健康課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医務関係事業 ・ 富士山衛生センター運営事業 ・ 予防接種事業 ・ 感染症予防事業、性病予防事業、エイズ予防事業、結核予防事業 ・ 難病対策事業 ・ 肝炎治療特別促進事業 ・ 健康増進、保健指導、栄養指導事業、給食施設指導事業 ・ 食育推進事業 ・ 健康増進助成事業 ・ 臓器移植関係事業 ・ 免許関係事業 ・ 原爆被爆者対策事業 ・ 人口動態統計調査事業 	<p>医療法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>歯科技工士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>臨床検査技師等に関する法律 同法施行令 同法施行規則</p> <p>理学療法士及び作業療法士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>死体解剖保存法</p> <p>富士山衛生センター運営事業費補助金交付要綱</p> <p>予防接種法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 同法施行令 同法施行規則</p> <p>難病の患者に対する医療等に関する法律 静岡県特定疾患治療研究事業実施要綱 静岡県難病患者地域支援対策推進事業実施要綱</p> <p>静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>保健師助産師看護師法 地域保健法 地域保健対策の推進に関する基本的な指針 健康増進法 同法施行令 同法施行規則 栄養士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>食育基本法</p> <p>健康増進事業費補助金交付要綱</p> <p>臓器の移植に関する法律 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律</p> <p>医師法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>歯科医師法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>保健師助産師看護師法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>歯科技工士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>診療放射線技師法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>臨床検査技師等に関する法律 同法施行令 同法施行規則</p> <p>理学療法士及び作業療法士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>栄養士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>視能訓練士法 同法施行令 同法施行規則</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 同法施行令 同法施行規則</p> <p>地方自治法 人口問題調査令</p>

事 業 名	根 拠 法 令
<p><相談課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所運營業務 ・ 児童虐待関係業務 ・ 要保護児童措置業務 ・ 要保護児童保護業務 ・ 知的障害児施設給付費の支給決定業務 ・ 知的障害者更生相談所運營業務 ・ 療育手帳交付業務 	<p>児童福祉法 児童相談所運営指針 静岡県児童相談所設置条例 児童虐待の防止等に関する法律 児童福祉法（第 27 条） 児童福祉法（第 33 条） 児童福祉法 知的障害者福祉法 静岡県行政組織規則 静岡県療育手帳交付規則、療育手帳交付事務処理要領</p>
<p><衛生薬務課></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品衛生事業 ・ 動物の保護管理事業 ・ 温泉関係事業 ・ 環境衛生関係営業指導事業 	<p>食品衛生法 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 静岡県食品衛生規則 食品表示法 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法） 健康増進法 同法施行令 同法施行規則 調理師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 製菓衛生師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県魚介類等行商取締条例 同条例施行規則 静岡県ふぐの取扱い等に関する条例 同条例施行規則 狂犬病予防法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 動物の愛護及び管理に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 同条例施行規則 化製場等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 同条例施行規則 温泉法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 住宅宿泊事業法 同法施行令 同法施行規則 住宅宿泊事業法第 18 条に基づく住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例 旅館業法 同法施行令 同法施行規則 同法施行条例 同法施行条例施行規則 興行場法 同法施行規則 同法施行条例 同法施行条例施行規則 公衆浴場法 同法施行規則 同法施行細則 同法施行条例 理容師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 同法</p>

事 業 名	根 拠 法 令
<ul style="list-style-type: none"> ・薬事関係事業 ・毒物劇物関係事業 ・薬物乱用防止対策事業 ・血液関係事業 ・特定建築物関係事業 <薬事監視第1機動班> ・薬事監視事業 	<p>施行条例 美容師法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 同法施行条例 クリーニング業法 同法施行令 同法施行規則 同法第3条第3項第6号に規定する必要な措置を定める条例 同法施行細則 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 薬剤師法 同法施行令 同法施行規則 毒物及び劇物取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大規模地震対策特別措置法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 麻薬及び向精神薬取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 覚醒剤取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 あへん法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大麻草の栽培の規制に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県薬物の濫用の防止に関する条例 同条例施行規則 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 同法施行規則 献血の推進について（閣議決定） 建築物における衛生的環境の確保に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則</p> <p><薬事監視第1機動班></p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬事監視事業 <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する省令（GMP 省令） 医薬品、医薬部外品、化粧品及び再生医療等製品の品質管理の基準に関する省令（GQP 省令） 医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する省令（QMS 省令） 医療機器又は体外診断用医薬品の製造管理又は品質管理に係る業務を行う体制の基準に関する省令（QMS 体制省令） 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の</p>

事業名	根拠法令
<p><動物保護第2指導班> ・動物保護管理事業</p>	<p>製造販売後安全管理の基準に関する省令(GVP省令) 薬局等構造設備規則 麻薬及び向精神薬取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 覚醒剤取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 毒物及び劇物取締法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 大規模地震対策特別措置法 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 静岡県薬事監視機動班設置運営要領</p> <p>狂犬病予防法 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 動物の愛護及び管理に関する法律 同法施行令 同法施行規則 同法施行細則 静岡県動物の愛護及び管理に関する条例 同条例施行規則 同法施行細則</p>

職 員 調

(令和7年4月1日現在)

整理番号	職 名	氏 名	事 務 分 担	住 所	勤務年数	摘 要
1	所長	戸塚 康史	所総括	□□□□□□	□年□月	
2	医監兼富士保健所長 (健康福祉部地域医療課技監)	伊藤 正仁	保健所総括	□□□	□年□月	医師
3	参事兼富士児童相談所長	鈴木 淳	児童相談所総括	□□□	□年□月	
/	技監	古谷 みゆき	歯科医師業務			歯科医師 東部健康福祉センター兼務(先方在勤)
/	技監	下窪 匡章	医監業務			医師 熱海健康福祉センター兼務(先方在勤)
/	主査	東 貴美子	発達障害等支援			医師 吉原林間学園兼務(先方在勤)

総務課						
4	総務課長	齋藤 純子	課総括	□□□□□□	□年□月	□□□□
5	総務班長	村下 芳美	班総括	□□□	□年□月	□□□□
6	主査	杉山 千晶	物品、経理	□□□	□年□月	□□□□
福祉課						
7	福祉課長	三門 好史	課総括	□□□□□□	□年□月	
8	福祉子ども班長	野仲 修	班総括	□□□□□□	□年□月	
9	主査	堤 明日香	母子保健、小児慢性	□□□	□年□月	保健師
10	主任	中村 敏雄	小児慢性、地域福祉	□□□	□年□月	再任用
11	技師	永田 ひな	母子保健	□□□	□年□月	保健師
12	精神保健福祉班長	池野 芳恵	班総括	□□□	□年□月	
13	主任	村澤(田中) 千尋	精神保健福祉	□□□□□□	□年□月	□□□□
14	主任	浅野 輔	精神保健福祉	□□□□□□	□年□月	
15	主任	坂部 佑樹	精神保健福祉	□□□□□□	□年□月	
16	技師	臼井(高桑) 美海	精神保健福祉	□□□	□年□月	保健師
医療健康課						
17	医療健康課長兼健康危機調整官	若松 佳世	課総括	□□□	□年□月	保健師
18	医療健康班長	川田 祥乃	班総括	□□□	□年□月	保健師
19	主幹兼医療健康班総括主査	池田 和幸	地域医療協議会、免許事務	□□□	□年□月	
20	主幹	井上 三千代	健康増進、職域連携	□□□□□□	□年□月	栄養士
21	主任	鈴木 隆一	医務	□□□	□年□月	再任用
22	主任	山田 麻紀	難病申請事務	□□□□	□年□月	
23	主事	久保田 恭史	感染症事務	□□□	□年□月	
24	技師	舟本 侑香	エイズ対策	□□□	□年□月	保健師
25	技師	神谷 美里	結核対策	□□□	□年□月	保健師
26	技師	大石 萌香	健康増進、給食施設指導	□□□	□年□月	栄養士
27	技師	熊谷 陽香	難病患者支援	□□□	□年□月	保健師
/	専門主査	高崎 哲也	放射線技師業務			診療放射線技師 中部健康福祉センター兼務(先方在勤)

相談判定課						
28	相談判定課長	増田 智子	課総括	□□□□	□年□月	
29	専門官	石田 幸子	児童相談、判定	□□□□□□	□年□月	
30	相談判定班長	岸本 彩乃	児童相談、判定	□□□□	□年□月	
31	主査	長澤 明希子	児童相談、判定	□□□	□年□月	
32	主査	佐藤 朋子	児童相談、判定	□□□	□年□月	
33	主査	林田 太郎	児童相談、判定	□□□	□年□月	
34	主任	寺西 穂華	児童相談、判定	□□□	□年□月	□□□□
35	主事	山崎(芹沢) さくら	児童相談、判定	□□□□	□年□月	
36	主事	小崎(五十嵐) 明日香	児童相談、判定	□□□□□□	□年□月	
37	主事	多田 恭佳	児童相談、判定	□□□	□年□月	
育成課						
38	育成課長	佐藤 直行	課総括	□□□	□年□月	
39	育成第1班長	小松 千鶴子	班総括	□□□□	□年□月	
40	主査	山本 政嗣	児童相談	□□□□□□	□年□月	
41	主査	村松 弘法	児童相談	□□□□	□年□月	
42	主任	望月 達矢	児童相談	□□□□□□	□年□月	
43	主任	松本 航樹	児童相談	□□□□	□年□月	
44	主任	白砂 詩織	児童相談	□□□	□年□月	保健師
45	育成第2班長	土切 葉子	班総括	□□□	□年□月	
46	主査	梅原 亨介	児童相談	□□□	□年□月	警察官 併任
47	主査	福永 宣彦	児童相談	□□□	□年□月	□□□□
48	主査	来住 明彦	児童相談	□□□	□年□月	
49	主任	禾本 万由	児童相談	□□□□□□	□年□月	
50	主任	木村 美優	児童相談	□□□□□□	□年□月	
51	主事	竹村 成美	児童相談	□□□	□年□月	
52	主事	近藤 奈音	児童相談	□□□□□□	□年□月	
53	育成第3班長	押尾 博康	班総括	□□□	□年□月	
54	主査	村木 理恵	児童相談	□□□	□年□月	
55	主査	飯田 洋子	児童相談	□□□	□年□月	
56	主査	井戸(鈴木) 美和	児童相談	□□□	□年□月	
57	主事	柏木 優奈	児童相談	□□□	□年□月	
58	主事	河西 優翔	児童相談	□□□	□年□月	
59	主幹	小田 貴之	児童相談			警察官 中部健康福祉センター兼務 (先方在勤)
衛生薬務課						
58	衛生薬務課長兼 衛生薬務班長	渡辺 陽子	課総括	□□□	□年□月	薬剤師
59	専門主査	村上 裕隆	薬務	□□□□□□	□年□月	薬剤師
60	専門主査	野田 智子	食品衛生	□□□□□□	□年□月	獣医師
61	専門主査	菅谷 遥	薬務	□□□	□年□月	薬剤師
62	主査	高山 秀子	食品衛生、動物	□□□□	□年□月	獣医師
63	主任	松浦 秀昭	食品衛生、動物	□□□□	□年□月	獣医師 再任用
64	主任	徳永 あずさ	食品衛生	□□□□□□	□年□月	獣医師
65	主任	山本 愛菜	薬務	□□□	□年□月	薬剤師
66	技師	岡崎 堯	営業・温泉、建築物	□□□□□□	□年□月	薬剤師

薬事監視第1機動班						
67	薬事監視機動班 長	小澤 匡宏	班総括	□□□	□年□月	薬剤師
68	主 査	菅野 隼	薬事監視	□□□□□□	□年□月	薬剤師
69	主 任	小川原 慎太郎	薬事監視	□□□	□年□月	薬剤師
70	技 師	松木 優和	薬事監視	□□□	□年□月	薬剤師
平均年数					□年□月	

会計年度任用職員

整理 番号	職 名	氏 名	事務分担	住 所	勤務年数	摘 要
1	会計年度任用職員	四條 朋子	総務事務補助	□□□	□年□月	
2	会計年度任用職員	齋藤 はるみ	指定難病事務補助	□□□□□□	□年□月	
3	会計年度任用職員	目原 さつき	難病患者訪問相談	□□□	□年□月	看護師
4	会計年度任用職員	秋山 みゆき	結核患者訪問相談	□□□	□年□月	看護師
5	会計年度任用職員	齋藤 文代	特定感染症採血・相談	□□□	□年□月	看護師
6	会計年度任用職員	秋元 由紀子	特定感染症採血・相談	□□□	□年□月	看護師
7	会計年度任用職員	清 優子	児童福祉司等サ ポート	□□□	□年□月	
8	会計年度任用職員	平柳 正樹	児童福祉司等サ ポート	□□□	□年□月	

職員の年齢調

(令和7年4月1日現在)

年 齢	人 数	摘 要
20歳未満	1 人	
20歳以上 30歳未満	18 人	
30歳以上 40歳未満	14 人	
40歳以上 50歳未満	11 人	
50歳以上 56歳未満	17 人	
56歳以上 61歳未満	7 人	
61歳以上	3 人	再任用3名
計	70 人	平均年齢41.8歳

健康管理

1 前年度受診状況

区 分	内 容
受 診 状 況	受診者数 67 人
	職員数 67 人
受 診 率	100.0 %
県平均受診率	100.0 %

(1) 未受診の理由

2 本年度在籍者の健康管理区分結果

健 康 管 理 区 分			人 数
A	休養の為必要な期間、勤務を休止させる。		1 (1) 人
B1	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要 治 療	0 人
B2		要経過観察	0 人
C1	勤務をほぼ平常に行っており、症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要 治 療	2 (2) 人
C2		要経過観察	0 人
D1	平常の勤務で良い。	要 治 療	16 (17) 人
D2		要経過観察	29 (16) 人
D3		医療不要	19 (19) 人
区 分 者 計			67 (67) 人
未 区 分 者 計			3 人
合 計			70 (67) 人

(1) 管理区分A～C2該当者に対する措置状況

・A1の者は特別休暇取得中。
 ・C1の者は平常勤務としているが、出来るだけ時間外勤務が生じないように配慮している。

(2) 未区分の理由

ア 産休・育休	0人
イ 新規採用	3人
ウ 自己都合による未受診	0人
エ その他	0人

職員配置調

(令和7年4月1日現在)

区 分		総務課	福祉課	医療健康課	相談判定課	育成課	衛生薬務課	第1機動班 薬事監視	計
所在地									
担当区域									
配置職員	職員(事務)	5	6	3	9	20 (1)			43 (1)
	職員(技術)	1 (3)	3	7 (1)		1	8	4	24 (4)
	再任用(事務)		1	1					2
	再任用(技術)						1		1
	計	6 (3)	10	11 (1)	9	21 (1)	9	4	70 (5)
	会計年度任用職員	1		5		2			8
	臨時的任用職員								
	計	1	0	5	0	2	0	0	8
	合計	7 (3)	10	16 (1)	9	23 (1)	9	4	78 (5)

白 紙

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 14諸収入	24,432,234	4,056,950	1,230,069
項 01延滞金、加算金及び過料等	188,500	24,800	4,000
目 01延滞金	188,500	24,800	4,000
01延滞金	(39,200)	(24,800)	(0)
	188,500	24,800	4,000
項 07雑入	24,243,734	4,032,150	1,226,069
目 01納付金	22,375,320	2,171,190	1,218,615
02児童措置費納付金	(6,434,560)	(2,171,190)	(849,590)
	22,375,320	2,171,190	1,218,615
目 02雑入	1,868,414	1,860,960	7,454
81保険料負担金	1,854,405	1,854,405	0
非常勤職員	1,854,405	1,854,405	0
84雑収	(6,555)	(6,555)	(0)
雑収	14,009	6,555	7,454
公文書開示負担金	(2,485)	(2,485)	(0)
保有個人情報開示負担金	9,939	2,485	7,454
	1,350	1,350	0
	2,720	2,720	0
計	24,432,234	4,056,950	1,230,069

執 行 状 況 調

(令和 5年度)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
3,126,060	16,019,155	0	16,019,155	24.8	19.0
134,700	25,000	0	25,000	53.5	46.0
134,700	25,000	0	25,000	53.5	46.0
(0)	(14,400)	(0)	(14,400)	(63.2)	(63.2)
134,700	25,000	0	25,000	53.5	46.0
2,991,360	15,994,155	0	15,994,155	24.7	18.9
2,991,360	15,994,155	0	15,994,155	17.4	11.2
(0)	(3,413,780)	(0)	(3,413,780)	(46.9)	(33.7)
2,991,360	15,994,155	0	15,994,155	17.4	11.2
0	0	0	0	100.0	99.6
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(100.0)
0	0	0	0	100.0	46.7
(0)	(0)	(0)	(0)	(100.0)	(100.0)
0	0	0	0	100.0	25.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
3,126,060	16,019,155	0	16,019,155	24.8	19.0

歳 入 予 算

一般会計

区 分	調 定 額 A	収 入 済 額	
		納 期 内 B	納 期 後 C
	円	円	円
款 14諸収入	25,728,389	5,882,904	2,396,115
項 01延滞金、加算金及び過料等	181,800	106,600	39,000
目 01延滞金	181,800	106,600	39,000
01延滞金	(156,800)	(106,600)	(39,000)
	181,800	106,600	39,000
項 07雑入	25,546,589	5,776,304	2,357,115
目 01納付金	24,295,685	4,525,400	2,357,115
02児童措置費納付金	(8,305,930)	(4,525,400)	(1,171,700)
	24,295,685	4,525,400	2,357,115
目 02雑入	1,250,904	1,250,904	0
87保険料負担金	1,210,024	1,210,024	0
非常勤職員	1,210,024	1,210,024	0
89過年度返納金	37,000	37,000	0
90雑収	3,880	3,880	0
公文書開示負担金	1,390	1,390	0
保有個人情報開示負担金	2,490	2,490	0
計	25,728,389	5,882,904	2,396,115

執 行 状 況 調

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額			収 入 歩 合 $\frac{B+C}{A-D-F}$	納 期 内 収 入 率 $\frac{B}{A-D-F}$
	納 期 限 経 過 E	納 期 限 未 到 来 F	計		
円	円	円	円	%	%
2,729,210	14,720,160	0	14,720,160	35.9	25.5
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
(0)	(11,200)	(0)	(11,200)	(92.8)	(67.9)
6,600	29,600	0	29,600	83.1	60.8
2,722,610	14,690,560	0	14,690,560	35.6	25.3
2,722,610	14,690,560	0	14,690,560	31.9	20.9
(0)	(2,608,830)	(0)	(2,608,830)	(68.5)	(54.4)
2,722,610	14,690,560	0	14,690,560	31.9	20.9
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
2,729,210	14,720,160	0	14,720,160	35.9	25.5

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和6年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
受胎調節実地指導員関係手数料		指定証交付手数料	3
		標識交付手数料	0
		指定証訂正手数料	1
		指定証再交付手数料	0
		標識再交付手数料	0
医療室関係手数料		診療所開設許可手数料	16
		病院検査手数料	1
		病院検査手数料(自主検査)	1
		診療所検査手数料	1
		衛生検査所登録証明書書換交付手数料	0
人材養成室関係手数料		准看護婦(師)免許手数料	6
		准看護婦(師)免許証書換交付手数料	11
		准看護婦(師)免許証再交付手数料	4
臨床細菌等検査料	免疫学的検査	HIV-1,2抗体価(エイズ検査)	2
		判断料	2
	採取料	血液採取料(静脈)	2
文書料			15
健康増進室関係手数料		栄養士免許手数料	22
		栄養士免許証書換え手数料	20
		栄養士免許証再交付手数料	7
温泉許可関係手数料		可燃性天然ガスの濃度についての確認申請手数料	1
		土地掘さく許可申請手数料	0
		動力の装置許可申請手数料	0
		温泉利用許可申請手数料	0
営業関係手数料	旅館業	許可申請	10
		地位の継承の承認申請	5
	浴場業	許可申請	12
	興行場	仮設興行場営業許可申請	0
	理美容業	検査	42
	クリーニング	検査	3
		試験	4
		免許	2
		免許証訂正	0
		免許証再交付	1
食品衛生許可	食品衛生	飲食店営業1(1=新規。以下同じ。)	911
		飲食店営業2(2=更新。以下同じ。)	0
		調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業1	4
		調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業2	0
		食肉販売業1	12
		食肉販売業2	0
		魚介類販売業1	8
		魚介類販売業2	0
		魚介類焼り売り営業1	1
		魚介類焼り売り営業2	0
		集乳業1	0
		集乳業2	0
		乳処理業1	1
		乳処理業2	0
		特別牛乳搾取処理業1	0
		特別牛乳搾取処理業2	0
		食肉処理業1	4
		食肉処理業2	0
		食品の放射線業1	0
		食品の放射線業2	0
		菓子製造業1	91
		菓子製造業2	0
		アイスクリーム類製造業1	0
		アイスクリーム類製造業2	0

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和6年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
		乳製品製造業1	2
		乳製品製造業2	0
		清涼飲料水製造業1	1
		清涼飲料水製造業2	0
		食肉製品製造業1	4
		食肉製品製造業2	0
		水産製品製造業1	20
		水産製品製造業2	0
		冰雪製造業1	1
		冰雪製造業2	0
		液卵製造業1	0
		液卵製造業2	0
		食用油脂製造業1	1
		食用油脂製造業2	0
		みそ又はしょうゆ製造業1	3
		みそ又はしょうゆ製造業2	0
		酒類製造業1	1
		酒類製造業2	0
		豆腐製造業1	2
		豆腐製造業2	0
		納豆製造業1	0
		納豆製造業2	0
		麺類製造業1	3
		麺類製造業2	0
		そうざい製造業1	60
		そうざい製造業2	0
		複合型そうざい製造業1	0
		複合型そうざい製造業2	0
		冷凍食品製造業1	0
		冷凍食品製造業2	0
		複合型冷凍食品製造業1	0
		複合型冷凍食品製造業2	0
		漬物製造業1	31
		漬物製造業2	0
		密封包装食品製造業1	11
		密封包装食品製造業2	0
		食品の小分け業1	8
		食品の小分け業2	0
		添加物製造業1	1
		添加物製造業2	0
試験、免許	調理師	調理師免許	31
		試験	38
		免許証書換え交付	18
		免許証再交付	24
	製菓衛生師	製菓衛生師免許	11
		試験	11
		免許証書換え交付	2
		免許証再交付	0
	ふぐ処理者	ふぐ処理者免許	1
		試験	2
		ふぐ処理者書換え交付	0
		ふぐ処理者免許再交付	0
		ふぐ営業所登録	0
		ふぐ営業所書換え	0
		ふぐ営業所再交付	0
狂犬病	抑留犬返還	16	
	抑留犬飼養管理	46	
動物愛護及び管理	第一種動物取扱業登録申請手数料(基本額)	22	
	第一種動物取扱業登録申請手数料(種別加算)	22	

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和6年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
		第一種動物取扱業更新申請手数料(基本額)	23
		第一種動物取扱業更新申請手数料(種別加算)	27
		第一種動物取扱業変更届出手数料	0
		動物取扱責任者研修手数料	207
		特定動物の飼育又は保管許可申請手数料(新規許可)	2
		特定動物の飼育又は保管許可申請手数料(変更許可)	1
		動物取扱業登録証再交付手数料	3
		犬又はねこの引取手数料(90日以上)	0
		犬又はねこの引取手数料(90日未満)	0
		収容犬飼養管理手数料	0
		収容犬返還手数料	0
薬事関係手数料			
		薬局開設許可申請	6
		薬局開設許可更新申請	34
		医薬品販売業許可(配置を除く)申請	3
		医薬品販売業許可(配置を除く)更新申請	12
		医薬品販売業許可(配置のみ)申請	0
		医薬品販売業許可(配置のみ)更新申請	1
		配置販売従事者身分証明書交付申請	12
		配置販売従事者身分証明書書換え交付申請	1
		配置販売従事者身分証明書再交付申請	0
		登録販売者試験受験料	0
		登録販売者試験合格証明書交付申請	0
		販売従事登録申請	86
		販売従事登録証書換え交付申請	4
		販売従事登録証再交付申請	2
		高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請	9
		高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請	21
		再生医療等製品販売業許可申請	0
		再生医療等製品販売業許可更新申請	0
		薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証書換交付申請(配置除く)	6
		薬局開設許可証・医薬品販売業許可証・高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は医薬品の販売先等変更許可証再交付申請(配置除く)	0
		配置販売業許可証書換え交付申請	0
		配置販売業許可証再交付申請	0
		薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請	1
		薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請	0
		薬局製造販売医薬品製造業許可申請	1
		薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請	0
		薬局製剤製造販売承認申請	236
		地域連携薬局認定申請	4
		地域連携薬局認定更新申請	11
		地域連携薬局認定証の書換交付申請	0
		専門医療機関連携薬局認定申請	0
		専門医療機関連携薬局認定更新申請	1
		医薬品製造業許可申請(無菌)	0
		医薬品製造業許可更新申請(無菌)	1
		医薬品製造業許可申請(一般)	0
		医薬品製造業許可更新申請(一般)	6
		医薬品製造業許可申請(包装等)	2
		医薬品製造業許可更新申請(包装等)	3
		医薬品等製造業登録申請(保管のみ)	1
		医薬品等製造業登録更新申請(保管のみ)	0
		第一種医薬品製造販売業許可申請	0
		第一種医薬品製造販売業許可更新申請	1
		第二種医薬品製造販売業許可申請	0
		第二種医薬品製造販売業許可更新申請	2
		医薬品部外品製造業許可申請(無菌)	0
		医薬品部外品製造業許可更新申請(無菌)	0
		医薬品部外品製造業許可申請(一般)	1

県収入証紙により徴収した使用料及び手数料調

区 分			令和6年度
大 区 分	中 区 分	小 区 分	件数
		医薬部外品製造業許可更新申請（一般）	4
		医薬部外品製造業許可申請（包装等）	0
		医薬部外品製造業許可更新申請（包装等）	5
		医薬部外品製造販売業許可申請（GMP対象）	0
		医薬部外品製造販売業許可更新申請（GMP対象）	0
		医薬部外品製造販売業許可申請（GMP対象外）	1
		医薬部外品製造販売業許可更新申請（GMP対象外）	0
		化粧品製造業許可申請（一般）	1
		化粧品製造業許可更新申請（一般）	3
		化粧品製造業許可申請（包装等）	0
		化粧品製造業許可更新申請（包装等）	5
		化粧品製造販売許可申請	0
		化粧品製造販売許可更新申請	1
		医療機器製造業登録申請	1
		医療機器製造業登録更新申請	1
		第一種医療機器製造販売業許可申請	0
		第一種医療機器製造販売業許可更新申請	0
		第二種医療機器製造販売業許可申請	0
		第二種医療機器製造販売業許可更新申請	0
		第三種医療機器製造販売業許可申請	0
		第三種医療機器製造販売業許可更新申請	0
		医療機器修理業許可申請	1
		医療機器修理業許可更新申請	1
		医薬品製造業許可証書換え交付申請	0
		医薬品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		医薬部外品製造業許可証書換え交付申請	0
		医薬部外品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		化粧品製造業許可証書換え交付申請	0
		化粧品製造販売業許可証書換え交付申請	0
		医療機器登録証書換え交付申請	0
		医療機器製造販売業許可証書換え交付申請	1
		毒物劇物製造（輸入）業登録新規申請（知事）	0
		毒物劇物製造（輸入）業登録更新申請（知事）	3
		毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請（知事）	1
		毒物劇物製造（輸入）業登録票書換交付申請（知事）	0
		毒物劇物販売業登録申請	7
		毒物劇物販売業登録更新申請	31
		毒物劇物販売業登録票書換交付申請	2
		毒物劇物販売業登録票再交付申請	0
		毒物劇物取扱者試験受験料	58
		毒物劇物取扱者試験合格証再交付申請	2
		麻薬、向精神薬卸売業者免許申請	0
		麻薬小売業者免許申請	40
		麻薬施用者免許申請	111
		麻薬管理者免許申請	14
		麻薬研究者免許申請	4
		麻薬取扱者免許証再交付申請	1
		向精神薬試験研究施設設置者登録申請（知事）	1
		覚醒剤原料取扱者指定申請	1
		覚醒剤原料研究者指定申請	0
建築物衛生管理業登録申請		建築物清掃業者登録申請	2
		建築物空気環境測定業者登録申請	1
		建築物空気調用ダクト清掃業者登録申請	0
		建築物飲料水水質検査業者登録申請	0
		建築物飲料水貯水槽清掃業者登録申請	3
		建築物排水管清掃業者登録申請	0
		建築物ねずみ昆虫等防除業者登録申請	0
		建築物環境衛生総合管理業者登録申請	2

過年度分収入未済額調

(令和7年3月31日現在)

年度	区分	児童措置費納付金		延滞金			
		件数	収入未済額	件数	収入未済額	件数	収入未済額
平成30年度以前(A)		1	円 13,700		円		円
平成31年度		30	223,180				
令和2年度		353	3,536,630	1	4,000		
令和3年度		385	2,852,800				
令和4年度		430	2,491,820				
令和5年度		443	2,963,600	8	14,400		
計		1,642	12,081,730	9	18,400	0	0
摘要① (滞納処分の 停止等の理由)			件 円		件 円		件 円
摘要② (不納欠損処分 の件数、額)			383 件 2,722,610 円		3 件 6,600 円		件 円
摘要③ (A欄のうち、1件 10万円以上の内訳)			件 円		件 円		件 円

現金出納調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

区 分	受 入 額			払出額	残 高	出納員領収書 発行総額及び 枚数	現金払込調書 兼領収書総額 及び枚数
	越 高	受 高	計				
雑入	0 円	3,880 円	3,880 円	3,880 円	0 円	3,880 円 34 枚	3,880 円 19 枚
計	0 円	3,880 円	3,880 円	3,880 円	0 円	3,880 円 34 枚	3,880 円 19 枚

保管現金有高調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

現金保管者	区 分	金 額
富士健康福祉センター 総務課長	ガソリン代等継続的資金前渡	14,473 円
富士健康福祉センター 総務課長	有料道路通行料及び駐車場利用料等継続的資金前渡	12,740
富士健康福祉センター 総務課長	児童相談所児童移送時の食事代等継続的資金前渡	29,651
富士健康福祉センター 総務課長	児童相談所一時保護児童移送費継続的資金前渡	15,580

預 金 調

(令和7年3月31日現在)

金融機関名	預金種類	口座番号	口 座 名 義 人	残 高	摘 要
スルガ銀行 富士吉原支店	無利息型 普通預金	241071	富士健康福祉センター資金 前渡者 石川 哲史	0 円	資金前渡用
スルガ銀行 富士吉原支店	無利息型 普通預金	412442	(自振口)富士健康福祉セン ター 資金前渡者 石川 哲史	0	自振口用
残 高 合 計				0	

郵便等受払調

(令和7年3月31日現在)
(単位:枚、円)

郵便	令和5年度						令和6年度						摘要	
	繰越		受入		払出		繰越		受入		払出			差引現在高
	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額		
1円券	5	16	16	21	21	0	21	10	10	40	40	9	9	
2円券	5	10	12	22	11	0	22	46	46	30	(39)	5	10	
5円券	-	-	0	0	-	0	0	0	0	-	(1)	1	5	
10円券	60	600	20	550	55	0	550	200	200	70	700	5	50	
20円券	-	-	0	0	-	0	0	440	440	25	(48)	1	20	
50円券	-	-	2	100	1	50	50	50	50	2	(80)	2	100	
84円券	8	672	17	1,428	25	2,100	2,100	1,848	1,848	34	(100)	15	1,260	
94円券	-	-	2	188	2	188	0	0	0	27	2,856	2	188	
100円券	-	-	1	100	-	0	0	500	500	2	(27)	1	100	
110円券	-	-	0	0	-	0	0	3,300	3,300	17	(188)	1	100	
140円券	79	11,060	0	0	1	140	140	0	0	32	1,700	0	0	
210円券	61	12,810	0	840	4	840	0	0	2	(12)	2	78	10,920	
500円券	2	1,000	13	6,500	15	7,500	0	6,500	6,500	28	(2)	0	0	
区分計	220	26,157	59	8,364	135	11,411	0	12,894	12,894	146	(15)	176	24,632	
取入用紙	-	-	2	100	2	100	0	150	150	3	(166)	0	0	
100円券	-	-	2	200	2	200	0	300	300	3	150	0	0	
400円券	-	-	2	800	2	800	0	4,800	4,800	15	(3)	0	0	
600円券	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2,000円券	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	2,000	0	0	
区分計	-	-	6	1,100	6	1,100	0	5,250	5,250	18	(1)	0	0	
タクシー券	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	
区分計	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	23	-	
鉄道乗車券	-	-	-	-	-	-	-	24,420	24,420	2	24,420	-	-	
区分計	-	-	-	-	-	-	-	24,420	24,420	2	24,420	-	-	

送付用。
裁判所への申請用。
※下段の()数字
は、払出の返戻数。

裁判所への申請用。

緊急時用及び講師用

保護児童移送用

白 紙

歳出予算執行状況調

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	9,336,970	9,336,970	0	
項 01 経営管理費	9,336,970	9,336,970	0	
目 01 一般総務費	7,258,684	7,258,684	0	
01 報酬	4,534,366	4,534,366	0	
03 非常勤職員報酬	4,534,366	4,534,366	0	
03 職員手当等	884,827	884,827	0	
01 その他の職員手当等	884,827	884,827	0	
04 共済費	1,721,980	1,721,980	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	289,012	289,012	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,432,968	1,432,968	0	
08 旅費	117,511	117,511	0	
01 その他の旅費	117,511	117,511	0	
目 03 行政経営費	530,587	530,587	0	
08 旅費	530,587	530,587	0	
02 普通旅費	530,587	530,587	0	
目 04 職員厚生費	183,699	183,699	0	
07 報償費	136,038	136,038	0	
01 その他の報償費	136,038	136,038	0	
08 旅費	23,548	23,548	0	
01 その他の旅費	22,168	22,168	0	
02 普通旅費	1,380	1,380	0	
10 需用費	15,000	15,000	0	
01 その他の需用費	15,000	15,000	0	
11 役務費	9,113	9,113	0	
目 05 資産経営費	1,364,000	1,364,000	0	
10 需用費	209,000	209,000	0	
01 その他の需用費	209,000	209,000	0	
14 工事請負費	1,155,000	1,155,000	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 05 暮らし・環境費	13,771	13,771	0	
項 04 環境費	13,771	13,771	0	
目 01 環境政策費	13,771	13,771	0	
08 旅費	4,960	4,960	0	
02 普通旅費	4,960	4,960	0	
10 需用費	8,811	8,811	0	
01 その他の需用費	8,811	8,811	0	
款 07 健康福祉費	1,177,383,001	1,177,340,001	43,000	
項 01 健康福祉費	10,292,422	10,292,422	0	
目 02 健康福祉企画費	10,292,422	10,292,422	0	
01 報酬	1,604,851	1,604,851	0	
03 非常勤職員報酬	1,604,851	1,604,851	0	
03 職員手当等	332,680	332,680	0	
01 その他の職員手当等	332,680	332,680	0	
04 共済費	492,440	492,440	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	102,491	102,491	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	389,949	389,949	0	
07 報償費	30,000	30,000	0	
01 その他の報償費	30,000	30,000	0	
08 旅費	277,516	277,516	0	
01 その他の旅費	1,820	1,820	0	
02 普通旅費	275,696	275,696	0	
10 需用費	3,025,996	3,025,996	0	
01 その他の需用費	3,025,996	3,025,996	0	
11 役務費	1,023,181	1,023,181	0	
12 委託料	3,221,295	3,221,295	0	
13 使用料及び賃借料	240,993	240,993	0	
17 備品購入費	8,470	8,470	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
18負担金、補助及び交付金	35,000	35,000	0	
項 02福祉長寿費	55,471,720	55,471,720	0	
目 01地域福祉費	53,742,900	53,742,900	0	
08旅費	680	680	0	
02普通旅費	680	680	0	
10需用費	29,500	29,500	0	
01その他の需用費	29,500	29,500	0	
18負担金、補助及び交付金	53,712,720	53,712,720	0	
目 03長寿社会費	1,718,620	1,718,620	0	
07報償費	244,200	244,200	0	
01その他の報償費	244,200	244,200	0	
08旅費	11,539	11,539	0	
01その他の旅費	8,249	8,249	0	
02普通旅費	3,290	3,290	0	
10需用費	12,881	12,881	0	
01その他の需用費	12,881	12,881	0	
12委託料	1,450,000	1,450,000	0	
目 04遺家族等援護費	10,200	10,200	0	
07報償費	10,000	10,000	0	
01その他の報償費	10,000	10,000	0	
08旅費	200	200	0	
02普通旅費	200	200	0	
項 03こども未来費	1,075,030,885	1,075,030,885	0	
目 01こども未来費	1,075,030,885	1,075,030,885	0	
01報酬	4,491,193	4,491,193	0	
03非常勤職員報酬	4,491,193	4,491,193	0	
03職員手当等	737,356	737,356	0	
01その他の職員手当等	737,356	737,356	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
04 共済費	1,116,515	1,116,515	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	231,752	231,752	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	884,763	884,763	0	
07 報償費	167,700	167,700	0	
01 その他の報償費	167,700	167,700	0	
08 旅費	1,409,570	1,409,570	0	
01 その他の旅費	101,150	101,150	0	
02 普通旅費	1,308,420	1,308,420	0	
10 需用費	1,082,897	1,082,897	0	
01 その他の需用費	1,082,897	1,082,897	0	
11 役務費	669,537	669,537	0	
12 委託料	17,902,510	17,902,510	0	
13 使用料及び賃借料	100,000	100,000	0	
18 負担金、補助及び交付 金	144,417	144,417	0	
19 扶助費	1,047,209,190	1,047,209,190	0	
項 04 障害者支援費	2,417,397	2,417,397	0	
目 01 障害者支援費	2,417,397	2,417,397	0	
01 報酬	479,000	479,000	0	
03 非常勤職員報酬	479,000	479,000	0	
04 共済費	403	403	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	403	403	0	
07 報償費	195,226	195,226	0	
01 その他の報償費	195,226	195,226	0	
08 旅費	186,468	186,468	0	
01 その他の旅費	20,696	20,696	0	
02 普通旅費	165,772	165,772	0	
10 需用費	328,900	328,900	0	
01 その他の需用費	328,900	328,900	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	94,400	94,400	0	
12 委託料	1,075,000	1,075,000	0	
13 使用料及び賃借料	50,000	50,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	8,000	0	
項 05 医療費	7,625,208	7,625,208	0	
目 01 医務福祉費	7,625,208	7,625,208	0	
01 報酬	1,784,645	1,784,645	0	
03 非常勤職員報酬	1,784,645	1,784,645	0	
03 職員手当等	232,876	232,876	0	
01 その他の職員手当等	232,876	232,876	0	
04 共済費	398,426	398,426	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	81,940	81,940	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	316,486	316,486	0	
07 報償費	487,800	487,800	0	
01 その他の報償費	487,800	487,800	0	
08 旅費	317,695	317,695	0	
01 その他の旅費	107,495	107,495	0	
02 普通旅費	210,200	210,200	0	
10 需用費	165,730	165,730	0	
01 その他の需用費	165,730	165,730	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	135,000	135,000	0	
12 委託料	1,037,036	1,037,036	0	
13 使用料及び賃借料	66,000	66,000	0	
18 負担金、補助及び交付金	3,000,000	3,000,000	0	
項 06 感染症対策費	9,687,584	9,687,584	0	
目 01 感染症対策費	9,687,584	9,687,584	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 報酬	5,816,245	5,816,245	0	
03 非常勤職員報酬	5,816,245	5,816,245	0	
03 職員手当等	777,256	777,256	0	
01 その他の職員手当等	777,256	777,256	0	
04 共済費	1,480,684	1,480,684	0	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	305,580	305,580	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,175,104	1,175,104	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	349,860	349,860	0	
01 その他の旅費	271,190	271,190	0	
02 普通旅費	78,670	78,670	0	
10 需用費	197,738	197,738	0	
01 その他の需用費	197,738	197,738	0	
11 役務費	905,980	905,980	0	
12 委託料	7,821	7,821	0	
13 使用料及び賃借料	147,000	147,000	0	
項 07 健康費	15,409,113	15,366,113	43,000	
目 02 健康増進費	15,409,113	15,366,113	43,000	
01 報酬	105,868	105,868	0	
03 非常勤職員報酬	105,868	105,868	0	
04 共済費	0	0	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	0	0	0	
07 報償費	416,791	416,791	0	
01 その他の報償費	382,391	382,391	0	
02 買上金	34,400	34,400	0	
08 旅費	74,687	74,687	0	
01 その他の旅費	33,477	33,477	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 普通旅費	41,210	41,210	0	
10 需用費	99,166	99,166	0	
01 その他の需用費	99,166	99,166	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	69,944	69,944	0	
13 使用料及び賃借料	16,657	16,657	0	
18 負担金、補助及び交付金	14,626,000	14,583,000	43,000	
項 08 生活衛生費	1,448,672	1,448,672	0	
目 01 食品衛生費	647,000	647,000	0	
07 報償費	5,000	5,000	0	
01 その他の報償費	5,000	5,000	0	
08 旅費	142,000	142,000	0	
02 普通旅費	142,000	142,000	0	
10 需用費	300,000	300,000	0	
01 その他の需用費	300,000	300,000	0	
11 役務費	56,000	56,000	0	
12 委託料	99,000	99,000	0	
13 使用料及び賃借料	45,000	45,000	0	
目 02 薬務費	801,672	801,672	0	
07 報償費	168,000	168,000	0	
01 その他の報償費	168,000	168,000	0	
08 旅費	448,051	448,051	0	
01 その他の旅費	17,721	17,721	0	
02 普通旅費	430,330	430,330	0	
10 需用費	98,621	98,621	0	
01 その他の需用費	98,621	98,621	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	72,000	72,000	0	

(令和 5年度)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
13 使用料及び賃借料	円 15,000	円 15,000	円 0	
款 12 災害対策費	558,040	558,040	0	
項 07 災害対策諸費	558,040	558,040	0	
目 01 災害対策本部費	558,040	558,040	0	
08 旅費	558,040	558,040	0	
02 普通旅費	558,040	558,040	0	
計	1,187,291,782	1,187,248,782	43,000	

歳出予算執行状況調

(令和 6年度)

(令和 7年 3月31日現在)

一般会計

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 04 経営管理費	5,065,167	4,599,957	465,210	
項 01 経営管理費	5,065,167	4,599,957	465,210	
目 01 一般総務費	4,851,599	4,440,358	411,241	
01 報酬	2,882,000	2,588,287	293,713	
03 非常勤職員報酬	2,882,000	2,588,287	293,713	
03 職員手当等	833,215	833,215	0	
01 その他の職員手当等	833,215	833,215	0	
04 共済費	1,025,384	936,418	88,966	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	176,000	176,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	849,384	760,418	88,966	
08 旅費	111,000	82,438	28,562	
01 その他の旅費	111,000	82,438	28,562	
目 04 職員厚生費	213,568	159,599	53,969	
07 報償費	124,488	124,488	0	
01 その他の報償費	124,488	124,488	0	
08 旅費	66,580	23,136	43,444	
01 その他の旅費	62,000	19,176	42,824	
02 普通旅費	4,580	3,960	620	
10 需用費	15,000	10,175	4,825	
01 その他の需用費	15,000	10,175	4,825	
11 役務費	7,500	1,800	5,700	
款 05 暮らし・環境費	15,000	12,380	2,620	
項 04 環境費	15,000	12,380	2,620	
目 01 環境政策費	15,000	12,380	2,620	
08 旅費	8,000	5,380	2,620	
02 普通旅費	8,000	5,380	2,620	
10 需用費	7,000	7,000	0	
01 その他の需用費	7,000	7,000	0	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
款 07 健康福祉費	1,252,867,970	1,099,188,203	153,679,767	
項 01 健康福祉費	13,576,359	12,166,184	1,410,175	
目 01 健康福祉総務費	1,724,000	1,259,598	464,402	
01 報酬	1,032,000	716,992	315,008	
03 非常勤職員報酬	1,032,000	716,992	315,008	
03 職員手当等	411,000	407,846	3,154	
01 その他の職員手当等	411,000	407,846	3,154	
04 共済費	281,000	134,760	146,240	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	62,000	58,471	3,529	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	219,000	76,289	142,711	
目 02 健康福祉企画費	11,852,359	10,906,586	945,773	
01 報酬	1,711,000	1,627,502	83,498	
03 非常勤職員報酬	1,711,000	1,627,502	83,498	
03 職員手当等	667,000	666,470	530	
01 その他の職員手当等	667,000	666,470	530	
04 共済費	615,000	600,842	14,158	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	128,000	128,000	0	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	487,000	472,842	14,158	
07 報償費	30,000	0	30,000	
01 その他の報償費	30,000	0	30,000	
08 旅費	483,250	420,082	63,168	
01 その他の旅費	10,000	0	10,000	
02 普通旅費	473,250	420,082	53,168	
10 需用費	3,282,412	3,056,380	226,032	
01 その他の需用費	3,282,412	3,056,380	226,032	
11 役務費	917,600	824,532	93,068	
12 委託料	3,570,097	3,142,810	427,287	
13 使用料及び賃借料	237,400	229,368	8,032	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
17 備品購入費	314,600	314,600	0	
18 負担金、補助及び交付金	24,000	24,000	0	
項 02 福祉長寿費	55,640,440	53,996,278	1,644,162	
目 01 地域福祉費	53,742,720	53,731,640	11,080	
08 旅費	8,000	4,620	3,380	
02 普通旅費	8,000	4,620	3,380	
10 需用費	22,000	14,300	7,700	
01 その他の需用費	22,000	14,300	7,700	
18 負担金、補助及び交付金	53,712,720	53,712,720	0	
目 02 生活保護費	9,000	8,640	360	
10 需用費	9,000	8,640	360	
01 その他の需用費	9,000	8,640	360	
目 03 長寿社会費	1,876,920	244,398	1,632,522	
07 報償費	166,500	99,900	66,600	
01 その他の報償費	166,500	99,900	66,600	
08 旅費	30,420	5,000	25,420	
01 その他の旅費	4,500	4,020	480	
02 普通旅費	25,920	980	24,940	
10 需用費	163,000	114,498	48,502	
01 その他の需用費	163,000	114,498	48,502	
11 役務費	0	0	0	
12 委託料	1,482,000	0	1,482,000	
13 使用料及び賃借料	35,000	25,000	10,000	
目 04 遺家族等援護費	11,800	11,600	200	
07 報償費	10,000	10,000	0	
01 その他の報償費	10,000	10,000	0	
08 旅費	1,800	1,600	200	
02 普通旅費	1,800	1,600	200	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
項 03 こども未来費	1,150,285,667	1,005,618,125	144,667,542	
目 01 こども未来費	1,150,285,667	1,005,618,125	144,667,542	
01 報酬	4,813,000	4,421,015	391,985	
03 非常勤職員報酬	4,813,000	4,421,015	391,985	
03 職員手当等	1,462,000	1,460,820	1,180	
01 その他の職員手当等	1,462,000	1,460,820	1,180	
04 共済費	1,340,000	1,317,000	23,000	
01 地方公務員共済組合に 対する負担金	297,000	274,000	23,000	
02 報酬、給料及び賃金に 係る社会保険料	1,043,000	1,043,000	0	
07 報償費	431,000	223,800	207,200	
01 その他の報償費	431,000	223,800	207,200	
08 旅費	1,874,550	1,380,021	494,529	
01 その他の旅費	375,950	109,128	266,822	
02 普通旅費	1,498,600	1,270,893	227,707	
10 需用費	968,105	851,217	116,888	
01 その他の需用費	967,105	850,217	116,888	
02 食糧費	1,000	1,000	0	
11 役務費	791,120	647,927	143,193	
12 委託料	445,000	228,750	216,250	
13 使用料及び賃借料	75,000	70,000	5,000	
18 負担金、補助及び交付 金	302,000	122,384	179,616	
19 扶助費	1,137,778,892	994,890,191	142,888,701	
26 公課費	5,000	5,000	0	
項 04 障害者支援費	2,970,701	1,212,926	1,757,775	
目 01 障害者支援費	2,970,701	1,212,926	1,757,775	
01 報酬	442,600	358,700	83,900	
03 非常勤職員報酬	442,600	358,700	83,900	
04 共済費	1,000	403	597	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	403	597	
07 報償費	540,500	267,481	273,019	
01 その他の報償費	540,500	267,481	273,019	
08 旅費	347,201	176,867	170,334	
01 その他の旅費	102,740	32,144	70,596	
02 普通旅費	244,461	144,723	99,738	
10 需用費	337,400	309,475	27,925	
01 その他の需用費	332,400	309,475	22,925	
02 食糧費	5,000	0	5,000	
11 役務費	95,000	80,000	15,000	
12 委託料	1,172,000	0	1,172,000	
13 使用料及び賃借料	27,000	20,000	7,000	
18 負担金、補助及び交付金	8,000	0	8,000	
項 05 医療費	11,282,212	10,254,282	1,027,930	
目 01 医務福祉費	8,442,412	7,787,964	654,448	
01 報酬	2,040,000	1,847,628	192,372	
03 非常勤職員報酬	2,040,000	1,847,628	192,372	
03 職員手当等	534,000	533,176	824	
01 その他の職員手当等	534,000	533,176	824	
04 共済費	600,000	437,872	162,128	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	224,000	112,930	111,070	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	376,000	324,942	51,058	
07 報償費	445,800	378,300	67,500	
01 その他の報償費	445,800	378,300	67,500	
08 旅費	280,298	159,723	120,575	
01 その他の旅費	148,298	99,513	48,785	
02 普通旅費	132,000	60,210	71,790	
10 需用費	166,000	103,681	62,319	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の需用費	166,000	103,681	62,319	
11 役務費	176,000	163,250	12,750	
12 委託料	1,093,314	1,093,314	0	
13 使用料及び賃借料	107,000	71,020	35,980	
18 負担金、補助及び交付金	3,000,000	3,000,000	0	
目 02 感染症対策費	2,839,800	2,466,318	373,482	
01 報酬	1,386,000	1,208,398	177,602	
03 非常勤職員報酬	1,386,000	1,208,398	177,602	
04 共済費	3,000	2,669	331	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	3,000	2,669	331	
07 報償費	22,000	5,000	17,000	
01 その他の報償費	22,000	5,000	17,000	
08 旅費	168,800	92,306	76,494	
01 その他の旅費	85,800	61,826	23,974	
02 普通旅費	83,000	30,480	52,520	
10 需用費	194,000	184,745	9,255	
01 その他の需用費	194,000	184,745	9,255	
11 役務費	904,000	836,200	67,800	
13 使用料及び賃借料	162,000	137,000	25,000	
項 06 健康費	17,370,050	14,512,811	2,857,239	
目 01 健康政策費	5,000	900	4,100	
08 旅費	5,000	900	4,100	
02 普通旅費	5,000	900	4,100	
目 02 健康増進費	17,365,050	14,511,911	2,853,139	
01 報酬	56,196	48,168	8,028	
03 非常勤職員報酬	56,196	48,168	8,028	
04 共済費	1,000	0	1,000	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	1,000	0	1,000	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
07 報償費	397,394	295,426	101,968	
01 その他の報償費	390,684	289,137	101,547	
02 買上金	6,710	6,289	421	
08 旅費	256,780	50,083	206,697	
01 その他の旅費	68,380	26,453	41,927	
02 普通旅費	188,400	23,630	164,770	
10 需用費	242,680	113,734	128,946	
01 その他の需用費	241,680	113,734	127,946	
02 食糧費	1,000	0	1,000	
11 役務費	165,500	112,500	53,000	
13 使用料及び賃借料	67,500	35,000	32,500	
18 負担金、補助及び交付金	16,178,000	13,857,000	2,321,000	
項 07 生活衛生費	1,742,541	1,427,597	314,944	
目 01 食品衛生費	835,000	738,733	96,267	
07 報償費	5,000	0	5,000	
01 その他の報償費	5,000	0	5,000	
08 旅費	146,000	103,520	42,480	
02 普通旅費	146,000	103,520	42,480	
10 需用費	308,000	266,088	41,912	
01 その他の需用費	308,000	266,088	41,912	
11 役務費	56,000	51,000	5,000	
12 委託料	99,000	99,000	0	
13 使用料及び賃借料	45,000	43,125	1,875	
17 備品購入費	176,000	176,000	0	
目 02 薬務費	907,541	688,864	218,677	
07 報償費	168,000	10,150	157,850	
01 その他の報償費	168,000	10,150	157,850	
08 旅費	553,541	516,611	36,930	

一般会計

(令和 6年度)
(令和 7年 3月31日現在)

区 分	令 達 予 算 額	支 出 済 額	支 出 未 済 額	摘 要
	円	円	円	
01 その他の旅費	18,421	17,511	910	
02 普通旅費	535,120	499,100	36,020	
10 需用費	93,000	82,023	10,977	
01 その他の需用費	80,000	69,023	10,977	
02 食糧費	13,000	13,000	0	
11 役務費	78,000	66,330	11,670	
13 使用料及び賃借料	15,000	13,750	1,250	
款 12 災害対策費	70,000	59,120	10,880	
項 07 災害対策諸費	70,000	59,120	10,880	
目 01 災害対策本部費	70,000	59,120	10,880	
08 旅費	70,000	59,120	10,880	
02 普通旅費	70,000	59,120	10,880	
計	1,258,018,137	1,103,859,660	154,158,477	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)		
					前々年度 (前々々年度)	前年度 (前々年度)	左のうち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		3,221,295	
	〃	〃	福祉長寿費	長寿社会費		1,450,000	
	〃	〃	こども未来費	こども未来費		17,902,510	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費		1,075,000	
	〃	〃	医療費	医務福祉費		1,037,036	
	〃	〃	感染症対策費	感染症対策費		7,821	
	〃	〃	生活衛生費	食品衛生費		99,000	
計					0	24,792,662	0
(14) 工事請負費	一般会計	経営管理費	経営管理費	資産経営費		1,155,000	
計					0	1,155,000	0
(16) 公有財産購入費							
計					0	0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		8,470	
計					0	8,470	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費		35,000	
	〃	〃	福祉長寿費	地域福祉費		53,712,720	
	〃	〃	こども未来費	こども未来費		144,417	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費		8,000	
	〃	〃	医療費	医務福祉費		3,000,000	
	〃	〃	健康費	健康増進費		14,583,000	
計					0	71,483,137	0
(21) 補償、補填及び賠償金							
計					0	0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

(令和7年3月31日現在)

節名	会計	款	項	目	執行済額 (円)	
						うち、前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	3,142,810	
	〃	〃	福祉長寿費	長寿社会費		
	〃	〃	こども未来費	こども未来費	228,750	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費		
	〃	〃	医療費	医務福祉費	1,093,314	
	〃	〃	生活衛生費	食品衛生費	99,000	
計					4,563,874	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	314,600	
	〃	〃	生活衛生費	食品衛生費	176,000	
計					490,600	0
(18) 負担金、補助及び交付金	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	24,000	
	〃	〃	福祉長寿費	地域福祉費	53,712,720	
	〃	〃	こども未来費	こども未来費	122,384	
	〃	〃	障害者支援費	障害者支援費		
	〃	〃	医療費	医務福祉費	3,000,000	
	〃	〃	健康費	健康増進費	13,857,000	
計					70,716,104	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計					0	0

委託料に関する調

(令和5年度)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	(事務関係) プリンター保守点検委託	(株)スワベ商会	円 62,920	円 62,920	円 -	円 62,920	随契	R5.4.14)R6.3.31	R6.4.30	円 62,920	プリンターの保守及び修理	随契1号(少額)
2	プリンター保守点検委託	(株)スワベ商会	20,680	20,680	-	20,680	随契	R5.4.14)R8.3.31	R6.4.30	20,680	プリンターの保守及び修理	随契1号(少額)
3	感染性廃棄物処理	(株)ヤマモト	26,070	26,070	-	26,070	随契	R5.4.18)R6.3.31	R6.1.29 R6.4.26 小計	7,821 7,821 15,642	感染性廃棄物の収集、運搬、処分	単契 随契1号(少額)
4	動物保護棟の産業廃棄物処理	日興サービス(株)	99,000	99,000	-	99,000	随契	R6.2.1)R6.3.29	R6.3.29	99,000	廃棄物の収集、運搬、処分	単契 随契1号(少額)
5	車両運行管理	三陽自動車(株)静岡事業所	3,785,490	基本委託料 3,129,874 委託加算金 38,126 (1時間当り) 1719.3 (1泊当り) 3,740	-	基本委託料 3,129,874 委託加算金 38,126 (1時間当り) 1719.3 (1泊当り) 3,740	一般	R5.4.28)R5.3.31	R5.6.30 R5.7.31 R5.8.31 R5.9.29 R5.10.31 R5.11.30 R5.12.27 R6.1.31 R6.2.29 R6.3.29 R6.4.30	284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534 284,534	薬事機働班車の運行管理	一般
6	地域リハビリテーション強化推進事業	(医)社団紫苑会(富士いきいき病院)	1,450,000	1,450,000	-	1,450,000	随契	R5.5.22)R6.3.15	R6.4.15	1,450,000	地域のリハビリ実施機関従事者等に対する援助、研修等	随契2号(不適)
7	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	医療法人財団新六会大富士病院外4病院	1,075,000	1,075,000	-	1,075,000	随契	R5.4.1)R6.3.31	R6.4.25	1,075,000	精神障害者への迅速かつ適切な医療及び保護を図るため、指定医及び指定病院を輪番で確保する。	随契1号(少額)
8	特定医療費(指定難病)受給者証更新受付等事務委託	(株)ベルキャリエール沼津支店	1,292,792	1,037,036	-	1,037,036	一般	R5.5.15)R5.7.18	R5.7.4 R5.8.4 R5.8.29 小計	195,360 628,408 213,268 1,037,036	特定医療費受給者証更新事務を行う。	一般
9	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業委託	(福)芙蓉会ひまわり園	4,226,370	4,226,370	490	4,226,860	随契	R5.4.1)R6.3.31	R5.6.30 R5.10.16 R6.1.18 R6.3.27 小計	1,493,720 1,225,680 1,226,170 281,290 4,226,860	施設で暮らす子どもの大学等修学支援事業の実施	随契2号(不適)
10	同上	(福)誠信会	5,182,810	5,182,810	600	5,183,410	随契	R5.4.1)R6.3.31	R5.4.28 R5.7.14 R5.9.22 R6.1.31 小計	1,225,080 1,225,080 1,225,680 1,507,570 5,183,410	同上	随契2号(不適)
11	同上	(特非)ノースガイア	3,149,520	3,149,520	600	3,150,120	随契	R5.4.1)R6.3.31	R5.4.28 R5.7.21 R5.10.13 R6.1.23 小計	787,080 787,080 787,680 788,280 3,150,120	同上	随契2号(不適)
12	同上	(福)静岡ホーム	4,901,520	4,901,520	600	4,902,120	随契	R5.4.1)R6.3.31	R5.4.28 R5.7.21 R5.10.13 R6.1.23 小計	1,225,080 1,225,080 1,225,680 1,226,280 4,902,120	同上	随契2号(不適)
13	里親施設実習等事業	(福)誠信会	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	-	2,500 (1日1人当)	随契	R5.4.25)R6.3.31	R5.8.2 R5.9.6 R5.12.8 R6.3.25 小計	12,500 5,000 15,000 2,500 35,000	新規里親登録者等の施設児童との交流体験研修及び養育実習の実施	随契1号(少額)
14	里親施設実習等事業	(福)芙蓉会	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	-	2,500 (1日1人当)	随契	R5.4.25)R6.3.31	R5.6.26 R5.9.11 R6.2.29 R6.3.11 小計	25,000 45,000 25,000 10,000 105,000	同上	随契1号(少額)
15	親権停止審判申立事件に係る委託	弁護士 柿崎博昭	300,000	300,000	▲150,000	150,000	随契	R6.3.19)R6.3.29	R6.3.29	150,000	児童相談所長の代理人として児童福祉法第33条の7に基づく親権停止審判申立に係る業務	随契1号(少額)
16	未成年後見人選任申立に係る委託	弁護士 柿崎博昭	300,000	300,000	▲150,000	150,000	随契	R6.3.19)R6.3.29	R6.3.29	150,000	児童相談所長の代理人として児童福祉法第33条の8に基づく未成年光景人専任申立に係る業務	随契1号(少額)
頁計									24,792,662			
事務関係計	16件								24,792,662			

委託料に関する調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約締結方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要	
				当初額	変更増減額	計							
1	(事務関係) プリンター保守点検委託	(株)スワベ商会	円 62,920	円 62,920	円 -	円 62,920	随契	R6.4.5)R7.3.31		円	プリンターの保守及び修理	随契1号(少額)	
2	プリンター保守点検委託	(株)スワベ商会	32,560	32,560	-	32,560	随契	R6.4.5)R7.3.31			プリンターの保守及び修理	随契1号(少額)	
3	感染性廃棄物処理	(株)ヤマモト	26,070	26,070	-	26,070	随契	R6.4.23)R7.3.31	R7.3.31	7,821	感染性廃棄物の収集、運搬、処分	単契随契1号(少額)	
4	動物保護棟の産業廃棄物処理	日興サービス(株)	99,000	99,000	-	99,000	随契	R7.1.17)R7.3.31	R7.3.19	99,000	廃棄物の収集、運搬、処分	単契随契1号(少額)	
5	車両運行管理	三陽自動車(株)静岡事業所	3,468,382	基本委託料 3,416,397 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 3,300	-	基本委託料 3,416,397 委託加算金 36,300 (1時間当り) 1,815 (1泊当り) 3,300	一般	R6.4.1)R7.3.31	R6.5.31 R6.6.28 R6.7.31 R6.8.30 R7.9.30 R6.10.31 R6.11.29 R6.12.25 R7.1.31 R7.2.28 R7.3.31	284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 284,699 287,999 284,699	薬事機働班車の運行管理	一般	
6	地域リハビリテーション強化推進事業	(医)社団紫苑会(富士いきいき病院)	1,482,000	1,482,000	-	1,482,000	随契	R6.5.27)R7.3.14			地域のリハビリ実施機関従事者等に対する援助、研修等	随契2号(不適)	
7	精神保健指定医及び指定病院の輪番事業	医療法人財団新六会大富士病院外4病院	1,072,000	1,072,000	-	1,072,000	随契	R6.4.1)R7.3.31			精神障害者への迅速かつ適切な医療及び保護を図るため、指定医及び指定病院を輪番で確保する。	随契1号(少額)	
8	特定医療費(指定難病)受給者証更新受付等事務委託	(株)三幸コーポレーション	1,294,095	1,093,314	-	1,093,314	一般	R6.5.20)R6.7.12	R6.6.28 R6.7.31 R6.8.23	184,008 660,895 248,411	特定医療費受給者証更新事務を行う。	一般	
9	里親施設実習等事業	(福)誠信会	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	-	2,500 (1日1人当)	随契	R6.4.25)R7.3.31	R6.9.13 R6.12.24	31,250 7,500	新規里親登録者等の施設児童との交流体験研修及び養育実習の実施	随契1号(少額)	
10	里親施設実習等事業	(福)芙蓉会(ひまわり園)	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	-	2,500 (1日1人当)	随契	R6.4.25)R7.3.31	R7.12.12 R7.3.25	10,000 30,000	同上	随契1号(少額)	
11	里親施設実習等事業	(福)芙蓉会(みどり園)	2,500 (1日1人当)	2,500 (1日1人当)	-	2,500 (1日1人当)	随契	R6.4.25)R7.3.31		0	同上	随契1号(少額)	
12	未成年後見人選任申立に係る委託	弁護士 柿崎博昭	150,000	150,000	-	150,000	随契	R6.5.14)R7.3.31	R6.6.28	150,000	児童相談所長の代理人として児童福祉法第33条の8に基づく未成年光景人専任申立に係る業務	随契1号(少額)	
									頁計	4,563,874			
事務関係計		12件								4,563,874			

補 助 金 支 出 調 査

(令和5年度)

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要	
								年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額		年月日
1	富士山衛生センター運営事業	富士宮市	富士山衛生センター運営事業費補助金交付要綱	富士山夏山登山最盛期の7月21日から8月14日までの25日間八合目に衛生センターを開設し、登山者の傷病時における緊急医療業務を行い、登山者の安全に万全を期した。	7,890,992	3,000,000	県1/2	5.7.19	3,000,000	5.12.8	3,000,000	5.8.14	5.10.19		
2	健康増進事業費補助金	富士宮市	健康増進事業費補助金交付要綱	国民の健康の増進を総合的に推進するため、地域住民の健康診査の実施や健診に基づく健康相談・教育等を行い、疾病の予防、生涯にわたる健康増進に向けた事業を実施した。	7,937,526	5,005,000	国1/3 県1/3	6.3.25	5,005,000	6.3.29	6.5.31	4,319,000 643,000	6.3.31	6.4.15	
3	同上	富士市	同上	同上	16,692,586	9,621,000	国1/3 県1/3	6.3.25	9,621,000	6.3.29	6.5.31	8,295,000 1,326,000	6.3.31	6.4.15	
4	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	15,530	15,530	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	6.1.5	15,530	6.1.16	5.11.24	15,530	5.11.24	6.1.5	
5	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	4,018	4,018	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	6.2.27	4,018	6.3.19	6.2.5	4,018	6.2.5	6.2.27	
6	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	2,978	2,978	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	6.3.29	2,978	6.4.25	6.3.10	2,978	6.3.10	6.3.29	
7	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	32,327	32,327	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	6.3.29	32,327	6.4.30	6.3.31	33,095	6.3.31	6.4.10	
8	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	10,655	10,655	補助対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額	6.3.29	10,655	6.4.30	6.3.29	9,796	6.3.29	6.4.10	
	計	8件			32,586,612	17,691,508			17,691,508			17,648,417			

補助金支出調

(令和6年度)

(令和7年3月31日現在)

整理番号	対象事業名	交付先	補助の根拠	事業の実績	総事業費	補助金額	補助率	交付決定		交付		事業完了		摘要
								年月日	金額	年月日	金額	年月日	確認年月日	
1	富士山衛生センター運営事業	富士宮市	富士山衛生センター運営事業費補助金交付要綱	富士山夏山登山最盛期の7月19日から8月12日までの25日間八合目に衛生センターを開設し、登山者の安否に万全を期した。	8,231,593	3,000,000	県1/2	R6.7.8	3,000,000	R6.11.8	3,000,000	R6.8.12	R6.10.11	
2	健康増進事業費補助金	富士宮市	健康増進事業費補助金交付要綱	国民の健康の増進を総合的に推進するため、地域住民の健康診査の実施や検診に基づく健康相談・教育等を行い、疾病の予防、生涯にわたる健康増進に向けた事業を実施した市に対し助成した。	8,252,239	4,875,000	国1/3 県1/3	R7.3.17	4,875,000	R7.3.28	4,319,000	R7.3.31		
3	同上	富士市	同上	同上	16,772,465	10,217,000	国1/3 県1/3	R7.3.17 R7.3.31	11,303,000 10,217,000	R7.3.28	8,295,000	R7.3.31		
4	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかわる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	14,016	14,016	補助対象経費の 実支出額と基準額 を比較して少ない 方の額	R6.9.17	14,016	R6.10.7	14,016	R6.8.22	R6.9.9	
8	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかわる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	7,368	7,368	補助対象経費の 実支出額と基準額 を比較して少ない 方の額	R7.2.27	7,368	R7.3.13	7,368	R6.12.16	R7.2.19	
5	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかわる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	4,018	4,018	補助対象経費の 実支出額と基準額 を比較して少ない 方の額	R7.3.31	58,812			R7.3.31		
6	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかわる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	3,368	3,368	補助対象経費の 実支出額と基準額 を比較して少ない 方の額	R7.3.31	3,368			R7.3.28		
7	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業	静岡県里親への委託前養育支援事業補助金交付要綱	里親委託前の里親と里子の交流にかかわる経費について、補助金を交付することで交流を促進した。	4,428	4,428	補助対象経費の 実支出額と基準額 を比較して少ない 方の額	R7.3.31	4,428			R7.3.29		
計		8件			33,289,495	18,125,198			29,482,992		15,635,384			

負担金支出調

(令和5年度)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	「サンフロント21講話会」年会費	サンフロント21講話会	案内	令和5年度会費	円 10,000	R5. 4. 28
2	民生児童委員活動推進事業費負担金	富士宮市	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当、民生委員協議会活動費他	18,932,220	R5. 6. 30
	〃	富士市	〃	〃	34,780,500	R5. 6. 30
3	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	令和5年度会費	14,000	R5. 8. 15
4	全国知的障害者更生相談所長協議会会費	全国知的障害者更生相談所長協議会	全国知的障害者更生相談所長協議会会則	令和5年度会費	8,000	R5. 9. 28
5	インターネット/ゲーム依存の予防・対応等に関する研修受講料	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター	実施要綱	受講料	6,000	R5. 6. 29
6	第24回児童福祉司研修ワークショップ参加費	全国児童相談研究会事務局代表 春日勉	開催通知	参加費	13,000	R5. 8. 10
7	2023年度 発達障害医学セミナー参加費	公益社団法人 日本発達障害連盟	開催通知	参加費	12,000	R5. 10. 13
8	第48回全国全国児童相談研究セミナー参加費の支出について	第48回全国児童相談研究セミナー 現地実行委員会 全国児童相談研究会事務局代表 春日 勉	開催通知	参加費	8,000	R5. 10. 25
9	2023年度公衆衛生全国新任者研修会受講料の支出について	公益社団法人日本栄養士会	開催要領	受講料	4,000	R5. 12. 5
10	ライフストーリーワーク基礎編セミナー参加費	一般社団法人無憂樹	開催通知	参加費	18,000	R6. 1. 11
11	児童相談所と近接領域における家族療法・家族援助の実際研修費	児童相談所と近接領域における家族療法・家族援助の実際研修費第31回研修顔事務局	開催通知	研修費	8,000	R6. 1. 19
12	会計年度任用職員人間ドック負担金	地方職員共済組合静岡県支部長	実施通知	人間ドック負担金	21,000	R6. 2. 29
計		12件			53,830,720	

負担金支出調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額	支出年月日
1	「サンフロント21講話会」年会費	サンフロント21講話会	案内	令和6年度会費	円 10,000	R6.4.26
2	民生児童委員活動推進事業費負担金	富士宮市	民生委員法第26条	民生委員・児童委員活動手当、民生委員協議会活動費他	18,932,220	R6.6.28
	〃	富士市	〃	〃	34,780,500	R6.6.28
3	全国児童相談所長会会費	全国児童相談所長会	全国児童相談所長会会則	令和6年度会費	14,000	R6.8.28
4	ライフストーリーワーク体験講座参加費	一般社団法人 無憂樹	開催通知	参加費	5,000	R6.5.2
5	子どものPTSDのアセスメント研修受講料	学校法人 日本福祉大学	開催通知	受講料	8,000	R6.8.20
6	第92回JFPA思春期保健セミナーRコースI受講費	一般社団法人 日本家族計画協会	開催通知	受講費	33,000	R6.8.30
7	2024年度発達障害医学セミナー参加費	公益社団法人 日本発達障害連盟	開催通知	受講料	12,000	R6.9.3
8	会計年度任用職員人間ドック負担金	地方職員共済組合静岡県支部長	実施通知	人間ドック負担金	14,000	R6.11.18
9	日本子ども虐待防止学会第30回学術集会かがわ大会参加費	一般社団法人 日本子ども虐待防止学会	開催通知	参加費	13,000	R6.11.29
10	生活の中のライフストーリーワークセミナー参加費	一般社団法人 無憂樹	開催通知	参加費	16,000	R7.2.28
計		10件			53,837,720	

公有財産調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

区分	令和6年3月31日 現在		増		減		令和7年3月31日 現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	数量又は面積	台帳価格 千円	
公有財産に準ずるもの		千円 401		千円 -		千円 -		千円 401	
電話加入権	10件	401	-	-	-	-	10件	401	

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

(令和6年度)
(令和7年3月31日現在)

区分	事業名又は契約名	内容	契約額	(契約額の年度別内訳)											
				平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
長期継続契約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機借上 (契約 日) 令和元年9月27日	3,124,240	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
				262,960	569,607	652,501	707,132	653,500	278,540						
長期継続契約	電子複写機 賃貸借契約	電子複写機借上 (契約 日) 令和6年9月13日	3,037,320							607,464	607,464	607,464	607,464	607,464	303,732
				262,960	569,607	652,501	707,132	653,500	582,272	607,464	607,464	607,464	607,464	303,732	
合計			6,161,560	262,960	569,607	652,501	707,132	653,500	582,272	607,464	607,464	607,464	607,464	607,464	303,732

備品・図書調

(令和 6年度)

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-01 机類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-02 台類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
01-03 いす類	24	(0) 0	0	(0) 0	0	24
01-04 収納保管庫類	10	(0) 0	0	(0) 0	0	10
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	10	(0) 0	0	(0) 0	0	10
01-19 掲示板・黒板	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
02-01 情報処理機器類	28	(0) 0	0	(0) 2	0	26
04-01 診療・診断用機器類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
04-02 衛生検査用機器類	12	(0) 3	490,600	(0) 1	0	14
04-07 防疫機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
04-99 その他の医療衛生機器類	4	(0) 0	0	(0) 0	0	4
05-04 分析化学機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
05-99 その他の試験計測機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
06-99 その他の諸機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
07-03 畜産用機器類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
08-01 車両類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
50-01 図書	9	(0) 0	0	(0) 0	0	9
計	120	(0) 3	490,600	(0) 3	0	120

主 要 備 品 調

(令和7年 3月31日現在)

整理 番号	区 分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額 (円)
	大・中	小				
1	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用 陰圧テント一式	SARS等感染症患者 発生時診察用	平成15年12月	3,790,500
2	04-99	その他の医療衛生機器	感染症患者診察用 陰圧テント一式	SARS等感染症患者 発生時診察用	平成15年12月	3,790,500
3	04-99	その他の医療衛生機器	マスクフィッティン グテスター	SARS等感染症患者 発生時診察用	令和3年1月	919,600
4	01-04	書類収納庫	移動書庫(2連式横移動 型) L5-22YH-KW	書類収納用	平成10年3月	659,000
5	07-03	その他の畜産用機器	猫ゲージ式 アルミ製12ヶ1組350*500 *420	月0~1回(年間10回) 動物指導用	昭和62年6月	524,000
6	01-02	カウンター	カウンター	受付カウンター	平成元年3月	499,140
7	06-99	その他の諸機器	高温水高圧洗浄機 ジェットマン	月0~1回(年間10回) 動物指導用	平成17年11月	472,500
8	01-04	書類収納庫	書類収納庫	書類収納用	昭和62年3月	386,000
9	05-04	培養機器	培養機器 MC×150アングル	月1回 血液検査用	平成3年11月	370,800
10	07-03	その他の畜産用機器	その他の畜産用機器 咬傷犬用檻	月0~1回(年間10回) 動物指導用	昭和62年5月	304,200
11	04-07	その他の防疫機器	防護服 TST防護服ユニット	SARS等感染症患者 発生時使用	平成14年1月	296,100
12	04-99	その他の医療衛生機器	器械戸棚	検体の保管用	昭和61年10月	250,000
13	01-04	戸棚	戸棚	薬品、書籍、文房具等 保管用	昭和61年12月	237,000
14	04-02	その他の衛生検査機器	箱庭療法標準セット	児童の面接時	平成17年11月	230,076
15	07-03	その他の畜産用機器	その他の畜産用機器 冷凍庫	犬死骸処理用	平成24年10月	225,750
16	01-07	その他の書類整理機器	紙折機	月0~1回(年間10回) 大量発送時使用	平成9年1月	221,450
17	01-04	書類収納庫	書類収納庫 (複柱書架Sタイプ)	書類収納用	平成25年3月	202,093